# 泉屋叢考

第拾七輯

# 泉屋叢考

第拾七輯

## 三 住友と立川銅山

付録　別子立川両銅山抜合並びに併合関係資料

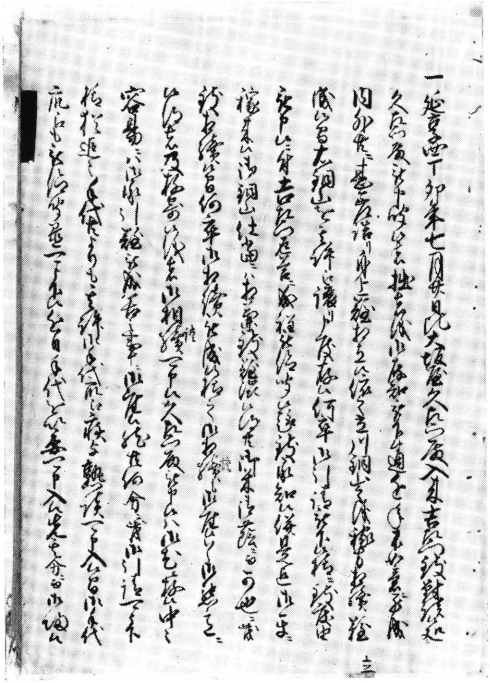


別子立川銅山抜合関係文書

上段、元禄十六年中抜合一件のもの。下段、右の二冊は元禄八～十年、左は宝永元年のもの。

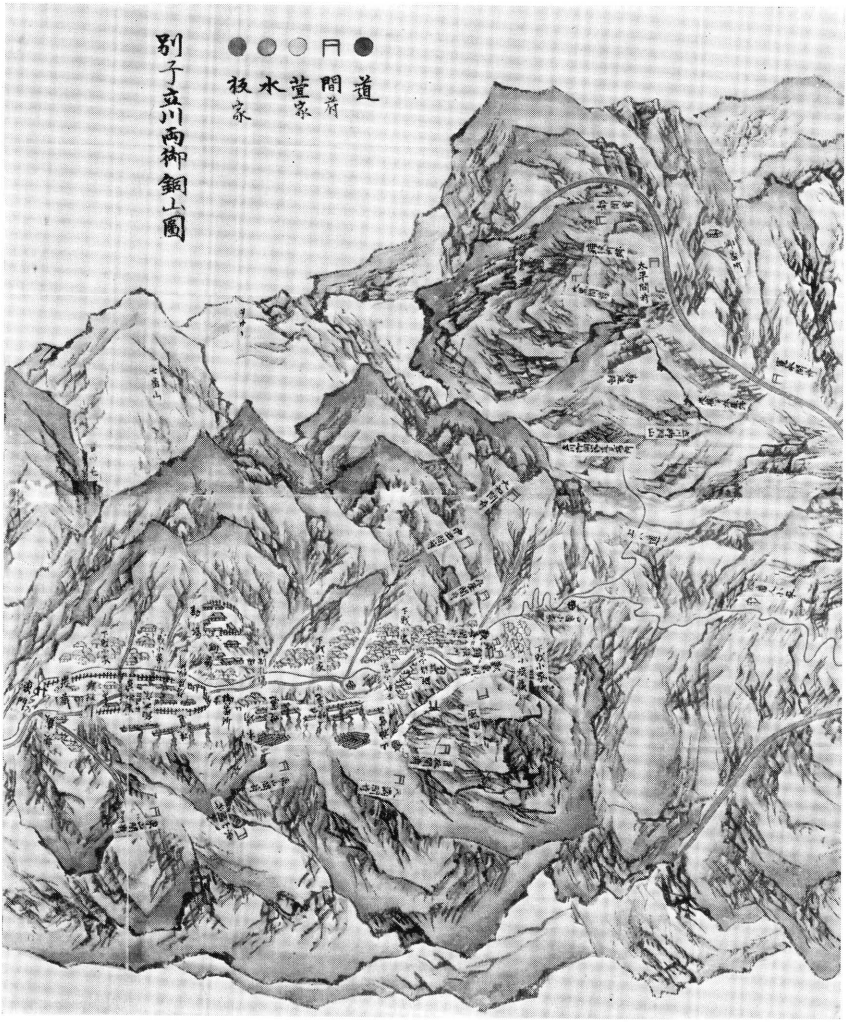



厚サ　四糎
各冊　横　二三糎
　　縦　三一糎

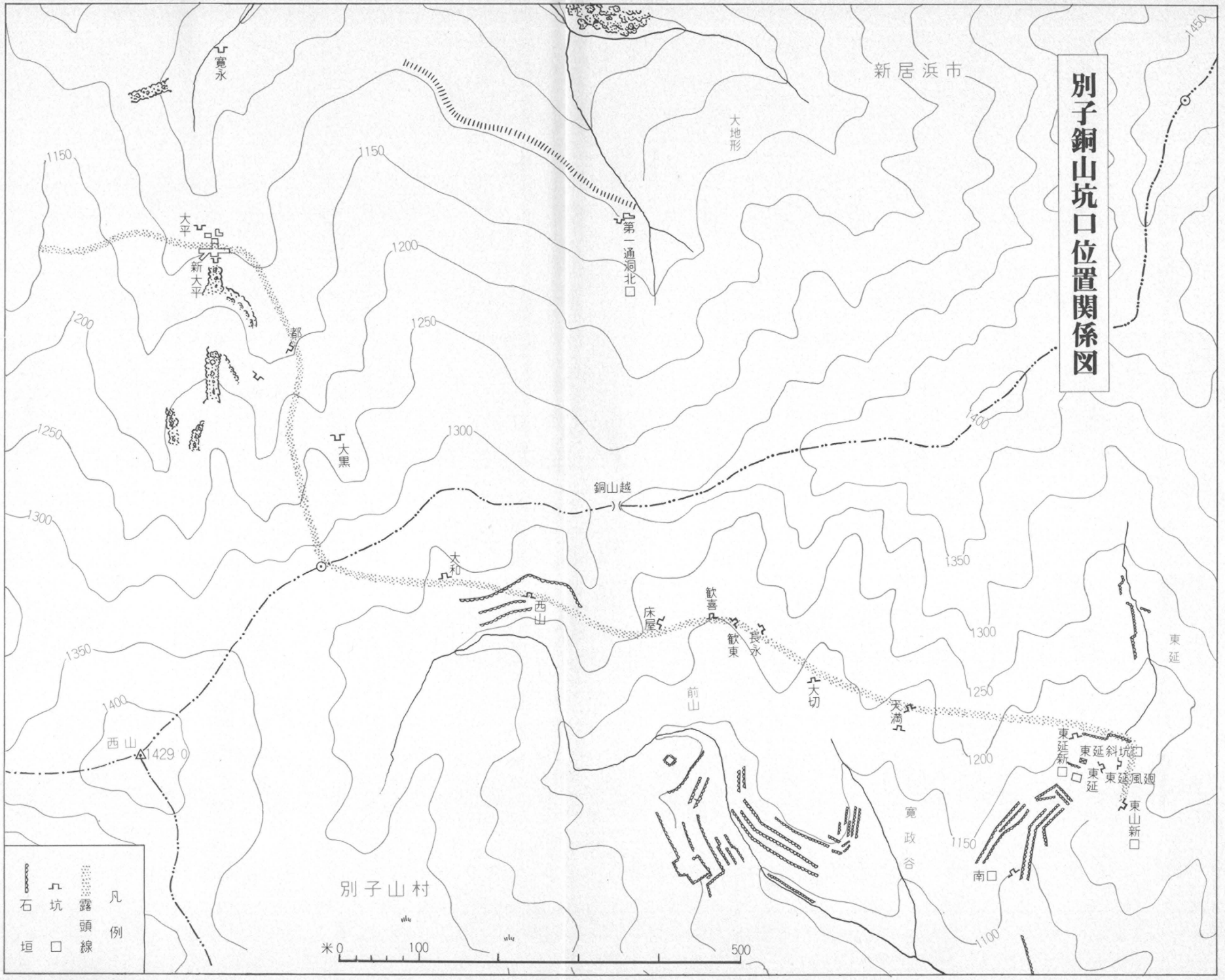


豫州立川御銅山
御公用日記

表紙
上　巻首
右




別子立川兩御銅山圖　(明和六年)　　縦 五四糎　横 四六糎


別子銅山坑口位置関係図
新居浜市
大地形
寛永
大平
新大平
都
大黒
第一通洞北口
銅山越
大和
西山
床屋
歓喜
歓東
長永
大切
天満
前山
東延
東延新口
東延斜坑口
東延風通
東山新口
南口
寛政谷
西山
1429.0
別子山村
凡例
石垣
坑口
露頭線
米
0
100
500
1150
1200
1250
1300
1350
1400
1450
1100

# 住友と立川銅山　目次


一　序　言……一
二　別子・立川両銅山の抜合と境界問題……二
三　立川銅山の上知とその後の抜合事件……二〇
四　京銭座（京都糸割符仲間）稼行下の立川銅山……三七
五　大坂屋久左衛門稼行下の立川銅山……五八
六　住友と立川銅山経営……六九
七　住友の別子・立川両銅山一手稼行の成立……九五
八　結　語……一〇六

# 一　序　言

立川銅山の開発は別子銅山よりも古く寛永年間のことといわれる。しかしおくれて開坑した別子銅山とともに、元来は同じ鉱脈を採掘したのである。本論の二、三は「別子銅山圖錄」に「別子立川両銅山の抜合事件と境界問題」と題して解説したものに多少補訂を加えたものである。立川銅山は独立した一銅山としても、当時わが国で有数の産銅があった山である。三、四においては宝永元年（一七〇四）上知以後の同銅山の稼行の経過を、別子銅山のそれと比較し関連させながら述べることにする。

しかし採掘の進むにつれ、掘場が深くなって涌水が多くなり、かつ鉑の歩付が一般に低化するというのが、すべての鉱山の共通した傾向である。燃料の薪炭や資材の供給地が遠くなることも同様である。立川銅山もその例に洩れなかった。しかも立川銅山はそれらの条件において別子銅山以上に概して悪かった。立川がなおかなりの産銅高を維持し得たに拘わらず、単独の銅山としての経営は困難に陥ったのである。

住友としては宝永元年の上知以来、別子・立川両銅山の一手稼行を希望していたし、またそれ

が立川を回生させる唯一の途と考えるにいたったのである。六、七においては寛延二年（一七四九）の住友の別人名儀による立川銅山請負から宝暦十二年（一七六二）両銅山一手稼行を許されるまでの経緯を述べ、その実相はどうであったかを解明しようと努めた。

## 二　別子・立川両銅山の抜合と境界問題

元禄八年（一六九五）四月二十五日に別子銅山大和間歩と立川銅山大黒間歩の鋪内において、双方から抜け合った。① そこで別子がわは代官所、立川がわは西条藩からそれぞれ派遣されている銅山詰めの役人が立会って見分し、大和・大黒両間歩の四つ留口を封じ、追って下知あるまで両間歩の稼方の中止を命じた。これに対し山師からはそれは迷惑であると申し立てたので、あらためて別子がわは抜合場所に封を付け、立川がわは明（あか）りの境から五〇間ほど別子領へ掘り越しているらしいからそれだけ退いて封を付け、ともにその外の部分を稼ぐように指示した。明りの境とは地表面の境のことで、両銅山の境界であり、また宇摩郡別子山村・新居郡立川村の村界をも意味したのである。

立川山師はこの指示に不服で、京都へ上り、鎚先抜合ごとに境とするか、抜合地獄榜示とする

か、または明りの境に従うべきか、三のうちいずれかを仰せ付けられたいと、代官あて訴えた。代官平岡吉左衛門は京都に当時滞在していたと見える。抜合地獄榜示とは、抜合場所を禁区としてある距離を置いて双方が榜示を立てることであろう。これに対して、別子がわからは、鎚先或は抜合地獄榜示は同領内の鉱山において、いく人もの山師が別々に稼行して抜き合った場合に鑿(のみ)先(さき)、つまり双方抜合点をもって境とする仕法で、それは運上が同じ領主へ上納されるからであり、別子・立川の場合は領分が違うから明り即ち地表面の領境を採用されたいと申し出た。代官は立川山師に対して、双方の銅山役人・山師・別子山村立川村の百姓が立ち会い見分したうえ、江戸(評定所)へ伺うことを答えた。

さて当時の別子銅山の元締(後の支配人)は、前年火災で殉職した助七の跡をうけた平七で、勘助・平左衛門がこれを補佐する地位にあった。立川銅山師は金子村の彌一(市)左衛門である。また別子銅山出役のうち上役は澤田新助・赤木直右衛門の二人、西条藩の立川銅山出役は矢野十郎左衛門・島崎八左衛門等であった。六月二十五日付の書状で、澤田・赤木から矢野等にあて別子山村と西条領村々との境界などについて別子山村の意見を書き送った。それは同村百姓が差し出した口上書によって述べたものであろうが、それによると西条がわで領界は古来御札場をもって

すると主張するらしいが、それは誤りで水流れ即ち分水線が堺であるとしている。御札場とは延宝五年（一六七七）三田次郎右衛門代官のとき、盗木人等が出入りする道筋の五ヶ所に高札を立てたので、西条領の大永・立川・種川・上野諸村から別子山村御林山へ通ずる道筋にあるというのである。宇摩郡の幕領は松山藩の預地（あずけち）となっていたが、延宝五年代官支配となったので、このとき御札場が建てられたのである。また別子山村からは、同村と西条領諸村とは分水線をもって境とする証拠として、寛文十年（一六七〇）松平左京大夫頼純が西条で三万石を与えられたとき西条領となった上野村と別子山村との山境を双方で確認した同年四月六日付の一札を差し出している。これは西条藩一柳監物直興が寛文五年除封され没収された領地が、頼純の封地内に加えられたのである。この一札は大庄屋の宇摩郡天満村九兵衛等四人、上野・別子山・畑野・入野の四ヶ村村役人が連判して、今度上野村が西条領となったについて上野・別子山村等の山境を双方の関係人が一同立ち会い先規どおりに定めて取り替わしたものである。それには東は十郎ヶ淵・熊鷹とや・大森の頭・権現岩、西はかけさこの尾峯続き水流れを限り、北がわは上野山、南東は別子山・浦山村分と書かれており、これらの地名は一々現地に的確に比定することは困難であるけれども、東赤石山を頂点とする東西の山稜の線が上野・別子山両村、また熊鷹山をふくむ南北の尾根筋が

上野・浦山両村のそれぞれ境界をなすとしたことは疑いない。

これに対して、六月二十七日付矢野等から澤田・赤木あての返書では、立川村百姓の主張として山境に御札場があって、御札場付近は水流れを境とせず、古来御札場をもって境界とするとし、当面の立川村境は御札場・船窪の見通しをもって境を決め、東は赤太郎（西赤石山）尾、西は三の森尾を境界とすると報告している。②

八月八日になって、別子銅山請負名儀人の江戸上槇町七右衛門及び平七・平左衛門・勘助から彌一左衛門を相手として江戸の評定所へ訴えて、抜合以来の双方交渉の経過を述べ、他所は分水線をもって境となすにかかわらず、この付近だけ御札場をもって境と主張するのは理由なきことで、地表面の分水線を境とすれば抜合場所は立川から別子領へ五〇間余も掘り込んでいて多量の鉱石を不法に掘り取ったことになるといっている。ここの御札場は三田次郎右衛門のとき立てた場所に、服部六右衛門・後藤覺右衛門と歴代代官が続いて立てた。元祿四年秋になって四〇間ほど北西へ寄せて札を立て替えたというから、分水線つまり立川村寄りに移ったことになる。翌年春立川村庄屋から別子山村庄屋へ申し込んで、もとの御札場に札を戻した。平岡代官になって元祿六年別子山村惣百姓相談の上、元祿四年移建の場へ移すことを考え、銅山詰役人へその旨を伝

えたところ、そのとおりせよということで立川村へも連絡し、両村村役人その他が立ち会って札を再び立て替えたのである。立川村で村境と主張する御札場は、最初のところで、即ち現在地より東南四〇間ほど別子山の方へ寄った地点であった。

評定所では八月十九日付で右の訴状の裏書をもって、双方の銅山師・百姓が誓紙をして論所を一枚の絵図に仕立てるとともに、立川からは返答書を認め、十月二十五日には双方評定所へ出頭し対決すべしと申し渡した。誓紙の内容は、双方が立ち会い絵図を仕立て立会のとき非義を申しかけ口論等はしないこと、また絵師にも公正なることを誓詞させることである。この申渡は平七等から九月十三日立川方へ伝達された。直ちに絵師をよびに大坂へ遣った使は十月になっても戻らず、別子・立川両銅山師、両村村役人から江戸の七右衛門あて、二十五日の出頭は不可能とし延引方を届けるように依頼している。

評定所においての対決の経過等は記録が残っていないが、元禄九年九月江戸から秋山伊左衛門・曲淵市郎左衛門が検使として派遣された。検使は別子山・立川両村の百姓はじめ近郷諸村の百姓を呼んで吟味をした。翌元禄十年閏二月四日評定所の裁決があって、両村の境界は分水線をもってすることに決定された。その結果は立川がわは境から五九間余も掘り越したことになり、

別子がわよりそれを指摘したにかかわらず承引しなかった不始末を咎められて、山師彌一左衛門・同じく甚左衛門・立川村庄屋藤兵衛は入牢を申し渡された。

境界の決定には両検使のほか矢野十郎左衛門、別子・立川両銅山師、別子山・立川両村庄屋が立ち会ったが、代官山木惣左衛門は前任者平岡吉左衛門と交替したばかりの際で参加しなかった。境界には西は三の森東の窪から東は船窪の東方三〇間余のところまで、この距離二一七間、この間に西から数えて一番から四十五番までの分杭を立てた。また鋪内の抜合場所にも両検使名をしるした分杭を立てたが、これは六番分杭から二間三尺五番分杭の方へ寄った順当にある。順当とは地表面の位置に相当する地下の地点をいうのである。そしてこの鋪内分杭から別子・立川ともに二間ずつ後退して鉄格子を入れた③。その地点は別子がわ大和間歩四つ留口から分杭まで九三間ほどの距離であるという。このとき作製された絵図、またはその写しは現存しない。

正徳三年（一七一三）九月、鉄格子分杭は、坑内が崩れ年数も経たため朽ちたので、両銅山から銅山詰役人に申し出て見分を受け分杭に添木をして修覆している。このような修理はその後も行なわれたであろう。鉄格子の封印は両銅山が住友の一手稼行となるまでは、両銅山詰役人が立ち会い改めたうえで、その手で毎年仕替えたようである④。

元禄十年閏二月論所裁決から同十四年中までに、少なくとも抜合は四回は起こっていて、その都度両銅山のものが立ち会い、境を定めて戸前や分杭を立てたようである。元禄十六年七月別子がわ泉屋金右衛門・立川山師京銭座平野屋藤七の連印で、鉄格子から測量し前年来の抜合出入に対する分杭の建立と合わせて、あらためて五ヶ所の分杭を立てたことを確認している。これによると、右の四ヶ所は

イ　十一番分杭より五尺十番分杭の方へ寄り順当にて
ロ　十四番分杭より三尺十五番分杭の方へ寄り順当にて
ハ　十五番分杭より二間十六番分杭の方へ寄り順当にて
ニ　十七番分杭より一間三尺十六番分杭の方へ寄り順当にて

となっている。

立川銅山師は彌一左衛門入牢の後、やはり金子村の新五右衛門が請けたようで、作兵衛・茂左衛門が手代となって稼行したらしい。元禄十四年二月大和間歩内先年の抜合場所の近くで別子がわから古鋪へ掘り抜いた。金右衛門・勘助は新五右衛門・作兵衛等と立ち会い立川の鋪内を見分し、さらに同様に双方が大和間歩で立ち会い、絵図を作り捺印し取り替わして、分杭を立てて

一件は落着した。三月六日右の次第を金右衛門・勘助から別子銅山詰役人あてに報告し、双方内済したので届けなかった旨を断わっている。この分杭は大和間歩内先年抜合場所（鉄格子のところ）の近所とあるから、前掲四ヶ所のうちイの分杭であろうと思われる。金右衛門等の役人あて報告に、抜合場所が双方吟味の結果は「此方山ニ紛なし」即ち別子の領域であるといっている。四月に作兵衛から金右衛門等にあてた一札に、大黒鋪内の走り切場即ち鉑掘場まで往来するに抜合戸前から分杭まで別子銅山領内を通ることになり、六月中旬には立川がわに通路が掘られる見込ゆえそれまで借用するとし、今度立川銅山を他の山師に渡したのでこの山師にもその趣意を申し伝えて、立川がわ通路が出来しだい借用路は返還させると述べている。イ、ロの分杭間は立川銅山用の鋪道が別子がわに入り込んでいるが、これを指すのであろう。四月中旬頃に京都銭座の鮫屋三郎右衛門・金屋源兵衛・長崎屋忠七が新五右衛門に替わって立川銅山を請負うことになった。そして藤七が山元の支配に当たった⑤。

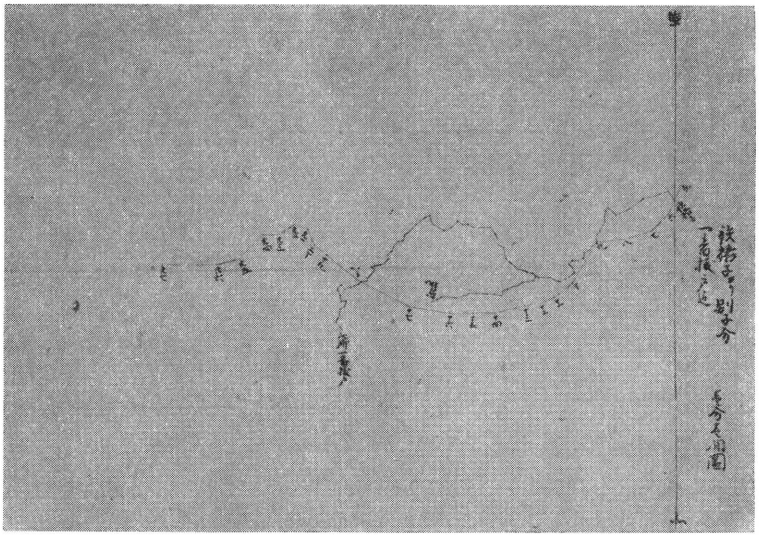
十八番・十七番の分杭間の順当で、別子がわから立川地内へ切り入った場所で抜け合ったのは元祿十四年中のことで、銭座請負となってからのことらしい⑥。抜合の出入が元祿十六年に持ち越され、同年五月立川がわから金右衛門等にあてて「抜合三年ニ相成」早く内済をもって境を決定

したいと述べている。

元禄十六年三月には住友（吉左衛門）から当時大坂滞在中の勘定奉行荻原重秀に一書を認めて、立川山師から遠藤新兵衛代官へ別子がわと立ち会い地中の境を定めるよう命ずることを願い出た一件について自己の所見を述べるとともに、その留書を別に遠藤代官のもとへも差し出した。なお立川山師即ち銭座は、前山師までは立川銅は長崎御用銅にあてられたが銭座請負以後は長崎へは廻わさず鋳銭料に充てたが、境界が定まらぬので掘場なく鋳銭に差し支え、銭座は若年寄稲垣對馬守重富の斡旋で許可されたものであり、重富に鋳銭に支障ある旨を告げたところ、重富から重秀へそのことを伝えるということであったと述べたというのである。三月に吉左衛門（友榮）は重富の許へ赴いてそこで長崎屋忠七とも会っているが、忠七は「對馬様御用聞之由、是者割符中間立川山ノ内ニて候由、（糸割符仲間が銭座として立川を請負うた）稲垣様甥ニて候由」と重富と近縁の関係にあることを記している。

さて住友の所見の要旨は、㈠京銭座の立川銅山請負以来、しばしば鋪内で抜け合い、その場所はいろいろであるが、両銅山のもの立ち会い見分のうえ双方通路できぬように埋めておいた、㈡先年論所となった間歩抜合は立川から南へ切り越し別子から北へ掘ったものであるが、検使の指

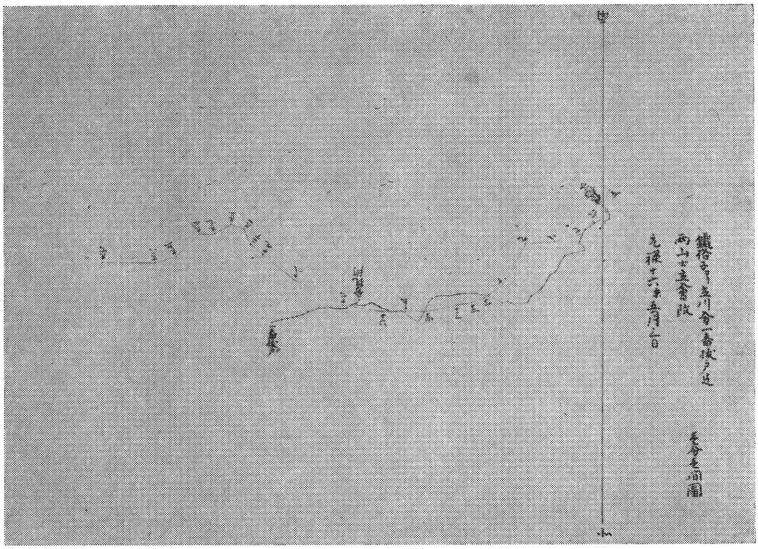
示で間歩口から分水線までの地表面の間数を見積り、間歩口から地中の間数を推量して境界を定めたので、立川の鋪はいくつも切られていて、測量したのはその中の一ヶ所だけである（元祿十年閏二月の裁決を指す）、㈢鉱脈は勾配をもって土底へ下り掘り下げるに従い南から北へしだいに踏み出るが、峯筋は東西に走り深く掘り下げると立川がわに入り込むようになるから、掘り下げるほど別子の掘場はしだいに減ることになろう、㈣立川の出銅は前山師のときは長崎御用銅に充てられたが、今はそうでないし、立川銅山を上知させて別子とともに稼行を許されるならば多量の産銅が続くことになろう、㈤土底深く切り下げて地表面の分水線の順当として境界を定めることは難しいが、それでも立ち会い境界を決めるべきものか考慮願いたいというのである。遠藤代官はまた荻原あてに、立川山師からは自分あて両銅山のもの立ち会い「ししやく」（磁石、後述する）をもって分水線に合わせて地中の境界を決めるよう別子へ申し付けられたいと願い出ており、また住友の意見では数百間の土底では的確な境界など定められぬというが、たとえ不分明であっても境界を決めるか、また論所となったとき検使を派遣すべきかと、荻原の意見を伺い、また掘り下げると土底では立川がわへ鉱筋が寄って別子の産銅が減るから、立川と一つとすれば産銅が著増するという住友の考えを紹介して、荻原の見解を尋ねた。



元祿十六年五月三日、鐵格子ヨリ別子分一番抜戸迄壹分壹間圖



上洛していた藤七は、四月中旬を過ぎて立川へ戻り、別子の元締金右衞門も同月下旬に大坂から別子へ下着した。この頃から五月にかけて別子・立川双方の立会実施について、しきりに折衝が行なわれた。立川がわでは十六番分杭から十八番分杭にいたる順当の境界を決定し、また今度の抜合場所の位置を考定したい意向であった。十六番分杭の順当の付近は、新五右衞門のとき抜け合ったところで、立川がわからその抜合場所において立ち会うことを求め、別子がわではそこへいたる道は古鋪で、から山もあるから取り明ける必要があるとした。かくて五月三日に、別子からは金右衞門はじめ山留四人を加えて一〇人、立川からは藤七はじめ山先・山



鐵格子ヨリ立川分一番抜戸迄兩山士立會改 元祿十六年五月三日 壹分壹間圖

庄屋・山留各一人を加え八人が立ち会った。別子がわは十六番分杭順当から一番抜戸即ち今度の抜合場所まで立川鋪を見分したが、立川がわは十六番分杭順当から測量することを求め、別子がわは鉄格子を測量の基点となすべきであると主張した。結局別子がわの方針に従い、鉄格子から測り、立川のものが針をふり、別子がわはその針先を見極めた。「鐵格子ヨリ別子分一番抜戸迄　壹分壹間圖」「鐵格子ヨリ立川分一番抜戸迄兩山士立會改　元祿十六未五月三日　壹分壹間圖」はこのときの図の写しである。針をふるとは、磁石を用い、全円をおそらく一二〇度に分けて方位を測る量盤が使用されたかと想像される。

五月十日、金右衛門・藤七以下双方が大和間歩小屋に参集し、それぞれの絵図を出して引き合わせたが、大きな相違はなかった。前述の二枚の絵図は別子がわで作ったものと見られる。立川がわは先年新五右衛門のとき双方立会い十六番杭順当にて分杭を立てた例に従い、一番抜戸は見通し十八番分杭順当に八間ほど距離があると思われるが、何分にも抜戸付近は立川では大切な稼場でもあり、十八番分杭順当近くで近日中に立ち会い分杭を立てるようにしきりに求めた。即ち新五右衛門のときは、代官へ届けず地元限りの内済で分杭を立てたので、その例によることを立川では望んだのである。しかし金右衛門はすでに立会の件は代官へ届けたからその指示を待ちたいと答えた。

京都銭座鮫屋等から五月二十八日付で京都町奉行に対して、大坂駐在の遠藤代官の元締手代本郷澤右衛門からの返答によれば、抜合立会の件は墨引絵図のとおり双方申分ないようだが、念のため一応代官へ届け（遠藤代官当時在江戸）代官指図しだいに分杭のことを申し付けたいとあり、代官から至急指図あるよう取り計らってほしいと願い出た。そして立川がわの事情として、三月以来は産銅すこぶる少なく来月は掘場もなくなって鋳銭の地金は続かず、十五日豫州から上った手代は抜合場所以外に掘場は見当たらぬといっており、境界から三尺五寸後退して立川領を掘りた

いと申し入れたが、別子がわは承引しないと陳情している（一番抜戸は立川領へ九間余り切り込んでいた）。六月二日付書状で京都町奉行水谷勝阜（おか）・安藤次行（つら）は本郷あてに銭座の願書を取り次いだ。六月九日遠藤代官は本郷へ、銭座の申出を住友に告げたところ、住友から論所となれば出銅の妨げにもなるから双方内々で立ち会い分杭を立ててよいと申し越したので、内々領界を決めるようにと指示し、またこの旨を大坂出張中の荻原勘定奉行に届け、住友へも連絡したことを告げた。同月二十二日付本郷から別子銅山出役人今西幸右衛門等三名にあてて、勘定奉行・代官等の内意を得て先年検使の下に決定した境界から測量して双方が内証で立ち合い分杭を立てることになり、当方でも住友・京銭座へその趣意を伝えるから早々銅山へも連絡あるはずと申し送った。本郷は翌二十三日付で、さらに今西等三人にあてて、自分としては内証相対で分杭を立てよという代官の指図は理解できないと述べ、もし騒ぎなど起こったときは別子の稼行に悪い影響を及ぼさぬよう金右衛門と相談して穏便に鎮めるよう注意している。

二十三日長崎屋は大坂の本郷の役所へ出頭し住友とともに遠藤代官の下知を告げられ、下知は二十七日立川銅山へ届き、同日住友からの飛脚便も別子へ着いた。七月一日別子がわは金右衛門以下鋪庄屋・山留を加えて九人、立川がわは藤七以下山先・鋪庄屋・山留を加えて一二人が立ち



元祿十六年七月、別子立川鋪之中立會改繪圖

会い鉄格子から一番抜戸までを改めた。即ち鉄格子から立川鋪を抜戸の詰めの鑿跡まで縄引きし針先は立川のもの測量し別子の大工が見分した。抜戸はもとどおり双方から垣を結んで番人を付け、双方絵図を作って引き合わせることとした。七月六日大黒間歩小屋で金右衞門・藤七以下が立ち会い、双方の絵図を引き合わせたが、別子の図は立川から別子領へ入り込みが二ヶ所で長さ二〇間ほどあり、立川の図は一八間で二間ほど短く、抜戸は別子から立川へ切込が両方ともに八間ほどになっていて、実際より一間ほど別子より行き過ぎとなっているということであった。別子がわは立会の絵図に示されたように別子より入り込んだ分は立川へ返えし、立川

より別子領へ入ったところは取り戻すことを主張した。藤七は自分が請け取ったのは十六番分杭のところで、それより西の別子領入込分は先山師新五右衛門と折衝されたいと述べ、別子がわでは銅山請取以前の鋪は関知しないという言分は奇妙な考えで、絵図面どおり双方入り込む分はそれぞれ取り戻すのは当然と反論した。そして別子の図を採用することに決し、別子領入込分二〇間を取り戻し、立川領へ切り越した八間分（実は九間）を返すことに定め、境界の穴を塞いで五ヶ所に分杭を立てることになった。五ヶ所は図にも示されているが、正確を期して七日に立ち会い測量のうえ分杭の場所を決定し、八日にこれを立てることになった。七日の測量は立川がわ鉄格子から実施して五ヶ所の位置を決定し、八日に金右衛門・藤七以下が大黒間歩小屋に参集して、分杭のこと絵図書付を相談し決定した。絵図書付即ち絵図に書き入れた文面は次のとおりで、この絵図の写しが「元祿十六年未七月　別子立川鋪之中立會改繪圖」である。

右之通別子立川鋪之中立會改、鐵格子御分杭相守峯水流考、境杭五ヶ所建之、互ニ堅相守切入申間鋪候、爲後日寫圖双方致印形置者也

元祿十六年未七月

別子山師　泉屋金右衛門　印

立川山師京銭座　平野屋藤七　印

鋪内分杭は前述した「十一番分杭より五尺十番分杭の方へ寄り順當にて一ヶ所」以下の三ヶ所と、今度の抜合についての「十八番分杭より二尺十七番分杭の方へ寄り順當にて一ヶ所」の計五本で、分杭には上部に東西南北の方位と

境杭十番十一番ノ間建之

元祿十六年癸未七月八日

別子山師　泉屋金右衛門　印

立川山師京錢座　平野屋藤七　印

というように書いた。翌九月に抜合場所通路を双方から山留以下が出て塞いだ。さらに立川がわの希望で、九月八日にたがいに境界を守るという一札を両銅山で取り替わした。

一札之事

一宇摩郡別子御銅山新居郡立川銅山間符抜合申ニ付、先年於御江戸双方峯水流境ニ間符之内ゟ相守可申旨被仰付、則御檢使様方御建置被遊候鋪境之分杭ニ鐵格子入置、先山師ゟ只今ニ至、互急度相守候事

一去ル巳（元祿十四）極月ゟ午三月迄鋪内兩三度抜合申候ニ付、双方立會相考吟味之上、鋪

内ニ分杭相建、則双方寫圖取替し申候、此以後兩山共鎚音近ク聞候歟、又ハ抜合候ハヽ、早速互ニ立會吟味仕、御境目を改相稼可申候事

一別子立川兩山共ニ何ゑ御用筋之儀ニ候間、向後御用差閊不申候様互相守可申候、鋪内から山抔込入、又者工ニ水抔仕掛、諸事御用之障ニ罷成候儀、互ニ曾而仕間敷候事

右之通御境目大切相守爲可申、双方一札取替し申所仍而如件

元祿十六年未九月八日

別子山師　泉屋金右衛門　印

立川山師京錢座　平野屋藤七　印

同　菱屋庄兵衛　印

同　高谷加右衛門　印

立川がわは金右衛門のほか頭立の手代の連印を希望したが、別子がわは金右衛門一人が名代であり他の連印の必要はなく、是非ともというならば大坂へ伺うことになると答えている。

註

① 「元祿八年亥四月 別子立川 銅山抜ヶ合出入之覺」泉屋平七

扣

太郎書状、「別子銅山公用帳」一番　元祿八年亥二月九日

別子山村庄屋組頭口上書

② 六月廿七日　嶋崎八左衛門・矢野十郎左衛門・姫田彦

住友と立川銅山

③ 「覺書」鋪内抜合論所峯通境目事、所論以後鋪内抜合境目相定候事、「別子立川境論控」

④「別子銅山公用帳」二番　正徳三年巳九月　別子山師泉屋喜兵衛・立川山師山形屋治左衛門・万屋市兵衛一札

⑤「延享貳丑年　立川銅山仕格覚」

⑥元禄十六年中の抜合一件の経過は次の記録に見える。

「未三月　抜合之義ニ付大坂ニ而覚書」

壱番「四月廿二日ゟ五月十二日迄立川抜合覚書」

弐番「五月十三日十四日立川抜合日記」

参番「未五月廿七日ヨリ七月八日迄立川問答」

「未十月十二日ゟ同十七日迄立川問答留泉屋金右衛門」

なお「元禄十四年至十六年　別子立川両銅山鋪内抜合ニ付交渉日録」と仮題を記し新に表紙を付けた記録があり、前掲の記録を含むほか、巳二月廿八日―四月十四日、巳十二月八日―、午正月卅日―十二月十二日、の日録がある。ただし錯誤して綴ったところがある。この記録によると、元禄十四年暮に立川から別子方の廿一番坪根戸西走り天井へ抜き、ここの交渉が翌年中も継続していることが見える。これが十八番・十七番分杭間の順当の抜合に該当するように思われる。

## 三　立川銅山の上知とその後の抜合事件

元禄十二年十二月九日付代官山木惣左衛門から勘定奉行荻原重秀へあてた覚書によると、元禄八年春荻原から代官に対して、西条領の立川銅山竝に銅荷物運送道筋の村々を収公し替地を豫州の代官支配地中から渡すことについて調査されたいと内意があり、西条領七ヶ村高合計五、七五〇石余を上知させその替地についての所見が述べられている。① 荻原の内意は元禄八年抜合事件が評定所で裁決されたときと前後して伝達されていて、抜合に絡む境界紛争に対する処置としての

一面を強く持っている。

元禄十六年三月立川銅山請負人から地中境界の決定を強く求める旨を遠藤代官へ訴え、これに対する住友の所見として立川銅山が上知され別子と一体に稼行を許されたならば出銅は著増すると述べ、代官からその所見をも荻原へ取り次いだ。② 同年九月代官から別子の増産の仕法について尋ねられたに対し、住友から元禄十二年六月から東山水抜工事に着手しているが容易でなく、立川方は斜面が急で低くなっており水抜工事も早く成就すると思われるが、領分ちがいだから不可能であって、増産の法は効果ある水抜の竣工以外に工夫はないと答えている。③ 元禄十五年正月吉左衛門が出府し、荻原から長崎御用銅が差し支える状況に関連して、稼行銅山竝に諸山の産銅増加のための意見を徴されたときも、別子については水抜工事を始めたが延長三〇〇間もあるうえに岩石が堅く急には疎通できる見込なく、立川がわは谷が深くこの方へ切り抜けば容易であるといっている。

元禄十六年十月二十八日付御勘定所から遠藤代官にあて、銅山廻りの西条領村々を上知させる方針が決定されたことを通告し、銅山付幕領としてしかるべき村々と、替地として西条領に付すべき村々を検討して報告することを命じた。十一月初旬住友当主と理右衛門は本郷と同道して住

吉の役所に遠藤代官を訪ね上知すべき村々について談合したが、同月六日付遠藤代官から御勘定所あて上知すべき銅山付西条領村々名と絵図、また宇摩郡内代官支配地で替地として西条領に付してよい村々名を届け、さらに村高は不明ゆえ江戸で西条藩家来に尋ねられたいと述べた。銅山付として上知すべき村々は、立川・金子・東角野・西角野・新居浜・上泉川・下泉川・大永・種川の九ヶ村で計高四、八一七石余、ほかに新田一、四三〇石ほどであるが、その他新居浜村までの銅運送道筋竝に立川がわへ水抜をすれば川筋の村々として、新居郡の国領・永野・関の三ヶ村、宇摩郡の上野・畑野・入野の三ヶ村、以上六ヶ村村高は不明であるが、銅山続きで山林多く炭山となすに好便であるといっている。また替地として西条領に付してよい村々は、中之庄村等一六ヶ村で新田を加えて計高五、四五三石六斗四升五合となるが、不足ならば代官支配の豫州村々高六、九三八石余、さらに讃州村々高二、二七四石余を残らず替地とするもよいとしている。十一月十三日付荻原は遠藤代官あて書状で、立川村の上知が内定したことを告げ、以後は間歩抜合も銅山運営上妨げとはならず稼方もよくなろうと述べた。

翌宝永元年（一七〇四）正月十九日付遠藤代官から荻原あてに、西条領の領知替を命ぜられるのであれば立川銅山は正月から上知されたいと述べ、引渡の頃まで稼行を続けると当年分の運上が

減ることになるので正月から留山とするよう処置されたく、それでよければ自分から立川出役人方へ通告すると上申した。運上が減るというのは、引渡までの運上は西条藩へ納まるからである。五月初旬に在府の遠藤代官から大坂の本郷に届いた書付によると、次の村々が上知となっている。西条領からは立川・西角野・東角野・大永・種川・新須賀の六ヶ村で計高一、九三一石余である。また宇摩郡中で津根村八日市に陣屋があって五、〇〇〇石余を領知した一柳權之丞直増は、元祿十六年十月播磨国美嚢郡へ移り、その領知中の小林・永田の両村計高一、四〇〇石余は西条領となり、上分・金川・中之庄・東寒川・西寒川の五ヶ村は新田とともに、幕領・西条領の分け郷となって以上五ヶ村計高三、六〇〇石余の内半分一、八〇〇石余が西条領に付けられた。しかし六月八日に本郷から住友へ送られた覚書には、永田・小林・蕪崎三村が西条領となっており、合計高四、二三七石一斗四升七合と新田改出一〇一石八斗四升が西条領となったとある。④

六月上旬住友から遠藤代官へ願書を差し出し、別子・立川は一の銅山で峯を境に東南は別子西北は立川であり、分水線によって地中の境界を定め、しばしば抜き合い元祿十六年七月分杭を立てたが、境界付近は採掘を控えるので七月以来出銅は減じ、しかも別子は地底数百間切り下って涌水多く立川がわへ水抜を工事すれば鋪内の水が落ちると説明し、今度立川銅山上知につき別子

と一緒に請け負いたく、銅運上・炭運上は別子の仕法と同じくし別に冥加金二〇〇両を上納すると述べ、元禄十六年分別子出銅二四三万斤余、立川出銅五〇万斤余、これを一緒に稼げばその合計高のほか五、六〇万斤も増産するであろうといっている。ただし願書には冥加金の部分は欠字とした。この願書の趣意を京都銀座年寄後藤四郎三郎へ内談し、同人から願書の同文を江戸銀座年寄中村九郎右衛門へ差し下し、中村から荻原の内見に供することにした。また遠藤代官あて住友の願書には、大坂駐在の代官元締本郷・杉岡両人から代官にあてた、一山を両山師に請け負わせては西条領時代も同然で一山師とする方が将来公儀のためとなろうという添状を付けて、十一日頃泉屋手代武右衛門が持参し江戸へ下ることになった。なお遠藤代官から御勘定所へあてた別子・立川両銅山の元禄十六年分の運上を対照した覚書があるが、おそらく本郷等が用意して江戸へ届けたもので、十三日には住友へその控が送られている。

立川銅山

出銅高　六七、二〇〇貫ほど（此斤数四二〇、〇〇〇斤ほど）

一、〇〇〇貫につき運上銅一〇〇貫

銅一〇〇貫につき銀六二五匁（大坂銅相場による）

炭薪・小屋入用・鋪内材木運上なし

下財　男一人につき一ヶ月銀六分

女同　銀三分

人數合六〇〇人　男女平均一月につき銀四分五厘

一ヶ年銀三、二四〇匁（銅一、〇〇〇貫につき銀四八匁二一四余の割合）

別子銅山

出銅高　三八九、二九三貫一六〇匁（此斤数二、四三三、〇八二斤二五）

一、〇〇〇貫につき銀五〇〇匁

銅一、〇〇〇貫につき銀五〇〇匁

炭運上　二〇貫三五〇匁六分　出來銅一、〇〇〇貫につき五二匁二七六

これによると両銅山では運上法がよほど異るが、出来銅一、〇〇〇貫について立川は計六七三匁二一四余、別子は七〇二匁二七六の運上となる。立川で下財の男一人につき一ヶ月銀六分、女は同じく三分を取り立て上納しているが、これは札銀と呼んだようである。これを別のところで、山内へ入り込み焼木等を稼ぐ諸働人へ札を渡して札銀を山師へ取り立てると説明し、宝永元年七

月立川銅山が御料として京銭座の請負が決まるが、正月より七月までの札銀三貫二匁余を西条藩へ納めたことが見える。また立川では銅一六貫について銀一匁ずつを年々山先へ与える慣行があったようである。山先とは一般に鉱山をはじめて見立てた山師をいい、鉱山によって種々の特典や待遇を付与されているが、ここでは「下財の内諸事功者なるものを山先と申候」と説明されている。

六月六日付江戸の遠藤代官から本郷等あての書状で、立川銅山は次の山師決定までは従来の山師に稼がせるから、それを早々に豫州へ伝達すること、また運上を西条藩から銅山役人が請け取れば別子へ渡して大坂において為替で請け取るようにせよと指示しており、その趣意は十四日に本郷から住友へも通知された。七月二十七日付別子の金右衛門等から大坂本家あて書状で、立川銅山と抜合のとき境界決定に関して次のような進言をしている。

遠藤代官は本月二十二、三日江戸発京都着、両三日滞留中に立川銅山に対する処置の証文等をきめられるらしいが、すでに江戸で泉屋手代武右衛門等から銅境は抜合境に決められるよう上申し代官もそのように考えられていると聞いたし、京都で当方望みどおり抜合境のことを銭座に対して証文を下されることとなれば有難い。しかし銭座から郡代(京都町奉行のことであろう)へ頼み従

来どおり分水線をあてることを代官へ談合されて、そのようにならぬかと心配する。石州銀山・多田銀山（ともに幕領）等は一山で山師数が多く、各が四つ留廻り何間四方かを請所と定め、地中は抜合場所を境界とする。領主が異れば運上先きが相違するので明り即ち地表の領境が基準となるが、領主が同じであれば抜合場所を境界とするのが仕法である。代官へよく以上の趣旨を説明し、それでも銭座が合点しないときは決定を延して双方鋪界の採掘を当分止めさせ、御勘定所へ申し出るように対処したい。また分水線を基準とすると、末広を立川へ渡すこととなって立川の産銅は増すのに対し、別子の規模は矮小化し、末広の中に数ヶ所の掘場が入り込み本坪を渡せば鋪ともどもに譲ることになる。

以上のように、別子がわの見解は地中下方の鉱脈の主部は立川がわへ傾いて入り込んでいるとしたらしい。この点からも石州銀山はじめ当時の重要金銀山のように、多数の山師の稼行によって構成された鉱山仕法に見られるとおり、抜合場所を鋪界とすることを別子がわでは強硬に要求したのである。

八月、五兵衛の名で住友から代官手代の一人と思われる横山傳五右衛門あて、多田銀山・石州銀山では抜合場所を境界と定める仕法なることを述べ、「元ゟ御運上相納申所ハ何れ之方ゟ上り

申候ゑ御臺所之儀御座候、別而多田石灸ハ一つ鑛筋之御山を何人仕候而も御請負申上候、此度別子立川共ニ壹ツ御支配御山ニ御座候得者、右石灸多田銀山之御格式を以、双方切抜合申所を御境と御建被下置候様奉願候」と願い出たが、これは金右衛門等の主張に基づいたものであろう。(5)

先に住友から別子・立川の稼方の利便を述べその一手請負を遠藤代官あて願い出たが、七月代官から御勘定所へ、住友の願意と、また立川の従来の請負人京都銭座から、別子と同様に銅運上・炭運上を納めること、請負以後の諸施設の投資もかなりの額であること、銅不足のときは銭座の存続困難となること等の事情を告げ請負継続を願い出た趣旨を併わせ述べ、かつ代官の所見として、銭座所用の銅は住友から交付せば銭座の迷惑とはなるまいとし、それとも銭座請負年限内は従前どおり銭座請負とし運上は別子同前に定めてよいかと指示を求めた。御勘定所からは銭座請負年限内は銭座に稼方を命じ、運上は別子の格によることを指示した。従って札銀のごときは以後は免除となり、すでに西条藩へ納めた分は代官の方へ請け取っている。

遠藤代官の意は住友がわに好意的に見えたが、幕府としては旧例に従う方針を採ったようである。若年寄稲垣重富は京銭座設立に関与したらしく、銭座の中心人物の長崎屋忠七は稲垣と近縁の間柄であったというから、稲垣の支援もあつたのかも知れぬ。八月遠藤代官から抜合のときの

處置につき指示があり、住友から一札を差し出している。⑥

差上申一札之事

今度伊豫國新居郡立川銅山御公料ニ被召上、同國宇摩郡別子銅山一所御支配罷成候上ハ、先年之御境目之通堅相守可申候、若土底ニ而双方ゟ切抜合申儀御座候ハヽ、不及論、双方ゟ其切場相退き稼可申候、尤互ニ諍論仕間敷候旨、被仰渡奉畏候、爲其一札差上申所、仍如件

寶永元年申八月　　伊豫國宇摩郡別子銅山師
　　泉屋吉左衞門　印

遠藤新兵衞様

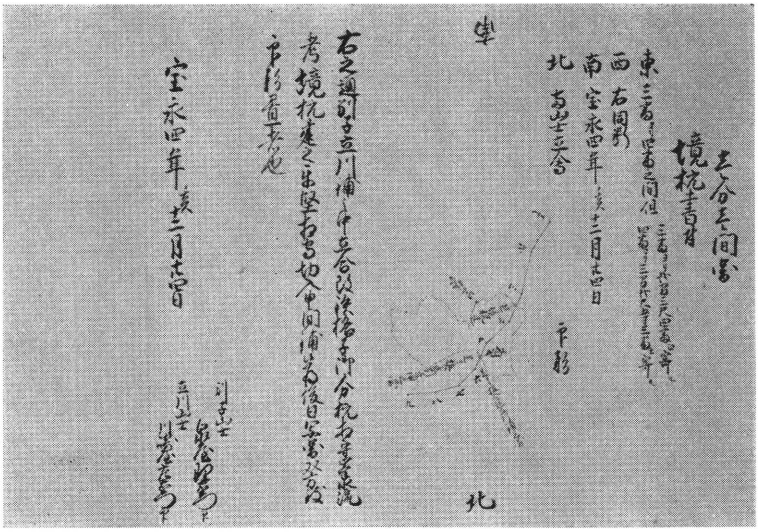
これには抜合のとき境界決定は分水線を基準とすることを明記しているわけではないが、その趣意の指示があったことは確かである。

宝永元年八月十四日夜二十九番分杭の付近で抜け合った。別子の金右衞門は十七日に病気養生のため有馬湯治を志して下山し、立川の藤七も病気療養のため新居浜へ下山していた。立川から銅山役人へ願い、役人から金右衞門へ、藤七と相対談合し抜合の処置をつけてから出発してはどうかと書状を送った。しかし金右衞門は遠藤代官が大坂着の頃であり代官へ届ける例であるから、

直ちに上坂し代官へ伺いその指示があるまで、抜戸の稼方は双方止めたいと答えた。立川からその次第を京銭座へ注進し、銭座から大坂の本郷あて、昨年九月の取替一札のとおり早速立ち会い境目を決めて稼方の出来るように、別子銅山役人および泉屋方へ指示あるよう代官へ上申のことを願った。

九月二十八日別子から理右衛門、立川から高谷嘉右衛門等が立ち会い、鉄格子から測って境分杭を立てた。それは二十九番分杭から四尺五寸三十番分杭寄りの順当の位置で抜合は二間余立川の方へ切り入っていた⑦。

これは抜合事件ではないが、領境について一事件が起こった。宝永三年八月立川がわでは領堺に長さ一〇間ほどの石垣を築いて、それから五〇間余掘り切って風廻(まわし)工事をはじめた。西峯水流境とあれば、西山寄りの分水線であろう。これは夏季になると、特に南風が多く、北面の立川がわの諸間歩は通気がはなはだ悪くなる（後に触れる）。そのため峯通りに石垣を築いて風を受け、これを最寄の鋪へ導くことを計ったようである。そこで翌月金右衛門は出役人へ訴えて、立川がわで風廻を作った場所は境界から別子分へ入り込んでおり、たとえ立川分へ退くとしてもその場所は嶮しい土山であるから峯の根を掘ることになって立川がわへ山が崩れて境界が変わることに



圖間壹分壹改中之鋪川立子別日、四十二月二十年四永寶

なると告げた。翌宝永四年正月遠藤代官は現在の風廻より二間立川の方へ下げて工事すべきことを指し、風受けの石垣は現在より高くしてもよいと指示している。二月に京銭座から別子より風廻の妨げをすると代官へも申し出ており、右の指示とおりの工事実施は実際は困難であったらしい⑦。

宝永四年十二月三番分杭付近の別子領で抜き合った。極月二十六日付別子の元締平助と理右衛門から大坂本家へあてた書状によると、先便で報告した大和間歩の抜合は、去る二十四日に立ち会い印形を捺した絵図を取り替し鋪内分杭も立て落着したと述べ、七間余立川から別子方へ切り入っており、この辺りは先年金子山師の

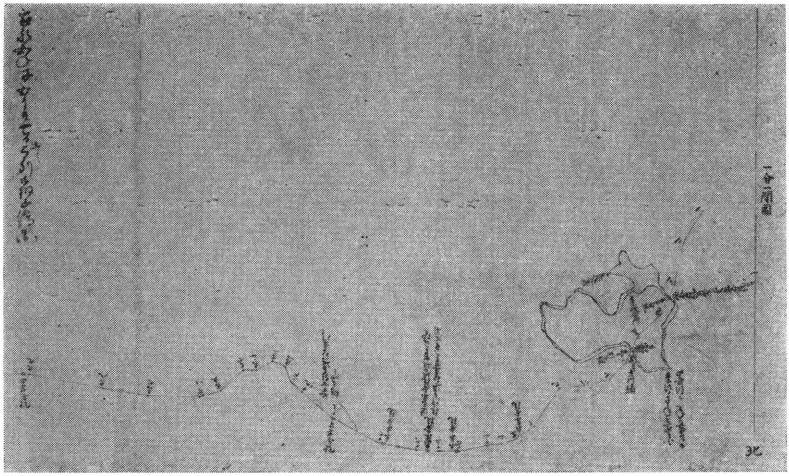



寶永五年十二月四日、別子立川鋪之內立會分杭壹分壹間圖



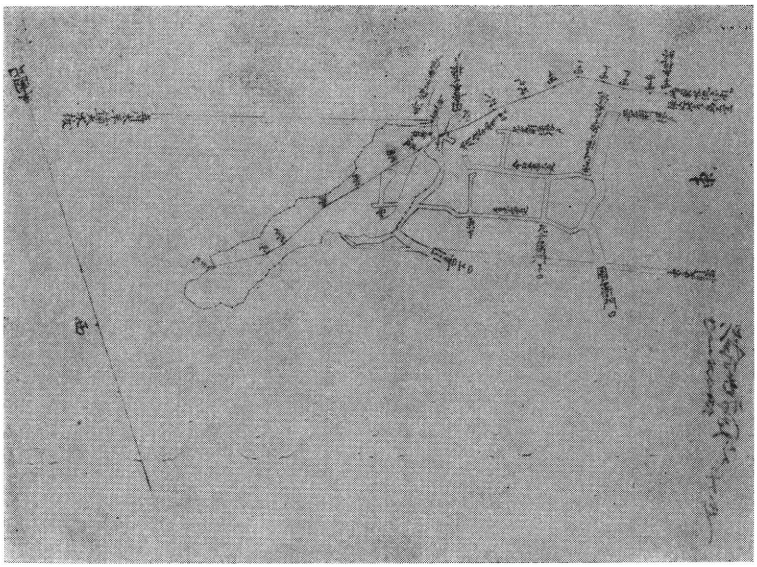
とき稼いだ古穴で鉛は立川方で採りつくしており、切り入った場所は別子の方へ戻させ、此方からの申分もあるが、将来のこともあるので事を済ませたといっている。また絵図の写し一枚を送ったとあるが、「寶永四年亥十二月廿四日別子立川鋪之中改壹分壹間圖」がこれである。これによると、境杭は三番分杭から二間三尺四番分杭寄り、四番分杭から三間二尺五寸三番分杭寄りの順当の場所に立てられている。⑧

ところが翌宝永五子年十二月四日付、別子の泉屋平助、立川の川崎屋庄右衛門が印影を捺し立ち会い分杭を立てた一分一間図があり、分杭の位置は三番分杭から二間四尺四番分杭寄り、四番分杭から三間一尺五寸三番分杭寄りの順当



寶永五年五月二十七日出、豫州御銅山拔合繪圖

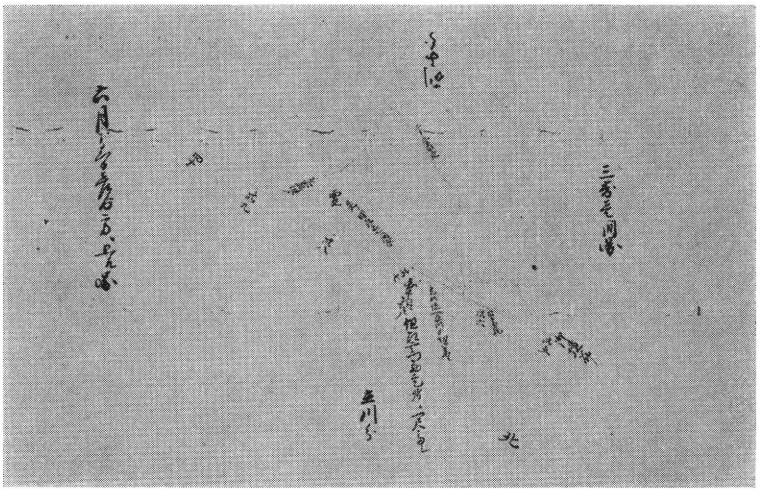
となっていて、これは前年十二月廿四日に決められた分杭と僅かに一尺ずれているだけで殆ど変っていない。しかしこの分杭は前年のそれの直下に当たることが、宝永五年五月廿七日別子から発送され大坂本家へ届けられた「寶永五年子五月廿七日出、豫州御銅山拔合繪圖」と包紙に書かれた一分一間図によって知られる。この絵図には元祿十六年立てられた十一番分杭から五尺十番分杭寄り順当の分杭はじめ五本の分杭、および宝永元年立てられた二十九番分杭から四尺五寸三十番分杭寄り順当の分杭を図示するとともに、宝永四年十二月の抜合所と分杭を併わせて記したものである。そして亥年即ち宝永四年の抜合所・立会図は墨引となっており、子年即ち宝永五年の同じくそれは朱引となっている。従ってこの



寶永五年五月二十日、豫州御銅山抜合繪圖

朱引は宝永五子年十二月四日の絵図によって、その後に書き入れたに相違ない。また分杭のところに「此分杭直下ニ亥年分杭アリ」とある注記も同じく後のものである。

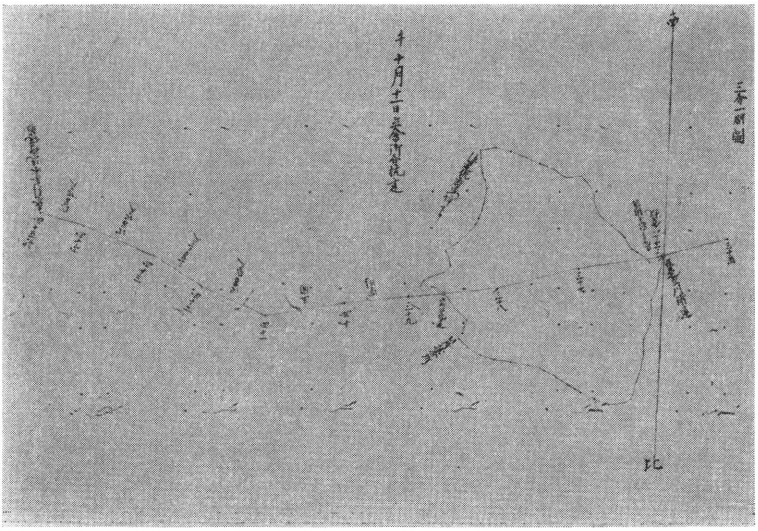
包紙に「寶永五子年五月廿日、豫州御銅山抜合繪圖」と書かれた絵図がある。絵図の端裏書によると、五月廿日は大坂着の日付で、別子を十日に発送したものである。また包紙に「子六月廿三日、ぬけ合繪圖」と書かれた絵図があり、図面に「六月廿三日彦右衛門方へ上ル圖」と記されるが、彦右衛門は別子の手代である。二枚の絵図は、同じ抜合に関するものと思われる。別子の円喜の根戸、立川の末広根戸の付近で抜け合っており、抜合場



子（寶永五年）六月二十三日、ぬけ合繪圖

所は立川方へ切り入っている。「鋪内抜合論所峯通境目事」によると、翌宝永六年三月に別子から立川地内へ三間半余切り入って抜き合い、同月廿六日平助と庄右衛門が立ち会い、廿九日境目分杭を立てたが、その位置は三十六番分杭から二尺三十五番分杭寄りの順当であるという。この位置は、「六月廿三日彦右衛門方へ上ル圖」の「圓キ分杭」に相当するようである。そうであれば、これは後の書入ということになろう。

正徳年間にも二回の抜合と境目の立会決定が報告されている。正徳二年九月三日立川から別子地内へ一間余切り入って抜け合い、同月十四日別子から理右衛門、立川から山形屋治右衛門が立ち会って、十七日に八番分杭から（間数不明）九番分杭寄り順当の場所



午（正徳四年）十月十一日、立會御分杭建三分一間圖

に境目分杭を立てた。また正徳四年十月別子から立川地内へ五間余切り入って、別子から泉屋喜兵衛、立川から三宅四郎兵衛が立ち会い、十一日に三十九番から一間三十八番寄りの順当の場所に境目分杭を立てた。「午十月十一日立會御分杭建三分一間圖」は、抜合場所と分杭の位置を図示したものである。

京銭座は京都の糸割符仲間が鋳銭の幕許を得て組織したものであるが、宝永五年末で鋳銭を罷めた。立川銅山の請負山師としてそれまでは京銭座の名が多く用いられたが、以後は糸割符仲間と書かれている。享保十二年（一七二七）立川銅山の稼行が、もとからの同業者大坂屋久左衛門の手に移ってからは抜合事件などの紛争は

見なかったようである。

註

①「別子銅山公用帳」一番

②「未三月　拔合之義ニ付大坂ニ而覺書」

③「覺書」鋪内拔合論所峯通境目事、所論以後鋪内拔合境目相定候事

④「申六月　拔合覺書」

⑤⑥「別子銅山公用帳」一番

⑦「別子銅山公用帳」二番　亥二月　京銭座申上書、「別子銅山公用帳」一番　寶永三年戌九月「泉屋金右衛門願書」、亥正月　遠藤新兵衛覺

## 四　京銭座（京都糸割符仲間）稼行下の立川銅山

以下京銭座（京都糸割符仲間）、次に大坂屋永次郎（久左衛門）請負のもとに、立川銅山の稼行状態とその経過はどうであったかを、別子銅山との関連を顧慮しながら述べよう。

宝永元年七月立川銅山は菱屋五兵衛・長崎屋忠七・鮫屋三郎右衛門の三人の名で、京銭座による請負継続が認められて、銅・炭運上等は別子と同じ取扱となった。

立川の稼行の概況について、享保六年（一七二一）別子・立川ともに松山藩の御預所（おあずかりところ）となり、翌年五月立川山師から同藩の掛り役人へ提出した報告がある。[1] それによると、

一二二ヶ年以前（元祿十四年）に立川銅山を請け負い、その頃は一ヶ年二〇万斤内外の産銅があった。

一多額の投資をして鉑所数ヶ所を取り立て、中頃になって一五〇万斤内外の銅を出した。

一近来は深鋪となって涌水多く、湛水の浅い場所のみを稼ぐので、鉑が少量でかつ下鉑である。

一一九ヶ年以前（宝永元）から引き続き御買請米を許されて、そのおかげで稼行できる状態である。

とある。②以上の産銅を中心とした立川銅山の概況を、さらに検討してみよう。

元祿十六年九月住友の江戸出店の泉屋孫兵衛から、御勘定所役人下村甚兵衛の質問に答えて諸国銅山の産銅状況を書き上げた記録に、立川銅山について

但銅一ヶ年ニ凡十六七万斤ゟ出申候哉、前方者少々是より重く出申候様ニ承候へ共、近年之義者存不申候、

とある。③元祿十六年には四二万斤ほど産銅があったことは前に述べた。宝永四年二月京銭座から遠藤新兵衛代官所の役人へあてた覚によると、宝永三年分立川銅山運上は前年に比較して銀二六

第1表　宝永5～正徳2　大坂銅吹屋共買入銅高・買値段（銀匁）

| 年次 | 別子銅(斤) | 値段（高・中・下100斤につき） | 立川銅(斤) | 値段（高・中・下100斤につき） |
|---|---|---|---|---|
| 宝永 5 | 2,263,200 | 101.7　99.2　93.8 | | |
| 6 | 2,118,000 | 96.5　94.5　92 | 1,046,472 | 95　91.4　85 |
| 7 | 2,288,300 | 104.5　97 | 924,000 | 94.5　94　90 |
| 正徳 1 | 1,516,000 | 140　120　100 | 627,000 | 134.5　114　99.7 |
| 2 | 1,338,410 | 195　102 | 194,500 | 186　135　108 |

第2表　正徳2～正徳5　大坂廻着銅高・値段（銀匁）

| 年次 | 別子銅(斤) | 値段(100斤につき) | 立川銅(斤) | 値段(100斤につき) |
|---|---|---|---|---|
| 正徳 2 | 1,047,530 | 108.5 | 84,260 | 108 |
| 3 | 1,251,960 | 108.5 | 1,217,566 | 102.7—109 |
| 4 | 1,406,000 | 108.5 | 1,059,630 | 105.5—107.5 |
| 5 | 1,251,970 | 108.5 | 964,040 | 105.5 |

貫余を減じたという。この運上はおそらく銅運上を指すと思われるから、銀二六貫余の減少は二五万斤余の産銀高減少となろう。それで前年宝永二年は四〇—五〇万斤程度の産銅があったと見られる。

さて前掲享保七年の報告に中頃一五〇万斤もの産銅があったとあるが、中頃とは宝永後期から正徳にかけてを指すものかと思われる。一五〇万斤はやや誇張のようであるが、宝永五年（一七〇八）から正徳五年（一七一五）にかけて、立川の産銅高を推測できる史料がある。それは大坂の銅吹屋が大坂町奉行所へ書き出した諸国銅山からの吹屋の銅買入高・買入値段及び大坂廻着銅高・代銀高の記録である。④（表1、表2）

第3表　別子登銅高・山出し銅辻・持越銅

| 年 | 次 | 登銅高（斤） | 山出し銅辻（斤） | 持越銅（斤） |
|---|---|---|---|---|
| 宝永 | 5 | 2, 263, 200 | 1, 740, 071. 385 | 523, 128. 615 |
| | 6 | 2, 118, 000 | 1, 415, 612, 835 | 702, 381. 165 |
| | 7 | 2, 288, 300 | 1, 516, 420. 49 | 771, 873. 53 |
| 正徳 | 1 | 1, 516, 000 | 1, 236, 691. 17 | 279, 308. 83 |
| | 2 | 1, 338, 410 | 1, 365, 448. 5 | 不足　27, 038. 5 |

第4表　手山（別子）銅登高・立川銅買入高

| 年　次 | 別子銅（斤） | 代　銀（匁） | 100斤平均値段 | 立川銅（斤） | 代　銀（匁） | 100斤平均値段 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 宝永 5 | 2, 041, 815 | 1, 990, 769. 62 | 97. 5 | | | |
| 6 | 1, 972, 602 | 1, 923, 286. 95 | 97. 5 | 104, 820 | 91, 502. 8 | 87. 29 |
| 7 | 2, 134, 841. 25 | 2, 081, 470. 23 | 97. 5 | 27, 000 | 25, 231. 5 | 93. 45 |
| 正徳 1 | 1, 156, 619. 625 | 1, 272, 281. 58 | 110 | 1, 668 | 2, 243. 46 | 134. 5 |
| 2 | 837, 243. 15 | 1, 255, 864. 72 | 150 | | | |

正徳二年分の吹屋の買入銅高と大坂廻着銅高は一致しない。正徳に入って大坂廻着銅が減少してきて、正徳二年三月には銅座が廃止されており、この数字の基礎が相違しているらしく、吹屋直買のほか銀座へ売った分がある。また、そのいずれもが、その年の別子・立川の出銅高というわけでない。別子について見ると、宝永四年から正徳二年まで五ヶ年の登銅（買入銅）高と山出し銅辻は表3のごとくである。

即ち山出し銅辻がその年の産銅高とされる。そしてここに示される登銅高は、また「年々帳」二番に年中登高として住友から大坂三郷惣年寄へ報告されてもいる。同記録に正徳三年の登高として三郷惣年寄へ報告された別子銅は、一、二

五五、五〇〇斤で、表2の廻着銅高と大きな差違はない。持越銅高が宝永年間にはかなり多いが正徳に入り減じ殊に二年からはなくなっている。持越銅は別子山元においてのみならず、大坂の手元にも実際は存したであろうと思われる。

正徳三年に住友から石原新十郎代官へ、宝永五年から正徳二年まで毎年の手山登銅高と買入銅高を届けた報告書がある。手山銅は別子・吉岡銅で、買入銅は秋田・尾去沢等の他人稼行の諸国銅である。この買入銅のうちには立川銅もある。表4の別子登高は表3の登銅高より大坂の吹屋仲間へ売り渡した銅、対馬藩へ売却した銅等を控除したもので、住友へ集荷された銅のうち、他へ売り渡された銅はすべて別子銅である。以上の銅はみな荒銅で、棹銅・玉銅に吹かれ、棹銅は長崎御用として銅座へ、銅座廃止後は長崎会所役人へ売られ、玉銅は江戸へ下して銀座へ売られた。即ち玉銅は銀貨鋳造料に当てられたのである。⑤

京銭座が立川銅山を請け負うようになった理由は、鋳銭の料銅を供給するためといわれた。元禄十四年銀座の加役として大坂に銅座が設けられたが、同年四月銅吹屋代表の住友から銅座あてに国内需要銅の内訳を記して差し出している。それによると、当時三都の地売銅一ヶ年合計およそ一七五万斤ほどのほかに、江戸銭座一ヶ年一七五万斤ほど、京都銭座一ヶ年五五万斤ほど入用

であると見積っている。この京都銭座が京都糸割符仲間の年寄長崎屋忠七等の名で七条通高瀬川際で元祿十三年以来鋳銭をした銭座である。江戸銭座は元祿十年から宝永元年まで亀井戸村で丁字屋加休等が鋳銭したのである。これらの寛永通宝銅一文銭は俗に荻原銭と呼ばれて、殊に後になるほど形小となり評判悪い銭であった。

京銭座では最初の年の元祿十三年は、三月六日から十二月二十五日までに九一、六八八貫を鋳造している。住友の提出した覚に京都銭座一ヶ年五五万斤ほどとする見積は、ほぼ銭一〇万貫の鋳造を基準としたもので元祿十三年鋳銭の実績によったものであろう。元祿十二年十月京都糸割符年寄・中老等五人を呼んで、幕府が新銭座を許可するに当たり長崎御用銅に支障を起こさぬように新銅山を見立て稼ぎ出した銅をもって一〇ヶ年期限で新銭吹き立てを指示した。京銭座は鋳銭開始の翌年に立川銅山を請け負い、その出銅を主要な鋳銭料とすることを期したのである。その鋳銭高は元祿十四年以来殆ど毎年二〇万貫を超えており、宝永二年には二六万貫余に達したという。銅の長崎輸出が最高に達した元祿十年には、幕府は八九〇万二、〇〇〇斤の銅を年々輸出するという御用銅定額を決めた。しかしこの定額を輸出するのは容易でなく、元祿十四年銅座を設けたのも御用銅を定額近く確保することに目標があったのである。立川銅山の産銅は元祿十六年

から宝永二年にかけて一ヶ年ほぼ四〇―五〇万斤はあったらしいが、元禄十五年には二〇万斤以内であったと思われる。幕府は元禄十六年十二月、長崎御用銅に支障ありとして江戸銭座を停止し、京銭座をも停止を命じて仕入ある銅分についてのみ当分の鋳銭を許可した。しかし京銭座から鋳銭の年延べを願い、宝永元年三月に二ヶ年の鋳銭が認められ、この鋳銭を前提として上知された立川銅山の請負継続が聞き届けられたのである。これには長崎屋忠七と稲垣重富の親近関係が大いに働いていたと見られる。宝永二年四月さらに向う六ヶ年の鋳銭が許され、宝永四年十一月宝永大銭鋳造を命ずるとともに翌年正月小銭鋳造を停止させた。大銭は宝永五年二月から鋳造を開始し、一枚をもって小銭一〇枚にあて使用させたが、世間から嫌われて十二月まで吹いただけで翌宝永六年正月には鋳造を停止させた。⑥立川の産銅が宝永六年以来大坂廻着の上、銅吹屋の手に買い取られ、吹屋から銅座へもそれを報告しているのは、すでに鋳銭料でなくなったためであろう。その一部は住友の買入銅にもなったのである。

宝永元年立川銅山は別子と同じ条件で買請米三、〇〇〇石を認められた。即ち米一石につき代銀五〇匁とし、米請取の日から一〇ヶ月の延納である。宝永四年からは三、〇〇〇石を増し別子と同額六、〇〇〇石となった。宝永三年までは別子・立川両銅山ともに買請米の運賃は支給され

た形であったが、同四年正月に幕府は以後は自費で運送することを命じた。即ち買請米は四国・中国諸地方の幕領の年貢米をもって当てられていたが、従来は新居浜渡しの勘定であったのである。立川の買請米は松山藩御預領となった享保六年まで六、〇〇〇石であったが、翌七年から再び半減した。

宝永三年立川銅山では焼竈・床屋を上野山へ移したため、鉱石運搬の道筋は立川の請所内では勝手悪く別子の請所内を通ることを代官へ願い出た。上野山は上野村領の山のことで、このような立川銅山から離れた地に焼竈・床屋が引き越したのは燃料の薪炭供給の関係からであろう。立川の鉱石運搬の道筋とは「其御山東船窪東方ゟ此方種川分峯打越迄凡貳拾四町餘新道付」と記すものである。船窪は別子・立川両銅山堺の南側つまり別子領にあり、ここから種川分峯越即ち別子山・種子川両村境の尾根を越える点まで距離二四町余の新道を作るというのであろう。(7) 立川からはこの借用道は鍵(くさり)一色を運ぶという一札を別子へ納めていたが、宝永五年になって鍵運びの戻りに上野山から留木・板・薪を運びたいと別子方へ交渉し、別子ではそれでは混乱が起こると拒否した。しかし立川から代官へ申請し、諸木持ち運ぶものは人別に験(しるし)の旗を指させ、かつ宰領人を付けることとし、紛らわしきことなきようにするという一札を別子へ納めて通すことになった。

宝永五年から正徳はじめにかけて、大坂吹屋買入高・廻着高から推量するに立川の産銅は一ヶ年一〇〇万斤内外の年もあったと思われる。しかし宝永六年には宝永大銭が不評で失敗して鋳造も停止されて、京銭座は苦境に立ったといわれる。彼等としては銅山稼行の主目標を失ったわけである。そのためか同年分の買請米代銀は翌七年八月の期限にいたるも未納であった。同月関東方御組頭銀座吹替奉行小宮山友右衛門・保木彌右衛門から代官石原新左衛門・同新十郎あて、勘定奉行荻原重秀の意向もあって、別子・立川両銅山は請負人別人で抜合など論所にも及び良い間符も捨たりのままの由、住友から一手稼ぎの願書を出すこととしそれについて吟味の結果を返答して欲しいと申し送った。そこで石原代官から住友に対し、両銅山を一手稼ぎとすれば出銅は増加するかどうか、また買請米六、〇〇〇石代銀三〇〇貫の未納を住友が引き請け上納すれば立川銅山の諸色有物残らずその代償として渡すことにするが、この点をも併わせ考慮の上で申し出るように告げた。そこで住友からは、

一　買請米代銀を引き請け上納する代りに、立川銅山の諸色有物すべてを引き継ぎ両銅山一手に請け負うことを許されたく、買請米代銀は明年から一〇ヶ年賦一ヶ年三〇貫ずつをもって皆納する。

一立川銅山へ許されている買請米六、〇〇〇石は先格どおり住友が請け取ること。
一立川銅山諸有物・炭小屋・諸蔵・銅吹床屋・下財小屋・立川村口屋・新居浜浦口屋および道具類も分散させぬように願う。

と述べ、なお別子では炭木山が不足し、土佐領の小麦畝という雑木山を炭木山とすることを同藩へ願い出ているが未だ聞き済みなく、不許可の場合も再応願い出る積りであると記し、代官からの助言を期待している[8]。この願書は吉左衛門自身で八月十九日石原代官の元締へ持参した。

しかし京銭座の買請米代銀上納の見通がついたと見え、住友の両銅山一手稼行の一件は沙汰やみとなった。

立川銅山においても炭木山不足が稼行を圧迫することとなり、それが焼竈・床屋を上野山へ移さねばならなかった事情でもあった。また創業が別子よりも数十年古く掘場も深くなって涌水も強くなっており、排水至難であるため溜水の浅い掘場を少量の下鉛であっても掘らねばならなかった。しかも掘場が別子がわへ接近し進むため、抜合その他の出入がしばしば起こったのである。涌水は樋をもって太平間歩（海抜一一〇〇メートル）まで引き揚げて外部へ流していたが、正徳元年冬に下方の寛永間歩（海抜一〇一二メートル）まで太平間歩より掘り切り寛永間歩から流すための工

第5表　享保1～7年　別子・立川銅山割合御用銅

| 年次 | 別子割合御用高(斤) | 廻着高(斤) | 立川割合御用高(斤) | 廻着高(斤) |
|---|---|---|---|---|
| 享保 1 | 1,000,000 | 1,000,000 | 700,000 | 700,000 |
| 2 | 950,000 | 950,000 | 651,500 | 438,300 |
| 3 | 1,135,000 | 800,000 | 778,200 | 503,000 |
| 4 | 850,000 | 850,000 | 500,000 | 500,000 |
| 5 | 850,000 | 850,000 | 500,000 | 500,000 |
| 6 | 850,000 | 850,000 | 500,000 | 435,768.125 |
| 7 | 850,000 | | 500,000 | |

事に着手した。正徳二年の石原代官の御勘定所あて報告に「太平銅より寛永銅へ切渡、涌水一所ニ切落候積申出候故山師入用ニテ普請申付、去冬より人數大勢にて切入、大水抜來巳春中ニハ凡出來仕候」とある。しかしこの疏通工事が成就したのは、はるかに後年のことで、住友の両銅山一手稼行となった後の安永五年（一七七六）のことであった。

正徳二年銅座廃止後、幕府は長崎御用銅値段を補償したこともあって山元の生産をある程度は刺戟し、翌三年から四年にかけて大坂登銅は増加したが、正徳五年になるといちじるしく減少した。幕府は翌享保元年から同六年まで長崎御用銅確保の必要から、幕領のみでなく諸国の銅山から従来の産銅実績を参考として割合銅高を決めて大坂へ廻送させ買い上げることとした。即ちその年の八月までに大坂へ廻着することとし、割合高以上の産銅は地売銅として販売の自由を許し、割合銅はもとより荒銅であるから大坂の吹屋で賃吹さ

せて棹銅としたのである。

さて別子立川両銅山の割合御用銅高と廻送銅高は表5のとおりである。享保元年別子割合御用銅一〇〇万斤、銅座買入値段一〇〇斤につき正徳五年同様銀一〇八匁五分で代銀一、〇八五貫となる。一〇〇万斤のうち八七万斤が享保元年分御用銅にあてられ、残り一三万斤は翌年御用分として持ち越された。立川銅は七〇万斤、同買入値段は正徳五年同様に一〇五匁五分で代銀七三八貫四九九匁九分八厘となる。七〇万斤のうち三五一、〇〇〇斤が享保元年分御用銅にあてられ、残り三四九、〇〇〇斤が翌年御用分として持ち越された。別子銅は棹銅に吹いて九五万斤、立川銅は六五一、〇〇〇斤となり、即ち別子銅は一〇〇斤につき五斤、立川銅は七斤の吹減となる。享保元年分の割合御用銅惣高は四、一一八、〇八二斤八四余（別子・立川銅の翌年持越分四七九、〇〇〇斤は控除されている）で、これよりの棹銅は三、九一三、三七六斤六七余となっていて、一〇〇斤につき四斤九七一九余の平均吹減となっている。それで別子銅の吹減は平均に近いが立川銅はやや多い。享保二年分割合御用銅は別子が九五万斤で年内に廻着し、立川銅は六五一、五〇〇斤のうち四三八、三〇〇斤が廻着し残り二一三、二〇〇斤は不足として翌三年三月五日大坂町奉行所から聞き届ける旨を申し渡されている。[11] この年の銅値段・吹減等も前年と同様である。

享保三年分は別子は割合御用銅高より三三五、〇〇〇斤を減じて八〇万斤、立川は二七五、二〇〇斤を減じて五〇三、〇〇〇斤で皆済の旨を聞き届けられた。⑫享保四年からは別子は八五万斤、立川は五〇万斤の割合御用高となっている。享保四年には別子銅は一〇〇斤につき銀九〇匁のうち五分を引いて八五匁五分、立川銅も同じである。吹減の割合はともに前同様である。

享保四年以来銅の買上値段が低くなっているのは新銀勘定のためであろう。幕府は享保三年閏十月の御触で、新金銀（正徳享保の金銀）引替え法として、乾字金・元禄金は正徳四年の御触どおり一〇〇両を新金五〇両とし、また元禄銀一二貫五〇〇目、宝永銀一六貫目、永中銀二〇貫目、三つ宝二五貫目、四つ宝四〇貫目をもって新銀一〇貫目の交換割合と定めた。そして元禄銀以下の通用を五ヶ年とし享保七年限りに引き替えることを命じたのである。この御触を受けた当座は住友等の業者も驚いて、享保四年三月、別子では運上銅代銀九〇貫内外、炭運上は三貫ほどを一ヶ年に上納しているが、新銀と同額を納めると四つ宝でそれぞれ三六〇貫、一二貫上納することになるし、また御用金五〇両は乾字金で上納してきたが新金をもってすれば一〇〇両に当たるとして、銅運上、炭運上は新銀で四分一、御用金は新金で半額をもってすることを願い出た。これはこれまで通用銀とされたのは永中・三つ宝・四つ宝であるが、最低の四つ宝が実際上は基準的の

ものとされていた。また通用金は乾字金であった[13]。しかしこのような換算による新金銀上納は認められなかった。右の幕府の御触には「年貢幷小物成諸運上之類員数を定め、元禄九子年以前より納來候金銀は、新金銀にても只今迄之員數可納」とあるし、また「但子年より納來候品にても古來之格を以納候分は、新金銀にても員數無差別可相納候事」とあって、これに準拠したものといえる。

享保三年の御触は、銀通用の畿内や西日本では俄かに財産が四分一となったとまでいわれ大混乱を起こしたが、新金一両は通用銀で七七、八匁、新銀で四四、五匁の相場であったという[14]。しかも新銀の相場はしだいに下った。四つ宝と新銀の引替に規定の割合のほか新銀に歩銀を添えることも行なわれた。元禄銀以下の通用は享保七年以後禁止されていたが、同六年に一年延期して同八年よりいっさい通用禁止を命じ、他方に新銀との交換による引揚に努めたのである。

享保七年分の割合御用銅の案は発されたが、実施されなかった。そして御用銅は長崎で買い上げることとし、棹銅を長崎へ廻送し相対売り渡すことを命じた。しかし長崎廻送は不勝手で大坂買上を、住友はもとより諸銅山師また秋田・南部領の関係者も一同希望し、御勘定所へ願い出て、在府中の長崎奉行石川政郷にもその旨が披露されており、大坂買上と改められた[15]。享保七年から

約一〇ヶ年ほど立川の産銅高は確認出来ない。しかしだいたいのところは推量される。「銅山公用帳」によって[16]享保六年（一七二一）から延享元年（一七四四）までの別子・立川両銅山の銅炭運上額と参考として別子産銅高及び確知される立川産銅高を表6に示すことにする。別子産銅高については論ずべきものがあるがそれは他日に譲り、この数字は「伊豫別子銅山御運上控」等による。[17]また立川の産銅については後に触れる。なお両銅山とも享保六年八月松山藩御預所となり、また同十二年後半期には立川銅山は大坂屋の稼行に移るが、便宜併わせて表示した。このうち運上金五〇両は両銅山とも定額であるが、享保十二年立川銅山分は前期半年分二五両を京都糸割符仲間が上納し、その跡を請け負った大坂屋久左衛門が九月より十二月までを月割にして一六両二分と銀一〇匁を上納したのである。両銅山ともに銅炭運上は同じ基準によった。即ち銅運上は出来銅のうち山師取分銅一、〇〇〇貫について一三〇貫、このうち一〇〇貫につき二〇〇匁ずつの口銅分を控除し、残銅一〇〇貫について代銀五〇〇匁ずつを上納した。また炭運上は出来銅一、〇〇〇貫について炭三、八九〇貫ずつ消費するものとして計上し、鍛冶炭ともに運上銀五二匁二七六ずつを上納した。ところで銅炭運上銀高にほぼ出来銅高は比例するものと見做しても大きな差違はない。それは炭のうちで炭運上は幕領内の焼炭についてのみ行なっているので、他領炭の分は

第6表　享保6～延享1　別子・立川銅山運上金銀・産銅高

| 年次 | 別子運上金(両) | 別子銅炭運上(匁) | 別子産銅高(斤) | 立川運上金(両) | 立川銅炭運上(匁) | 立川産銅高(斤) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 享保 6 | 50 | 82,456.91 | 897,481 | 50 | 48,493.47 | |
| 7 | 50 | 60,698.89 | 666,300.37 | 50 | 27,816.7 | |
| 8 | 50 | 63,207.52 | 696,909.25 | 50 | 24,424.28 | |
| 9 | 50 | 66,674.95 | 724,308.31 | 50 | 26,855.17 | |
| 10 | 50 | 60,114.72 | 663,674.31 | 50 | 16,250.67 | |
| 11 | 50 | 63,889 | 705,896.06 | 50 | 5,179.93 | |
| 12 | 50 | 69,843.04 | 771,432.43 | 41両2分10匁 | 3,200.11 | |
| 13 | 50 | 51,649.31 | 570,435.83 | 50 | 19,722.4 | |
| 14 | 50 | 67,914.87 | 750,101.18 | 50 | 34,225.58 | |
| 15 | 50 | 51,054.1 | 563,828.5 | 50 | 39,742.93 | |
| 16 | 50 | 59,872.52 | 661,278.25 | 50 | 24,798.35 | |
| 17 | 50 | 65,212.19 | 687,984.56 | 50 | 25,558.18 | |
| 18 | 50 | 48,059.82 | 506,853.15 | 50 | 17,702.63 | 194,878.125 |
| 19 | 50 | 56,510.88 | 596,683.33 | 50 | 23,198.81 | 255,498.75 |
| 20 | 50 | 58,539.81 | 630,019.87 | 50 | 23,644.49 | 260,950 |
| 元文 1 | 50 | 52,418.57 | 578,849.65 | 50 | 23,284.47 | 256,347.6 |
| 2 | 50 | 56,663.43 | 625,841.87 | 50 | 46,203.97 | 270,950 |
| 3 | 50 | 53,236.11 | 565,917.59 | 50 | 50,357.93 | |
| 4 | 50 | 51,223.53 | 565,746.45 | 50 | 50,344.33 | |
| 5 | 50 | 55,765.36 | 615,929.91 | 50 | 53,814.2 | |
| 寛保 1 | 50 | 51,276.55 | 566,311.41 | 50 | 50,173.48 | |
| 2 | 50 | 51,304.84 | 566,558.7 | 50 | 50,120.54 | 546,281.25 |
| 3 | 50 | 55,847.14 | 616,765.87 | 50 | 50,339 | |
| 延享 1 | 50 | 51,268.43 | 566,237.61 | 50 | 50,120.02 | |

炭運上中には入らぬ。しかも宝永以来他領炭の消費の割合が増大して、享保以後は年により増減はあっても出来銅の大部は他領炭によるものであって、時代とともにその傾向は一般に増大している。（表7参照⑱）なお表に外銀というのは、やはり出来銅一、〇〇〇貫について炭三、八九〇貫の割合で計算した他領

第7表　別子銅山炭運上(幕府上納)・外銀・他領炭高・他領炭出来銅高

| 年　次 | 炭運上銀(匁) | 外　銀(匁) | 他領炭高(貫) | 此出来銅高(斤) |
|---|---|---|---|---|
| 享保 6 | 1, 233. 55 | 6, 273. 12 | 466, 800 | 750, 000 |
| 11 | 4. 36 | 5, 899. 87 | 439, 025. 4 | 705, 375 |
| 16 | 25. 86 | 5, 505. 18 | 409, 655. 6077 | 658, 187 |
| 元文 1 | 31. 82 | 4, 809. 77 | 357, 908. 028 | 575, 045 |
| 寛保 1 | 24. 53 | 4, 712. 19 | 350, 646. 728 | 563, 378 |
| 延享 3 | 180. 88 | 4, 565. 22 | 339, 710. 321 | 545, 807 |
| 寛延 3 | 475. 71 | 4, 283. 15 | 318, 720. 54 | 512, 083 |

第8表　立川銅山炭運上・此出来銅高・外銀・他領炭高・此出来銅高

| 年　次 | 炭運上(匁) | 此出来銅高(斤) | 外　銀(匁) | 他領炭高(貫) | 此出来銅高(斤) |
|---|---|---|---|---|---|
| 延享 4 | 110. 83 | 13, 625 | 3, 456. 2 | 257, 185. 016 | 413, 215 |
| 寛延 1 | 96. 71 | 11, 562. 5 | 2, 922. 29 | 217, 455. 668 | 349, 382. 5 |
| 3 | 41. 3 | 4, 937. 5 | 1, 641. 9 | 122, 170. 676 | 196, 302. 5 |
| 4 | 56. 46 | 6, 750 | 2, 138. 01 | 159, 099 | 255, 622. 5 |
| 宝暦 2 | 53. 32 | 6, 562. 5 | 1, 996. 86 | 148, 591. 776 | 238, 740 |

炭の経費(値段)である。立川銅山について、享保頃の他領炭の割合は詳知し難いが、延享以後の実状を参考すると、ほぼ同様の傾向にあったものと思われる。(表8参照)⑲いずれにしても炭運上高は銅炭運上高のうち微々たる額で、殆ど計算外に措いても大きな狂いはない。そこで銅炭運上高の比較によって推量すると、享保七年の立川の出来銅は三〇万斤余であろう。享保七年以後享保年間では同十五年の四四万斤を最高とする。糸割符仲間稼行中で享保十一年には五五、〇〇〇斤ほどに減り、翌年は後期に大坂屋が引き継いだが、

三五、〇〇〇斤ほどに減少した。

買請米は宝永元年以来享保六年まで六、〇〇〇石、同七年に半減されて三、〇〇〇石となった。その理由として、前年から御預所を引き請けた松山藩の掛役人から、京都糸割符仲間が困窮して銅山稼行ぶりが悪く、米代銀上納のほども覚束ないと、御勘定所へ届けた結果であると記されている。

享保九年に別子の買請米は五、〇〇〇石となり立川はその半額二、五〇〇石となった。別子は同十四年五、五〇〇石、十五年から六、〇〇〇石に復したが、立川は同十年には皆無となり、翌十一年一〇〇石を許され、十二年三〇〇石、十三年四、〇〇〇石、十四年四、五〇〇石、十五年から三、五〇〇石となった。立川が享保十年皆無であったのは、京都糸割符仲間の代銀上納が滞り、買請米を願い出たものの、松山藩から御勘定所への執次がなかったためである。同十一年一、〇〇〇石を認められたが、これは京都糸割符仲間の米代銀がなお未納の状態で、御勘定所から吟味のうえ明十二年には銅山を他に譲渡するよう命ぜられ、十二年十月から大坂屋久左衛門（永次郎）が跡を請けて稼行するようになり、久左衛門から前年よりの買請米を願い出て、享保十一年分として与えられた米である。

第9表　享保4～11　別子・立川両銅山買請米高・値段・松山相場

| 年次 | 別子分(石) | 立川分(石) | 1石につき値段(匁) | 松山平均値段 |
|---|---|---|---|---|
| 享保 4 | 6,000 | 6,000 | 12.5 | 31.02 |
| 5 | 6,000 | 6,000 | 12.5 | 33.4 |
| 6 | 6,000 | 6,000 | 20.45 | 54.8 |
| 7 | 6,000 | 3,000 | 36.52 | 54.13 |
| 8 | 6,000 | 3,000 | 25.5 | 34.96 |
| 9 | 5,000 | 2,500 | 25.5 | 34.93 |
| 10 | 5,000 | | 26 | 35.56 |
| 11 | 5,000 | 1,000 | 29 | 44.02 |

買請米代銀及び上納法は、立川も別子と同条件であって、享保三年まで一石代銀五〇匁であった。享保四年から代銀の新銀立がはじまり従来の五〇匁を新銀に替えて一二匁五分とした。これは同六年から米の所相場に応じて改められることになった。そこで年々銅山がわと松山藩掛役人を通して御勘定所との折衝が行なわれて、所相場に対し二割五分から三割五分程度の割引で米代銀が決定された。享保八年立川銅山師から御預所へ差し出した口上書に「寶永元申年ゟ去ル子年（享保五）迄ハ銀拾貳匁五分替」とある。一二匁五分というのは新銀立で表わしたので、実際の新銀立施行は享保四年からはじまり、それ以前は米代銀五〇匁を新銀に替えて示したに過ぎぬ。即ち宝永元年から享保三年までは、五〇匁である。[20]「別子銅山公用帳」によって、享保四年買請米新銀以来の別子・立川両銅山買請米高・同値段・所相場を享保十一年まで表9に示す。[21]所相場は「豫州松山米相

場一石ニ付毎年平均直段（春夏秋の平均値段）」であるが、実際は買請米は四国のほか中国方面の幕領年貢米が当てられ、その相場は地域によりかなり高低があり、これがそれぞれ買請米代銀決定の基準となっていて複雑であった。

註

① 「豫州立川御銅山御公用日記　従寛延二巳年正月至寶暦十二壬年九月十日」

② このときの立川山師は内田八右衛門・小野寺三郎右衛門・有來新兵衛・今井太兵衛の四人が連判している。宝永四年に京銭座山師として、菱屋・長崎屋・鮫屋三人のほか金屋源兵衛が名を列ね、正徳三年（一七一三）には立川山師として菱屋・長崎屋のほか茨木屋八右衛門・三宅九郎右衛門とあり、享保初年には松井市郎兵衛・菱屋所右衛門が代表となっている。「京都御役所向大概覺書」六の正徳六申年改の京糸割符人數并割方によると、清水宗全・長崎屋忠七・茨木屋八右衛門・鮫屋三郎右衛門の四人が年寄で、中老五人のうちに有來新兵衛・三宅新右衛門等の名が見える。また寶永年間には川崎屋庄右衛門・茨木屋権兵衛が山師の名で銅山山元に駐在したようだが、彼等は一丸分の割符をうけている仲間の平（年寄・中老・平より仲間構成）である。即ち京都糸割符仲間が銭座を許され、京銭座の名ではじめ立川銅山を請け負ったので、請負人は仲間中の年寄・中老が代表して当たったのである。しかもその中心は長崎屋忠七であることは疑いない。

③ 「銅座御用控」

④ 正徳三年巳四月「去ル子年ゟ辰年迄五ヶ年買入銅高并買直段之書付」、正徳六年申四月廿九日「於飛騨守様（大坂町奉行鈴木利雄）被仰付候辰年ゟ去未年迄四ヶ年分廻着銅之員數并直段付同代銀高之扣帳」

⑤ 正徳三年巳閏五月　泉屋吉左衛門「子年ゟ辰年迄五ヶ年分買入銅并賣拂銅代銀之書付」

⑥「京都御役所向大概覺書」六　新銭座糸割賦仲ヶ間ゟ被仰付候事

⑦「泉屋叢考」第十三輯　一一一―一一三頁

⑧「別子銅山公用帳」二番　寶永七寅八月　泉屋吉左衞門願書

⑨「別子銅山公用帳」二番　正徳二年辰三月石原新十郎覺

⑩享保元年申十二月「申年諸國御割合御用銅高并代銀吹賃銀勘定帳」

⑪戌六月二十四日「銅吹屋共　去酉年長崎廻銅諸國銅山御割付覺」

⑫「享保四亥年銅會所御公用帳」

⑬通用金銀というのは、当時世上に存する金銀貨をいうのでなく、物価や相場がそれによって示される特定の金銀貨である。

⑭享保四年春頃大坂で新金一両につき新銀四五匁ほどであったことは、同年三月泉屋吉左衞門口上書（石原新十郎代官あて「別子銅山公用帳」三番）に御用銅代銀について次のごとく見える。

（御用銅代銀残り）八百三拾五貫七百匁余新銀ニ仕貳百八貫九百貳拾五匁、金（新金）壹両ニ付（新銀）六拾匁替之御直段ニして金高三千四百八拾貳匁余、當時賣買相庭凡一両ニ付四拾五匁程仕候故、壹両ニ付拾五匁程損銀御座候

⑮「別子銅山公用帳」三番（享保七）二月廿五日　江戸御留守居ゟ松山三奉行衆ゟ申状寫之

⑯「銅山公用帳」六番　豫州別子立川兩銅山年々運上金銀書付寫

⑰⑱「享保三年正月吉日　伊豫別子銅山御運上控」、「元文二年正月吉日　豫州別子銅山御運上控」

⑲「立川銅山御運上控」

⑳「別子銅山公用帳」三番　立川山ゟ指出候口上書之覺、この後住友や大坂屋から差し出した口上書に、元祿十五年から宝永三年まで一石につき代銀五〇匁（四つ宝）、宝永四年から享保六年まで二〇匁四分五厘（新銀）としているものがあるが、正確ではない。なお四つ宝は正

## 住友と立川銅山

徳元年の鋳造である。

㉑「別子銅山公用帳」四番　買請御米新銀立以來御直段之覺、

買請米代銀については、諸記録を参照して多少修正した。

## 五　大坂屋久左衛門稼行下の立川銅山

享保十二年には京都糸割符仲間は経営困難のため、すでに立川銅山稼行から離れ、幕府は他に譲渡すべきことを命じている。もっとも前半年分の諸運上は上納したようであるが、七、八月は請負人なしとあり、稼行を譲り請けた大坂屋久左衛門は九月以後の諸運上を負担している。然し稼行しないといっても、樋引などは一日も欠くことを出来ず、これは仕法として次の請負人が決定するまでは前請負人の責任であったと思われる。延享二年（一七四五）の大坂屋久左衛門の「立川銅山仕格覺」によると、享保十二未十月京都糸割符山師より立川銅山を譲り請けたと記している。久左衛門が稼行に着手したのは十月からであろう。

享保十七年までの立川の産銅高は前述したとおり確実には知りかねる。享保十八年から元文二年までの別子・立川両銅山の産銅高を繰り返して表示し、かつその棹銅高を併わせ記すことにする（表9）。

第9表　享保18〜元文2　別子・立川産銅高・棹銅高

| 年次 | 別子産銅高（斤） | 同棹銅高（斤） | 立川産銅高（斤） | 同棹銅高（斤） |
|---|---|---|---|---|
| 享保 18 | 506,853.15 | 405,482.5 | 194,878.125 | 155,902.5 |
| 19 | 596,683.33 | 477,346.66 | 255,498.75 | 204,399 |
| 20 | 630,019.87 | 504,016.92 | 260,950 | 208,760 |
| 元文 1 | 578,849.65 | 463,079.73 | 256,347.6 | 205,077.6 |
| 2 | 625,841.87 | 500,673.53 | 270,950 | 216,760 |

別子・立川両銅山の産銅は享保七年割合御用銅廃止後も長崎御用に充当せられた。両銅山で一ヶ年計一〇〇万斤ずつを請け負ってきたといわれるが、その額の請負は何年からかは明らかでないが、割合御用銅廃止後あまり年を経ない時期からであろう。しかし元文元年までは、ともかく請負額の御用を果してきたといわれるが、両銅山産銅を合わせて常に一〇〇万斤に達したわけでないから、不足分は他山銅の買入によったのである。① 元文二年頃には銅値段が高騰し、長崎御用銅値段では他山銅買入は困難となった。同年の請負高一〇〇万斤（棹銅）、そして同年の両山産銅高は棹銅で六六八、一五七斤余、不足分三三一、八四二斤余は翌元文二年産銅分をもって繰り越し追送し、一三一、八四二斤余は他銅山より買い足したという。元文二年には最早一〇〇万斤の請負は不能で、両山産銅高七一七、四三三斤余、うち二〇万斤は前年分へ繰り越して長崎へ廻わし、五七万斤を御用に売り上げているから五四、五〇〇斤余は買足し銅と見られる。②

元文三年には銅座が再興された。同年十一月松山藩江戸屋鋪秋山小助から御勘定所からの問いに答えて、別子については当元文三年出銅高五六六、〇〇〇斤ほど、この運上銀五一貫二二〇匁ほどとし、立川については「當年可稼出分之銅高」五五四、三七五斤ほど、この運上銀五〇貫一七〇匁ほどとしている。立川の産銅高は当年に稼ぎ出すことを予定するものとして、別子の記述方と異っているのは立川の分は実際の産銅高ではないからである。即ち秋山の答書によると、三〇四、三七五斤（荒銅）ほどが長崎御用に廻る実際の産銅高で、二〇万斤は出銅はないが、幕府から拝借米五、〇〇〇石を許されたのは、運上銀一ヶ年五〇貫ほどを上納するだけの産銅を見積られたためで、銅山師として五〇万斤余の産銅に対応した運上銀を償銀の意味で上納するのであると述べている。拝借米は元文元年に与えられたので、これは深鋪となり水を湛えて出鉛減り一ヶ年ようやく銀二四、五貫ほどの運上で、しかも鋪内破損し稼行困難となったので、拝借米を願い出て普請に着手したという。元文二年は下財数が少なく出鉛の増加もなかったが、当三年にはかねて見込の良い鉛所へ掘り付けるよう努め、盤石に当たって急に掘り抜くことは困難であるが、一両年内には掘り付き運上銀五〇貫目相応の五〇万斤余の産銅もあろうといっている。③

寛保二年の立川の産銅高は八七、四〇五貫ほど即ち五四六、二八一斤ほどと報告されている。④元

第10表　享保12〜延享元　別子・立川買請米高・値段・松山平均値段

| 年次 | | 別子分(石) | 立川分(石) | 1石ニ付値段(匁) | 松山平均値段(匁) |
|---|---|---|---|---|---|
| 享保 | 12 | 5,000 | 3,000 | 29 | 38.08 |
| | 13 | 5,000 | 4,000 | 26 | 31.81 |
| | 14 | 5,500 | 4,500 | 26 | 33.27 |
| | 15 | 6,000 | 3,500 | 26.5 | |
| | 16 | 6,000 | 3,500 | 28 | |
| | 17 | 6,000 | 3,500 | 48 | *44.54 |
| | 18 | 6,000 | 3,500 | 26.5 | 36.8 |
| | 19 | 6,000 | 3,500 | 25.5 | 28.5 |
| | 20 | 6,000 | 3,500 | 21.5 | 29.1 |
| 元文 | 1 | 6,000 | 5,000 | 22 | 31 |
| | 2 | 6,000 | 6,000 | 23.3 | 33 |
| | 3 | 6,000 | 6,000 | 31.5 | 42 |
| | 4 | 6,000 | 6,000 | 41.5 | **52 |
| 寛保 | 1 | 6,000 | 6,000 | 38 | 59 |
| | 2 | 6,000 | 6,000 | 36 | 53 |
| | 3 | 6,000 | 6,000 | 29 | 43.5 |
| 延享 | 1 | 6,000 | 6,000 | 30 | 46 |

*　秋西国表不作，松山値段　春3ヶ月平均43匁24，夏同36匁5，秋同53匁88

**　西国筋不作

文四年から延享初年にいたる別子の産銅高は五六万—六一万斤内外であったが、立川の運上銀も五〇貫を越え、産銅高は五〇万斤を超えて別子に近接していたと思われる（表6参照）。立川の買請米も元文元年五、〇〇〇石に増加し、翌二年には別子と同じく六、〇〇〇石となったことも以上の事情からであろう。享保十二年から延享元年までの両銅山買請米高、値段及び松山平均値段を表10に示す⑤。

元文三年に享保の割合御用銅について述べて、別子は鉛一〇〇貫

につき銅（荒銅）八貫五〇〇匁、立川は鉛一〇〇貫につき銅四貫―一一貫で平均七貫五〇〇匁とされている。立川鉛は平均して別子鉛に比して歩付がかなり劣ると見られている。

延享二年の立川銅山の概況の報告がある⑥。

一鉛出方一晝夜　二、七〇〇貫ほど

一素吹一軒前　焼鉛四四〇貫・拾い物一〇〇貫

出來鈹七五、六貫、これより荒銅二五貫―三〇貫

尻銅一貫二〇〇匁―一貫三〇〇匁

一惣人數一、七五九人

素吹は荒吹・鉛吹ともいわれる。一軒前は一仕舞ともいう。焼鉛四四〇貫これに拾い物一〇〇貫を加えて計五四〇貫とするのが一軒前である。拾い物は素吹のとき除去されたどぶのことでからみとも呼ばれた。この中にも少量の銅が含まれる。素吹により鈹七五、六貫を採り、これを真吹して荒銅二五貫ないし三〇貫ができる。なお素吹のとき一貫二〇〇匁ないし一貫三〇〇匁の尻銅が残る。これによると、焼鉛一〇〇貫から荒銅七貫一一四匁ないし五貫九六四匁ほどとれることになる（もっとも拾い物の僅少の銅を無視するとして）。

さて棹銅長崎会所の買上値段は一〇〇斤につき新銀で享保七年九〇匁、同九年九五匁、同十年一〇九匁五分であった。この一〇九匁五分中には箱代・縄釘・人足賃・運賃（長崎まで）ともであった。住友等からは代銀の大坂渡しを願ったが、別子や大坂屋の永松銅の棹銅ともに九〇匁を大坂渡し、残りは長崎に棹銅着次第に支払うということであった。享保十二年六月長崎会所は本年から銅代を大坂で渡すゆえ値段の引下を命じ、住友や大坂屋は一〇八匁五分で売り上げることを請け、さらに翌十三年九月には住友から代銀を直ちに請け取ることが出来れば、長崎までの諸費用を込めて一〇五匁五分に売り上げることを願い出ている。

元文元年五月金銀吹替（文字金銀という）の御触を出し、慶長・正徳享保の金銀は文字金銀と同価、乾字金二〇〇両は文字金一〇〇両の割合で無差別に取り交え通用させ、上納の場合も同様であり、金銀座より引替金一〇〇両（慶長・正徳享保金）につき増歩金六五両、銀一〇貫（慶長・正徳享保銀）につき増歩銀五貫目を渡すとしている。この無差別通用と引替に増歩付という方法は引替促進には有効であるように見えた。そして諸色値段は文字金銀建としたが、無差別通用は不可能のことで、江戸の十組問屋の嘆願などもあり、文字金銀の出廻るまで暫定的ということで、金六割半、銀五割の引替増歩どおりに割合遣いを認めたのである。元文二年に入ると、三月に明年正月より割合遣いは停止するこ

と、また同じく引替増歩は一〇〇両につき三〇両、一〇貫につき二貫に減少することを触れて、ついて三都の問屋等の嘆願によってこれを明年四月まで猶予することとした。この間に引替もしだいに進捗したようである。

元文元年頃は棹銅買上値段は箱詰・諸掛物・運賃すべてを込めて古銀（正徳享保銀）一一〇匁であった。そこで住友・大坂屋連名で、文字銀に換算して一六五匁替とすることを、次いで翌二年二月には一五五匁替とし前借銀三〇〇貫を許されるよう松山藩掛役人へ願い出た。同年十月になって、長崎奉行窪田忠任が参府の途に立ち寄った大坂で、それは認め難く、従前どおり一四三匁（三割増）の積りで売り上げることを伝えた。元文三年春頃には諸物価や賃銀が高騰して、棹銅相場も一〇〇斤につき銀三〇〇匁余といわれた。同年三月住友、大坂屋から一〇〇斤につき銀三〇匁の償銀の給与と前借銀の貸与を願い出ている。⑦翌四年六月の同じく両人の願書によると、棹銅の御定値段一六四匁九分六厘となっており、今度一〇匁増し計一七四匁九分六厘の他に前貸銀を許されていて、さらに五〇匁の償銀を願っている。寛保三年（一七四三）十月には、御用銅の荒銅買上値段は別子・立川両銅山からは一〇〇斤につき銀一七〇匁で銅座へ売り上げていたが、この月の十五日から二〇匁引き下げられたという。⑧

元文三年七月一日立川では「惣直段文銀ニ立替申積り相定」、その旨を下財一同に申し渡したところ、下財から請願するところがあった。これを受けた山小家（鋪方役所）の重平は先ず鉛を納め、しかる後に順序を踏んで願い出よと返答したが、下財中の頭分のものがなお強硬に申し入れたので、重平はたとえ勘場で聞き届けても自分はしないと憤然と拒否した。これは文字銀による値段の建方に下財が不満を持ったので、鋪方役所の役付と思われる重平に申し出たのであろう。重平は採掘した鉛を納めた上で、その買上値段のことは後によく検討すると答えたのである。そして強硬な頭分二七人を解雇したところ惣下財一統は下山してしまったという。同日立川の大坂屋手代嘉右衛門が別子へ来て事態を告げるとともに、手代源八から次の口上書を届けた。

源八ゟ申入候、此度銅座之儀ニ付銅直段下直に相成候故、銅山小躰ニ致可申旨大坂ゟ申來候ニ付、明リ方人數等減し、其上横番貳拾七人隙遣候所、外之者も致一統不殘下山候間、右人數之者共相濟候迄者、其御地ニ罷越候ても御召抱不被下候様奉願候、人數書付委細左ニ

○人數書付略

右之趣昨日於角野村ニ藤兵衛様ニ得と申上候間、何分貳拾七人之外御抱被下候儀何分ニも御用捨奉願候以上

七月朔日　大坂屋源八

泉屋市兵衛様

同　藤兵衛様

これによると、銅座が再興されて御用銅買上値段が安く決定され、大坂屋から銅山の規模を縮小するよう指示してきたので、明り方即ち坑外稼働人の人数を減らし、横番即ち掘子も文字銀値段の問題を機とし即日二七人を解雇したのである。しかし他の下財も同心してすべて下山したが、この下財はやはり横番であろうと思われる。そこで二七人以外のものは別子で抱えてくれぬようにと頼んだわけである。この人数は計一四三人で、内訳は小泉者(備中小泉銅山出身者であろう)・備中者等三人を除くと、金子村三七人、新居浜浦二一人、新須賀村一七人、泉川村一五人、中村一三人、角野村一〇人以下すべて地元の諸村出身者である。このような事情は別子でも大きな差はないと思われるが、銅山稼行は付近の郷村と深い関係がある事実を示すものである。

七日に立川の山小家詰の手代勘兵衛が別子へ来て、下山した下財もしだいに戻ってようやく稼行にも支障がなくなったと報告した。別子では立川で解雇された二七人のうち一三、四人を抱えて使役した。翌四年六月になって立川の重平から別子の善助あて、金子彌七郎・同金兵衛(金子は

金子村出身を意味する）を別子で差支なければ抱えたいと届けた。善助からは、金子市八が彌七郎、金子金六が金兵衛と名乗っているが、彼等は前年七月解雇された二七人のうちで別子で雇役し、本年三月下山し先日も帰山を促したところ盆後まで待って欲しいと断った者であって、立川で抱えぬようにと返答している。これに対して、重平からは去年解雇した二人は今度帰山を希望し下財一統もそれを願っているから、別子でよろしければ使役したいと告げた。別子では市八・金兵衛については一応了承したが、その他のものも結局立川へ帰山することになったであろう。

延享四年の立川の産銅高は四二六、四六五斤でそれほど減少していない。しかも大坂屋の稼行はすこぶる窮境に陥っていた。深鋪となって涌水が多くなり、その処理が難事であったこと、一般に鉑性が低下したこと、炭木山をいよいよ遠隔地に求めざるを得なくなったこと、これらの事情は生産費をいちじるしく高騰させたのである。⑩しかも元文三年銅座が再興されて、当時諸物価・賃銀が騰貴し、御用銅買上値段は割安に抑えられた。夏秋に台風がしばしば通過する地域でその都度甚大な被害があり、これは別子も似た条件であったが、深鋪・涌水・鉑性の点などは概して立川は別子以上に条件が悪かったらしいことは前述したところである。しかもなお立川は通風の上で重大な欠陥があった。立川は西北風のときは通風は良いが、陰暦五、六月の夏季を中心

にして東南風が多いことが報告され、この場合は間歩口が北斜面に開いているため風が入らぬのである。寛延三年七月には盆後十七日頃から一週間にわたり通風なく、宝暦八年は六月中旬から七月初旬にかけて間歩内は「火燈り不申」といわゆる気絶(けだえ)の状態であった。翌九年も六月二十五日から南風の日つづきで七月十七日にいたり、ようやく風が通った有様で、以上の通風のない期間は殆ど稼行を中止したのである。

しかし延享四年にいたり大坂屋の稼行継続は、最早不可能となり、他へ譲渡を考えざるを得なくなったのは、大坂屋の家計が窮迫したことが基礎にあって、それらの事情は立川銅山譲渡の折衝経緯の上からも明らかに看取されるのである。

註

①「別子銅山公用帳」五番　午三月　松平隱岐守内櫻井丈右衞門覺

②「別子銅山公用帳」五番　午三月　松平隱岐守内秋山小助覺

③「別子銅山公用帳」五番　午十一月晦日　松平隱岐守内秋山小助　別子立川兩銅山前々長崎廻り銅御定數并當時銅出分御尋に付御答

④「別子銅山公用帳」五番　元文三午年十一月晦日　當戌中兩銅山出銅高并御運上銀高凡積之覺

⑤「別子銅山公用帳」四番　買請御米新銀立以来御直段之覺、「別子銅山公用帳」六番　寛延三午年正月　立川御銅山御請負山先美坂杢兵衞・同御銅山請負人入江理兵衞代儀右衞門・別子御銅山師泉屋吉左衞門覺より作製。享保十七年は西国筋出付損亡にて所相場例外高直とあ

って、松山城下相場は同年秋三ヶ月平均五三匁八分八厘と見え、極月廿六日幕府は関東北国の諸藩に一石につき上米七二匁、中米七〇匁二分八厘五毛、下米六八匁一分四厘にて買い上げるべきことを伝えたという。

⑥「延享二丑年　大坂屋久左衛門　立川銅山仕格覚」

⑦「別子銅山公用帳」五番　泉屋吉左衛門・大坂屋永次郎願書

⑧「別子銅山公用帳」六番　亥十月廿七日　立川御銅山師大坂屋久左衛門代武兵衛・別子御銅山師泉屋吉左衛門代嘉兵衛覚

⑨「元文四未年　立川銅山大坂屋時代掘子離山騒動始末書」、この題記のある表紙は弘化三年五月に付けたもの。

⑩これらの事情については、例えば「辰(寛延元)十二月西村理兵衛等　伊豫國新居郡立川銅山見分書付」に示された。

## 六　住友と立川銅山経営

延享四年(一七四七)七月大坂屋久左衛門は住友を訪ねて、近年手許の経済不如意の次第を語り立川銅山を譲渡したい意向を告げ、次いで手代新六をもって住友手代に対し次の譲渡条件を受け入れて欲しいと懇請した。①

一延享三年分買請米四、〇〇〇石(延享四年春から夏にかけ請取済)代銀・運上銀・山手運上都合銀で二〇〇貫余、これは延享五年四月限り上納しなければならぬが、住友で引き請けること。

一明年分買請米四、〇〇〇石は当年久左衛門名前で申請する。

一当年正月から七月までの下財賃銀未払分・山内諸物買入代銀都合銀高四〇貫余、飯米不足一〇〇石を借用したい。

一明春銅山譲渡願書を差し出し御下知あり次第譲り渡す。住友からの上納銀二〇〇貫余に対し、山・里村にある建物・有物一切を渡し、また当座借用の銀米（銀四〇貫余・米一〇〇石）は来春返済する。

以上の条件に対し、住友から支配人藤兵衛をもって多少の修正を求めた。即ち

一銀高二〇〇貫余のうち運上銀（銅運上であろう）が五〇貫ほどあり、大坂屋は延享三年分買請米を請け取った上、同年分出銅も引き取ったことであるから、運上銀分は大坂屋から償うべきであろう。残りは住友から上納する。

一銀四〇貫・米一〇〇石は住友から明春まで立替えることとし、明春の返済とする。

一十月からの出銅は山元において住友の支配とする。

とある。これに対し、新六と立川銅山支配人治郎右衛門から、運上銀五〇貫ほどは大坂屋にて償うのは至当であるが身上窮迫のため半銀を住友で引き請け、残り半銀は住友が立替え五ヶ年賦返済とすることを求め、銀四〇貫は大坂で直ちに渡し、米一〇〇石は豫州で引き渡すことを申し出

た。藤兵衛もこれを承認し、本年十月から住友が出銅を支配することを申し合せ、なお別子銅山支配人金右衛門を呼び登せて相談し、住友として立川銅山引請の件を決定した。

九月に新六・治郎右衛門、つづいて藤兵衛・金右衛門は伊豫へ下った。久左衛門は松山藩御預所の銅山掛奉行稲川八右衛門あてに十月付の願書を認めて、治郎右衛門は十月四日松山へ出頭して提出した。その願書には、立川銅山の現状と大坂屋手許の窮状を縷々と述べ、来春住友・大坂屋双方から立川銅山の譲請・譲渡の願書を差し出す予定であること、明年分買請米四、〇〇〇石は大坂屋相続の形で願い出ること、下財盆前賃銀の支払が滞り、また当時の飯米等にも差し支え、住友から取り替えてもらい、引当として出銅も有物もすべて渡すこととし、稼ぎ方も住友で存分に支配されるよう約諾したことを述べている。金右衛門も次いで松山へ出て、稲川等に会い、大坂屋の願意のほどを了得している趣意の主人吉左衛門の口上書を渡し、治郎右衛門とともに立川・別子へ戻った。十八日藤兵衛・金右衛門等は立川銅山内の有物を改めた。また両人から新六・治郎右衛門あて、当年七月までの有物書付に記載されたほかに、七月から九月までの増加の有物を、住友から支払った十月一日から十六日までの鋪方稼人への賃銀分一八貫をもって買い取ることとした旨の覚書を手交している。同じく次の一札を渡した。

一札之事

一立川御銅山當十月此方へ仕送分ニ而引請相稼候趣、御預所御役所双方ヨリ御届申上候、當十八日立會相改候有物左之通御座候

一鋪内一式

一所〻役場

一土州炭山并燒炭

一東西御林并村境

右者山内分別紙書付之通御立會相濟申候、此外新居濱口屋立川中宿之儀者、其元御名前之内御座候得共、此度限ニ請取切候事難相成候、尤内〻御立會申改見届置候、明春御名前讓り相渡候上早速請取可申候、勿論兩所地主ニ茂其元ゟ此段御届置可被下候、爲後日仍而如件

延享四卯年十月

泉屋吉左衞門代
泉屋金右衞門
藤兵衞

大坂屋久左衛門殿代
大坂屋新　六　殿
次郎右衛門殿

松山の掛役人林文右衛門は別子を経て二十日立川へ寄り、鋪方・床屋方の頭立ったものを呼び出し、住友仕送をもって稼ぐことになった次第を告げ、さらに下山して角野村で西東角野村・立川村・種川村・大泉村・新須賀村の庄屋を集めて同じくこれを報じ、銅山方諸荷物の上下ともに手支えなきよう取り計らうことを注意した。立川銅山の床屋方・山(鋪)方の稼人等からは金右衛門等にあて、別子の定法に従って働く旨の一札を納め、また山師からの売渡物以外に勝手に諸色を売買せず、商人が抜売買の目的で入山した場合は早速届け出ることを約した。また種川村の炭焼は、大坂屋前渡の残銀を住友から取り替え支払われたことを謝し、住友家風の山法に違背しない旨などの一札を納めた。

このように立川銅山の譲請渡の交渉は、先ず順調に進んだように見受けられ、翌延享五年(寛延元)正月に双方の願書が御預所へ提出された。しかるに、はしなくも問題がおこった。

それは西条領百姓二〇ヶ村ほどが連判し、住友の立川稼行は無条件では反対であると強く西条藩へ訴え出たという一件で、それは大坂へも直ちに伝えられた。延享四年十月金右衛門から中村

組大庄屋真鍋孫太郎・郷村組大庄屋藤田治郎右衛門に対し、住友が譲り受けても別子・立川ともに鋪方・吹焼・水流すべて従来大坂屋稼行時と少しも変らぬことを告げた。しかし西条領百姓の願書は、別子の鉑を立川がわへ持ち越し焼吹きし、また別子の鋪水を立川の方へ落さぬように処置して欲しいが、いずれにしても悪水が増すことになろうから田の免（年貢の率）を畑の免にしていただきたく、了得できるまでは何処までも訴え出るという内容のものと伝えられた。彼等が危惧したのは、一つには両山の稼方が従来と変らぬとしても、住友の稼行になると大坂屋時代以上に大規模のものとなろうという点で、それは後に立川の譲請人として銅座が噂に上ってきたとき、いっそうこれを忌避した事情からも推量される。西条領百姓の願書は翌延享五年正月初旬に同藩江戸屋敷へ送られたらしい。

延享五年二月大坂屋手代新六は中村・郷村両組大庄屋に対し、百姓の出訴について、住友は立川譲請に対しもともと積極的であったわけでなく譲請を罷めるであろうし、大坂屋は過分の未納銀上納の途もなく困惑するだけであり、住友の一手稼行となっても従来と稼方に変りないことを説明し、百姓中よく了得するよう斡旋方を求めた。大坂では住友から紀州家出入の平野屋五兵衛に依頼して、紀州藩留守居役に対し、西条領百姓が立川銅山稼行に異議を申し立て、毛頭新規の

趣向もあるわけでないのに種々憶測をして西条藩役所へ訴えたようであるが、西条表から紀州家へ申出があったとき然るべく裁許方を願うよう取り計らってもらっている。紀州家は西条藩の宗藩であって、西条藩より相談ある場合を予想してのことであろう。平野屋五兵衛は大坂屋の未納銀調達にも協力を与えた間柄でもあった②。

中村組大庄屋真鍋孫太郎は新六の百姓説得の依頼に対し、住友が譲り請けるならば村々で用水を掘るほどの出銀なければ得心すまいと答え、また中村組へ銀二〇貫ほど郷村組へ銀一〇貫ほど提供すれば得心しようとも告げた。

四月金右衛門は松山へ出頭して、正月に差し出した立川銅山譲請譲渡の願書は直ちに江戸屋敷へ送るということであったが、住友から江戸出店へ連絡し江戸屋敷の秋山小助等に願書の御勘定所提出を延引するように依頼させることとし、江戸屋敷からその経過を松山へ報告するように手配したことを述べ了解を求めた。これは願書が御勘定所へ出てからでは不都合となるので、松山を経て江戸へ連絡する順序をとらず、処置を急いだためである。大坂屋としては西条領百姓中に「膝行平伏しても」譲渡の了解を懇請し池掘料の多少は提供するも止むを得ぬとしたが、池掘料も結局住友の出資を待つ以外になかった。金右衛門が松山滞在中、常宿の八蔵屋與一右衛門方へ

新六が訪ねて、前述したように池掘銀提供の件を告げているが、金右衛門は理由の立たぬ出銀は出来ぬと答えている。松山藩は金右衛門に対し、住友は前年十月から立川に仕送り稼方に当たっていて、延享四年分買請米をもって当年七、八月までは稼方相続出来るとしても、すでに例年どおり延享五年分買請米出願の時期となり、百姓との関係が調理出来なければ銅山を大坂屋へ戻すことになり、大坂屋が稼行可能にしても他へ譲渡を考えるにしても、鋪内水引は一日もゆるかせに出来ぬと念を押している。

五月になって大坂から下向した藤兵衛に対して、新六は中村組百姓は池料銀二〇貫で得心するであろうし、郷村組へは御預所領の両角野・新須賀村は中村組さえ済めば過分の出銀には及ぶまじく、この方は大坂屋で責任を持つとして、中村組への出銀方助力を請うた。藤兵衛等は右銀高で内済調うようであれば、跡請負が正式に免許あった上で提供してよいが、百姓が得心するかは疑問であるとし、問題落着しない場合立川銅山仕送を止め銅山を還えす願書も用意していると答えた。果して以前からこの出入に関係していた百姓の荒井半左衛門をもって、池料銀二〇貫提供を住友で得心したので内済方処置を、新六から孫太郎へ依頼すると、当春は二〇貫で得心するように見受けたが、現在では六〇貫ほども出さぬと取り扱い出来ぬと返答された。藤兵衛は同月末

に松山へ出頭し、立川仕送を急に止めることになっても跡稼行に支障起こらぬよう心構されることを内々進言している。

六月初旬、新六・藤兵衛・金右衛門会合の席で、孫太郎は中村組内に池二ヶ所を掘る案を立て同人・同組内百姓が西条藩江戸屋敷へ下って願書を差し出す計画であると述べた。それによると、惣経費銀一〇〇貫、内二〇貫は大坂屋の出資、三〇貫は住友からの五ヶ年または七ヶ年賦借入、二五貫は郷中より出資し人夫扶持方に充当、二五貫は西条藩に合力を願うというのである。郷村組は中村組の余水をとって中村組植付が済んでから田植にかかるので、中村組の用水あれば申分なく、両角野村・新須賀村は御預所領ゆえ御預所からの下命あれば異議に及ぶまいというのである。大坂屋出資二〇貫も住友が負担する結果になり、新六から大坂屋・住友で計銀三〇貫まで出すから、郷村組も併わせて内済方の斡旋を孫太郎へ申し入れたが拒否された。藤兵衛も孫太郎を訪ね、住友では池料銀三〇貫の取替も困難であると伝えた。こうして新六は西条藩役所へ出頭し、六月十日頃に松山役所へ内済不成立のため立川銅山を返上(幕府へ)したいという願書を提出するであろうと届け、一方真鍋孫太郎も内済不調の旨を申達した。

しかし西条藩にとり領内百姓の抗議のため立川銅山稼行の見通がつかぬことになるのは不安で

あった。そこで郷村組大庄屋藤田治郎左衛門を呼び出しその意見を徴した。治郎左衛門は、内済破談となれば百姓中江戸へ召喚ということになり、銅水障りの十倍の物入ともなって田畑を売り払うも不足すると述べたので、西条藩役人は内済成立するよう了簡せよと告げた。十一日治郎左衛門は藤兵衛・金右衛門に右の次第を報告し、自分の意見として諸村に小池掘り或は掘り広げ代と池床地代（田地五町分）の計銀四八貫を、大坂屋・住友相談の上大坂屋から提供するということで万事支障はあるまいとし、西条藩役所は百姓願書を暮までは抑えおくことを江戸屋敷とも相談されるはずであり、新六から松山藩役所へ提出の立川銅山返上などの願書は延期の願書を差し出して欲しいと述べた。翌十二日藤兵衛等から返書して、両銅山一手に稼ぐとも立川がわに悪水増す道理はなく、新六はすでに松山へ赴き、藤兵衛は明朝大坂に向け出船するので、いまさら内談に及びがたいとしている。こうして同月内に新六から御預所へ立川銅山上山願書、同月二十三日住友から大坂松山屋敷稲川八右衛門あて立川山譲請願書の下げ渡方願書、また大坂屋久左衛門から御山差上願書をそれぞれ提出したのである。

しかし大坂屋としては銅山返上の上は、未納分はもとより上納せねばならぬがそれは至難であった。そこで七月上旬に江戸で大坂屋名代武兵衛は松山屋敷へ願書を差し出し、大坂で提出した

上山の願書は取り下げたく、上納金銀に差し支えて銅山上山を命ぜられた次第が世上に聞えては、私領銅山の請負も困難となって家業を失うことになると訴えた。松山屋敷留守居役荒川瀬兵衛は西条屋敷留守居役日向徳兵衛に対して、大坂屋の上山願書等を示しこれまでの経過を報告した。徳兵衛は、住友が譲り請けても両銅山別々に稼げば従来と変らず村方も申分ないはずという松山屋敷の意見に同意し、大坂屋願書は月末まで公儀提出を留め、その間に伊豫へ連絡して同調を得ることに賛成している。ところが七月十六日になって、松山屋敷の御預所掛秋山小助から住友の江戸名代を呼び聞いたところを徳兵衛へ報じているが、それは住友の考えは立川の鉛も別子方で焼吹きし素石も別子方へ捨てる方が、鋪道近く稼行上好都合であり、銅煙も西条領村々より遠くなるというのであり、その詳細は書付にして明朝までに差し出すというからこれを徳兵衛へ届けるとある。翌日武兵衛から小助へ報告して、徳兵衛は松山屋敷から内談を受けたが、住友が立川を譲り請けると別子鋪内から立川鋪内へ近路を掘ることを願うようになり、素石を立川方へ持ち出して捨てやがて銅気が流れて、西条領内畑の痛みともなるように百姓中から聞いたといい、先般松山表の吟味では、両銅山とも従来のままの稼方で銅水・銅煙ともに変わらぬということであったが、鋪口付替の件を願うとは新規のことで不審だと語ったとある。両銅山の鋪内疏通の問題

が、当事者の口から表面に出たのは、このときが最初のようである。武兵衛は小助あて報告に続けて、徳兵衛が誤解していることを述べ、また百姓の推量はもっての外の見当違いで、別子の素石はもとより立川の分もみな別子鋪口へ持ち出し、立川の鉑も別子方で焼吹きし、銅煙も現在に比し峯一つ越えて西条領より遠くなり、銅水も従来どおりで増す道理はないとし、これらのことをよく徳兵衛へ伝えて欲しいと述べている。武兵衛の書付は小助が添書して徳兵衛へ届けられ、徳兵衛からは早速国元在所へ申し送ると返答した。

伊豫の地元では松山・西条の両江戸屋敷からの連絡を受け、事態は急転廻した。御預所・西条藩の役人立会の下に、両組大庄屋・上泉・宇高・中村・新居浜の諸庄屋、西条領諸村方のものと金右衛門等の間に交渉が行なわれた。多少の曲折はあったが、八月八日にいたり内済が成立した。そこで金右衛門から「双方得心之上」で一札を認め、御預所掛り役人あて差し出している。

一立川銅山大坂屋久左衛門ゟ泉屋吉左衛門方ニ譲請候、及内談候処、西條御領立川用水掛之村々ゟ障之儀被願出候、夫ニ付於江戸久左衛門代武兵衛ゟ奉願候之趣、此度被仰聞承知仕候、右之儀ニ付今般西條松山御役人御衆中御相談被成候故譲請御願相済申候ハヽ、立川銅山稼口附替之儀、早速御伺申上、鋪口附替別子銅山鋪口ニ立川銅山鉑石素石等迄取出別子

山ニ而致焼吹申儀御座候間、立川之鋪口ニ鉛石素石等一切出不申儀ニ御座候、左候得者銅煙等も唯今迄ハ峯一ツ越候故、西條御領ニ者遠罷成候間、彌毒氣も薄可罷成哉と奉存候、且又立川銅山鋪口ニ別子鉛水落可申様無御座候、右伺相濟候得者右之通取扱置方田地之障ニ不相成候様致し可申候、尤右兩様調濟申候者、吉左衛門ゟ西條御領御百姓中ニ右之趣を以堅證文相認指遣可申候、此段宜様御相談被下度奉存候、以上

寛延元(七月二十二日改元)辰八月

別子御銅山師泉屋吉左衛門代
泉屋金右衛門　印

白石貞助殿
近藤幸八殿

内済成立の報告は、八月二十三日それぞれ江戸の両屋敷へも届いた。

八月付で大坂屋久左衛門の立川銅山譲渡願書、泉屋吉左衛門の同譲請願書が大坂松山藩屋敷の稲川八右衛門あて提出された。大坂屋願書には、立川の鋪はいよいよ深くなって涌水も強く、近年手許困窮し殊に去年からは急に手詰り、延享四年分買請米代銀一七一貫二〇〇匁、当年銅炭運上銀およそ三八貫余、銅山運上金五〇両、都合金で三、五〇〇両ほどを譲請人から上納を頼むこ

ととなり、譲請人として泉屋以外に人なく、従来の稼方をもってしては何人が請け負うとも相続困難であると述べ、稼口を付け替える案をもって願い出るのでなければ泉屋とて同心せず、よってこの案を含めて願書を提出することとして懇望しようやく泉屋に得心させたので、この趣意を聞き済みの上で泉屋の譲請を仰せつけられたいと書いている。また泉屋の願書には、別子山鋪内から立川山鋪内へ掘り抜き、立川の鉛を別子方で運び出して焼吹けば効率も良いので稼口の模様替えを聞済願いたいこと、立川買請米も従来どおり認められること、大坂屋未納分計金三、五〇〇両ほどは期日どおり泉屋から上納することを述べている。九月二日江戸の松山屋敷の秋山小助から双方の願書は御勘定所へ届けられ、都合でいったん引き取って八日に再提出された。十八日御勘定所から聞済の下知があり、松山屋敷から飛脚便で下知状は大坂へ送られ、さらに二十八日には伊豫の国元へも伝達されている。

住友では十月六日大坂松山屋敷から立川銅山譲請願書の聞済の通告があったので、稲川あて立川銅山買請米四、〇〇〇石、代銀は別子買請米と同値段、上納法も同様の件を更めて願い出るとともに、銅座に対し当十月から住友が稼行し出銅の大坂廻着届なども住友から行う旨を届けた。稲川からは御勘定所あて、大坂屋・泉屋へ聞済の件を申し渡し、十月七日から泉屋稼行に移った

旨を報告した。

しかるに予期しなかった故障が江戸で起こっていた。それは勘定奉行神尾春央の私意が主要な原因をなしたように思われる。秋山小助は十月二十六日付書状で大坂の稲川八右衛門あてに、御勘定所が立川銅山譲渡願書御聞済証文を召し返えし再吟味を申し渡したことを報告し、その経過について彼の所見を委細に述べているのである。それによると、九月二十日小助が御勘定所へ出頭すると、右の証文に家質の件を書き加える必要ありとて取り戻し差し出すよう命ぜられた。そこで急ぎ国元へ返送を求め、十月十三日その到着を待ち御勘定所へ持参し、早速付紙を取り替え下付されることを願った。(願書の裁許は願書に付紙を張って下付される)ところがその後何の沙汰もなく、一方銀座年寄で銅座掛の尾本吉左衛門が急遽九月二十七日京都・大坂へ向っている。十月二十一日小助が御勘定所へ出ると、神尾は銅山譲渡を申し渡したのは間違であったと告げて、小助に不機嫌な態度を示した。小助はこれまでの経緯について次のような理由を推量している。

銅座は一旦立川銅山の跡稼行の望みを止めたらしいが、他より有望である旨を聞いたためか、神尾奉行に内談するところあり、神尾は聞済のことを後悔して証文を取り戻し変替のことを考えたようである。小助等との面接は常例と違い大広間で、しかもみな神尾腹心の輩下の御勝手方の

み同席の上で行われたのは、他聞を憚ってのことで、別子・立川を別人が請け負う方が将来のため得策であることを、小助より進言するように仕向けたという。しかし小助は「其所に者少〻氣之付かぬふりニ仕、只馬鹿律義ニ素直ニ」泉屋の一手稼行が至当であると述べたので、神尾は立腹したのである。小助としては、先任奉行の神谷久敬の裁許連判も済んでおり、この方から変改の筋を申し出るよう仕向ける神尾の心底を察し、それでは神谷への義理も立たず、変改など申す筋合でないとし、神尾は尾本吉左衛門と無二の懇意な関係があり彼に譲渡することを考慮したので、理外無理な沙汰であると憤慨している。同月二十五日松山屋敷御用人川端藤太夫等が御勘定所へ出頭し、勘定奉行の神尾や逸見忠榮等と会ったときは、神尾の川端に対する態度は二十一日のそれと大いに相違して柔和で、立川銅山譲渡の件を住友以外誰に尋ね合わせたかを問うた。川端はこれに答えて、大坂屋から書き上げさせることとした。これはおそらく尾本の示唆によるものである。即ち尾本は十月付で大坂から立川の跡稼行の力量あるものとして、熊野屋彦太郎・長濱屋源左衛門・博多屋勘左衛門・嶋屋市兵衛等の名を報告している。熊野屋彦太郎は紀州住で大坂道頓堀釜座町熊野屋平兵衛の主人、平兵衛は銅方手錬のもの、長濱屋源左衛門は秋田銅問屋、博多屋勘左衛門は長崎商人であるが先年南部銅問屋を勤めたものである。

大坂屋久左衛門からは閏十月に譲渡問合人数を稲川八右衛門あて書き上げている。これは江戸の松山屋敷から大坂の同藩屋敷への照会によるものであること申すまでもない。

大坂町人　丸銅屋次郎兵衛　熊野屋平兵衛　嶋屋市兵衛

京都町人　大和屋喜兵衛　石見屋喜兵衛

大坂町人中にはすでに尾本の報告に見えるものがあるが、みな銅吹屋か銅問屋である。大和屋は生野銅問屋で、大和屋の話では生野の銅山師にも希望するものなしという。石見屋は銅商で、同人の話では京都にも希望するものなしということである。要するに金三、五〇〇両もの上納譲請金まで用意して引き請けるものなど、去冬より当春にかけて探したが到底見出し難いと述べている。

大坂に上った尾本吉左衛門は十月十一日銀座の長尾七郎左衛門等とともに大坂屋と会い、立川銅山の現状や譲渡にいたる事情を尋ね、また御勘定所ではすでに聞済証文の返還を命じ、銅山の帰趨もどうなるか不明だと告げた。さらに銅座からは住友・大坂屋あて、譲渡先が何故住友でなければならぬかを質した。

閏十月十六日御勘定所から江戸松山屋敷へ、銀座から見分人が立川銅山へ赴くこと、その姓名

は銀座より伝達することを告げたので、松山屋敷からその旨大坂屋名代に伝えられた。

やがて十一月二十二日銀座の戸棚勘定役長尾七郎左衛門他二人が銅座役人ということで立川銅山へ到着した。立川は住友へ引渡がまだ済まず、大坂屋稼行の分という形で、二十六日まで諸間歩を見分した。これには立川銅山詰の上役山口藤蔵、同下役坂井津右衛門、大坂屋手代新六他二人、これに住友から忠右衛門が大坂屋手代の名儀で立ち会った。長尾等は二十九日別子へ移って見分した。十二月に見分の報告が長尾等から尾本へ送られたが、その結論はほぼ次のとおりであった。

一立川銅山の稼行現状は、稼所・出鉑・歩付の実状と諸式値段とを対考するに、容易に仕当に合わぬ。

一別子・立川一手稼行によって、炭木が下直となり、また諸役場管理の合理化が可能となり、排水のため樋四〇挺を節減出来る。

そこで翌年寛延二年正月尾本は右の見分の結果を述べ、立川の単独稼行では仕当に合う見込は薄いとして、御勘定所へ銅座の立川稼行の件は辞退することを申し出た。

さて樋数四〇挺が節減出来るという意味は、当時別子本鋪の涌水は自在間歩から外へ流してい

たらしく、また立川では太平間歩を引捨口としていたので、別子本鋪内からここへ切り継ぐことになれば、別子の引捨口よりよほど下方に流すこととなり、樋数四〇挺ほど省略出来るというのである。別子本鋪内三十六番大筧から代々間歩(標高一〇九五メートル)へ流すための銀切工事は、当時すでに着手されていたが、その完成は住友の立川の一手稼行が成った宝暦十二年(一七六二)以後のことである。三十六番に分杭所があって、かつての両銅山抜合場所の一であるが「立川太平鋪引捨順」と記されていて太平間歩とほぼ同水準であった。立川で太平間歩(標高一一〇〇メートル)より下方の寛永間歩内へ切り継いで、寛永間歩を引捨口とするため着工したのは正徳元年(一七一一)のことであるが、これが成就したのは六十数年後の安永五年(一七七六)のことであった。当時は歓喜・歓東間歩の標高(一二〇〇メートル)に近い自在間歩を引捨口としていたとすると、太平間歩との高低差は約一〇〇メートルとなるわけである。

寛延二年正月付願人美坂本兵衛・証人入江理兵衛代儀右衛門の名儀で、更めて立川銅山請負の願書を、二月十一日御勘定所(勘定奉行月番曲淵照親)へ提出した。願書の内容は、

一大坂屋久左衛門の上納金三、五〇〇両は、譲請金として差し出すこととし、直ちに上納する。

一買請米四、〇〇〇石は初年分一、〇〇〇石を減じ、引当として大坂で家質を提供する。買請米

代銀は期月定式どおり上納する。

一炭薪・矢木・留木等は立川山向寄りの御林で雑木・立枯・風折れ・朽木等をもって当て、定法の運上を納める。

一山法は大坂屋稼行時の仕格どおりである。

以上が主なものである。入江理兵衛は住友当主友昌の実弟であり、名代儀右衛門は住友の江戸米店の役頭であった。この願書では立川銅山の請負人として一応は別の名儀人を立てている。これは御勘定所に住友の一手稼行を忌避しようとする意見が、少なくとも一部に強かったからであろう。銅山稼方の管理・仕入銀・出銅の処理等の経営面では実質的に住友が当たったと見られるが、肝心の採鉱・製錬及び排水作業等において別子と統合一体化することが出来ず、そのため生産の合理化を実現し得なかった。これらについては以下の記述にも触れる。

美坂杢兵衛は江戸中橋上槇町家主奈良屋長兵衛の店借となっていて、五月になって御勘定所から杢兵衛身元改めを町奉行へ依頼し、町奉行所から町年寄、町年寄から中橋名主、さらに家主長兵衛へとその旨伝達された。長兵衛から杢兵衛は大坂北濱大川町泉屋茂左衛門の弟で米商売のため年々江戸へ往来していたが、今度立川銅山譲請を願い出るにつき借宅したもので、金主の入江

理兵衛は両替商で身上丈夫のものである旨を書き上げている。一方、大坂町奉行所へも同様の依頼あり、町奉行所から豊後町宿老・月行事を呼び出し理兵衛身柄は本人へ連絡せずに書き上げさせ、また惣年寄は町奉行所からの伝達によって大川通年寄・月行事を呼び、杢兵衛の身元を改めさせた。六月末に茂左衛門は大川通年寄・月行事あて、弟嘉助は幼少より養子にやったが不縁となり引き取ってしばらく同居し、年々米商売に江戸へ往来し、立川銅山譲請につき奈良屋長兵衛から店借して、現在は美坂杢兵衛と改名した旨の一札を認めた③。

御勘定所から杢兵衛等に運上増加のこと、買請米減石を考慮するように命じ、七月になって運上は大坂屋請負の定法どおりを強く願い、買請米は二、五〇〇石とすることを申し出た。八月六日杢兵衛・儀右衛門は御勘定所へ呼び出されて、願のとおり聞き届けるゆえ、一両中に銅山請負証文案の提出を指示された。しかし結局御勘定所調製の案を渡され、十六日杢兵衛は案どおりの証文を持参し、証人理兵衛の印形は大坂町奉行所へ送って調印させた。引当家質証文は九月に大坂町奉行所へ差し出しており、理兵衛所持の家屋敷六ヶ所、吉左衛門所持の家屋敷一ヶ所、計代銀三一七貫が記載されている④。

美坂杢兵衛は十月晦日江戸を立ち、十一月十二日大坂着、十六日大坂を立ち伊豫へ向っている。

当主友昌は十一月十四日に大坂を立って下津井から丸亀に渡り、川之江から二十一日立川着、二十二日立川役所・諸蔵を見て二十三日立川銅山へ越し、観音堂境内から諸役所(鋪方・床方等)を遠見し、間歩口を見廻って勘庭に着き、翌二十四日諸役所手代等に会った。同日別子の番所を訪ね、上役人座光寺甚内・大村官右衛門以下及びその家族に肴代として金子を贈り二十六日下山して立川着、同夜杢兵衛が立川へ参着した。二十八日立川を立ち今治を経て二十九日松山に着し、常宿八蔵屋に入った。十二月二日御預所郡奉行銅山掛木脇八良左衛門に挨拶し、銅山について世話になったことを謝し、杢兵衛も追って参るであろうと伝えた。九日銅山掛奉行山田四郎兵衛宅へ出たが、山田は立川銅山引渡につき諸役人は明後十一日に山元へ赴くことを告げた。なお別子支配人・杢兵衛もこのとき友昌と同道しており、杢兵衛は引渡後に山元より直ちに帰坂いたしたいと望んだので、山田は友昌の都合次第でそれも良いと語っている。先月大坂松山屋敷にあった稲川八右衛門が死去し、山田が銅山掛奉行所の跡役となったのである。友昌は十一日に藩主定喬、十二日に世子(直次郎)にお目見えし、十六日再び藩主・世子にお目見えして暇乞して松山を立ち、途中西条藩にも挨拶し、十九日新居濱口屋より乗船し帰坂の途についた。

友昌が稲川八右衛門等に届けている覚書は、立川銅山を今度別人名儀で請負うにいたった事情

にも触れているが、これは伊豫下向前に書かれたものと推定される。⑤

一　立川銅山之義段々引もつれ、去年中　太守様ニ茂御苦労被成下、御役人中様ニも種々御取斗被下候得共、何分二ヶ山名前ニてハ難被仰付趣、兎角銅座山ニも相成、手前下稼と申様子とうち〳〵相聞候ニ付、江戸松山御屋敷御役人方も兎角銅座山ニ相成候而ハ極而別子山之差支ニも可相成候間、御懇意之御役人中様有之候ハヽ、隨分無油斷相勤候様にと、江戸名代共へ被仰聞候、猶名代共も立川銅山手切相成候而ハ別山共ニ仕候ニ付、御手掛之御屋敷向取詰、入江理兵衛名代願ニ書付、御内々聞合申候處、右理兵衛儀も泉屋同家と申儀、御役人様方ニ茂兼而一向別名願書差出候者相濟儀も可有之候間、無據御手掛ら御存知寄内意ニ御座候ニ付先代共急々取斗、則私手代杢兵衛と申者別名願人相成書付差出候所、幸と御吟味相成願之通被仰出候、江戸取斗之儀亘成事故、願書共差上候上ニて私方も申上遣候

これによると、秋山小助等松山藩江戸屋敷の諸役人が住友のためにかなり好意的に動き、銅座の請負計画等にもその阻止につき配慮したことが察せられる。尤も銅座が進出すれば御預所としても面倒が多い。また入江理兵衛名儀の願書も、理兵衛が住友一家であって困難があり、杢兵衛

という別名人を立てた事情も窺われる。

さて十三日に木脇八郎右衛門・川之江代官矢部和多右衛門・松山御手附頭白石貞助等が立川山へ登り、立川詰上役人山口藤藏他同下役二人の手で双方銅山師間に引渡が行われた⑥。住友方からは別子支配人金右衛門・元締市右衛門・同藤右衛門と杢兵衛が、大坂屋方から久左衛門代喜左衛門が出ている。杢兵衛は直ちに帰坂の希望であったが、直ちに下山し松山表へ出頭した上で、大坂へ出て江戸へ下った。立川には理兵衛手代の名で市右衛門が残り、杢兵衛に代って勤めることになった。市右衛門は九右衛門と改名したが、九右衛門の覚書によると、杢兵衛は立川銅山へは表向名目は理兵衛手代とし、金右衛門が召し連れて銅山が引き渡され、杢兵衛は江戸住居であり、金右衛門が引き請けて勤める旨を諸役人中へも届けたとある。いずれにしても立川銅山の管理運営が金右衛門以下別子の幹部によって行われたことは疑いない。

美坂杢兵衛は前述の友昌の覚書には手代と書き、また寛延二年六月大川通り年寄・年行事から、泉屋茂左衛門の杢兵衛の身元調査についての報告として惣年寄へあてた口上書には、杢兵衛は二〇年以前茂左衛門が肥後嶋町に住居したとき同居し、二三年前申年（享保十三）江戸表へ下り、今は美坂杢兵衛と改名しているとある。しかし事実は彼の身元は住友の手代などではなく、あまり

明らかでない。

延享四年七月立川銅山の住友譲請の問題が起こってから、直接に住友を代表して折衝に当たってきた支配人藤兵衛はじめ本家支配人等五人が連判して、寛延二年六月泉屋茂左衛門あてに、杢兵衛の身元について一札を納れている。それは美坂杢兵衛なるものが江戸中橋上槇町奈良屋長兵衛に店借して江戸住居人となり立川銅山譲請を願い出たが、店借人では身元軽く聞き届け難いということで、同人の生所身元を改められたので、泉屋茂左衛門弟であると江戸表で届けたと述べ、

「右杢兵衛儀貴殿親類ニ而全無之候得共、右御銅山之儀者主人御願筋ニ付、萬一江戸表ニ而申上候所偽り与相成候而者本家之御大事与相成申ニ付」茂左衛門から大坂町奉行所へ杢兵衛は弟に相違ない旨申告するよう依頼しており、万一杢兵衛の身元に不埒の儀あったときは連判者一同が引き請け茂左衛門へは迷惑をかけぬといっている。そして右の一札には当主友昌がこれを承知する旨を奥書している。杢兵衛が死んで理兵衛一人の請負名儀となってから、宝暦九年九月茂左衛門は右の一札返上を申し出で、当主友俊了得の上で後に抹消している⑦。彼と住友の従前の関係は確かでないが、或は江戸店に出入していたのであるまいか。杢兵衛は次に述べるような行状から察すると、堅実味や緻密性にいささか欠けるようであるが、なかなかの仕事師であったらしく想像

される。

寛延三年正月に買請米別子分五、八〇〇石（寛延三年分より五、八〇〇石となる）のほか立川分三、一二四石が認められた。立川の引渡は前年十二月十三日であるが、譲請は秋に聞き届けられていたので、寛延三年分二、五〇〇石と同二年の三ヶ月分六二四石を合計した高である。

註

① 五、六の記述は主として次の二冊の記録による。

乾　従延享四丁卯年七月二十日至寛延元戊辰年十二月二日　豫州立川御銅山御公用日記

坤　従寛延二己巳年正月至宝暦十二戌年九月十日　豫州立川御銅山御公用日記

乾巻は表紙を除き墨付二九七枚、坤巻は同じく二四二枚で、泉屋傳右衞門の輯錄にかかる。傳右衞門は下野国佐野で別家泉屋忠七を称して店を営んでいたが、寛延四年六月二十五日本家より書状を以て大坂へ出頭を命ぜられた。右の書状は閏六月二日に江戸着、たまたま忠七出府し浅草店に逗留しており、四日中橋店を立ち十日大坂着、十五日立川山先杢兵衞立会の上、別子山江戸名代、立川山杢兵衞の関係事に忠七より指図すること、江戸米店後見、江戸店惣支配を本家から命ぜられ、七月忠七を傳右衞門と改称した。

乾巻の奥書に

右立川御銅山従大坂屋久左衞門殿可譲渡之旨及對談発端自延享四丁卯年七月廿日至寛延元戊辰年十二月二日以大坂住泉屋金右衞門所持之日記抜萃之

延享五戊辰年七月十九日改元寛延元年

倅子　下毛國狹野荘布川

傳右衞門輯錄

寶暦九己卯年閏七月考訂

とある。また坤巻の頭初に

江戸店前支配泉屋加兵衞後入道號往阿成生、寶暦三癸酉年八月移庵於大坂高津、寛延二己巳年正月至同年

八月覓往阿所藏之日記、寶暦九己卯年八月寫之

とある。そして両巻には巻首に宝暦九己卯十月中旬畢、或は宝暦九己卯年十月中旬記之とあり、さらに後者（坤）に其後続餘慶とあって、寛延二年八月以後の分は諸記録を採録して宝暦九年に及び、十月中旬乾坤ともに一応整理し、さらに宝暦十二年九月分まで続けたのである。即ち大坂屋久左衛門が立川銅山譲渡の件を住友に申し込んでから、住友の同銅山一手稼行が成るにいたる経緯を示す詳細な記録を主として輯録したのである。

② 当時西條藩主幼少のためもあって、領地について領の内外に関係する事などは、紀州家の意向に従ったようである。銅水等の問題について、次のように記される。

於西條表急々何れの御下知被成下候様、再應御願申上候得共、西條御公邊之儀者都而紀州表ゟ之御下知之由御座候而兎角西條ニ而者難相濟候之間云々

③⑦「年々諸用留」 六番

④「立川御銅山家質要用控」

⑤ 寛延二年十一月「友昌 豫州下り諸事覺書」、なお友昌の伊豫下向の次第は、寛延二己巳十一月「住友氏豫州下向控」（松山市室町曽我部一郎氏蔵）に詳しい。この記録は「文政五壬午二月中旬寫之也」とあって、表題記もこのとき付けたようである。

⑥「寛延二巳十二月諸色渡目錄」はこのときのものである。

## 七 住友の別子・立川両銅山一手稼行の成立

宝暦元年（寛延四年十一月改元）十一月杢兵衛は勘定奉行神尾春央の用人兒玉繁右衛門から、大坂高津新地の徳倉長右衛門銭座の跡地に、しかるべき町人に幕府の御米蔵建造の御用を勤めさせる

という計画案を聞いて大いに意が動いた①。即ち用人の談話によると、御米蔵は間口五間・奥行五〇間のもの七棟、それに番所・小屋数ヶ所・惣堀・矢来塀・道・橋等を建造することとし、十月末大坂で入札させ経費の大数は判明したが、大坂町人で経費全額を提供することを申し出たものもあって採用しなかったというのである。

李兵衛の案は米蔵その他施設全部を建造しその後の修覆も請け負い、これに対して江戸で浜地の諸問屋土蔵・材木炭置場から地代を取り立てることを許されるよう願い出るというのである。浜地の諸問屋土蔵の中でも江戸米問屋のものが所在する八町河岸が第一であって六万坪に達し、毎月一坪につき銀二分の地代を取り立てて一ヶ年に銀一五〇貫ほどになる。町奉行から榜示柱を建ててもらい、江戸中の浜地の諸問屋土蔵・材木炭置場の間数を改め、地代取立御免の名札を掛けて、それぞれ地区の町役人に地代を取り立てさせ、毎月願人（李兵衛）方へそれを請け取るようにする。地代収得の免許は、大坂御米蔵が存続する限りは修覆料を必要とするので、五年・十年では取り消されぬというのである。米蔵及び附属施設の経費見積高は銀三六〇貫ほどといわれるが、李兵衛は四五〇貫を見込みその銀主はいくらもあろうと楽観的に考えている。

李兵衛は右の案を傳右衛門に相談した。傳右衛門は前名忠七、別子山江戸名代で李兵衛も立川

銅山につき彼から指図を受けることになっており、六月に本家から江戸米店（札差店）後見・江戸店惣支配を命ぜられ、七月傳右衛門と改名した。傳右衛門は立川請負人となったからは自分願つまり私の事業を願い出ることはもとより、公儀にかかわる仕事に手を出すことは無用であると諭した。また李兵衛のもくろみにつき、八町河岸が第一でおびただしい米問屋土蔵があって地代取立に最も良い場所であるとしても、地代取立などは町奉行所管で、町奉行から町年寄へ是非の吟味があり、御勘定所の評議のいかんにかかわらず、実現出来ぬであろうと批判している。

しかし李兵衛は熱心で、山先名前つまり立川銅山請負人名儀は、かねて入江理兵衛へ譲りたく、御米蔵御用願書には大坂御米蔵御用の下命あれば山先御免・理兵衛一手に仰せ付けられたいと願うつもりであると主張した。御勘定奉行からは用人を通して傳右衛門を呼び、大坂へ上って本家・理兵衛に対し、御米蔵御用達は李兵衛のためにもなり、理兵衛に迷惑をかけぬと伝えるよう告げた。傳右衛門は十一月二十二日江戸発、十二月朔日大坂着。「奢侈放埒もの」と李兵衛をきめつけ、彼の自分願の成否はともかく、これを機会に立川山先の名目を退けることを考えて、本家支配中・理兵衛あて李兵衛の書付などを持参したといっている。

李兵衛から本家支配中（泉屋八郎右衛門・同十郎兵衛）あて書付は、かねて立川銅山山先名儀を退役

願いたく考慮していたので、これを機会に御米蔵御用願書と山先譲渡願書を同時に御預所役人あて差し出したく、これまで立川山先名前を許されたことを謝し、なお立川山先譲渡願書のみ聞き届けられ自分願が叶わぬときは、自分の稼業筋が一かど立つまでは江戸店に差し置き下さるよう願っている。また理兵衛あての書付は、立川山先名前を理兵衛一手に仰せ付けられるよう願い出るので、御米蔵御用出願を了解して欲しいとある。本家では傳右衛門の意見を聞き、杢兵衛の願意を両方とも聞き届けることに決し、十二月六日付で吉左衛門・理兵衛の連名で、江戸店の儀右衛門・武右衛門及び杢兵衛あて、杢兵衛の願意をともに承認すること、杢兵衛の立川名前退役願書、理兵衛の譲請願書の下書を差し下すから、儀右衛門・茂右衛門のうちで早々松山屋敷へ赴いて説明し、秋山小助が御勘定所へ出頭したとき退役の趣意がゆきとどくよう右の下書を訂正してもらうように手配することを伝えている。また杢兵衛の退役願のみ済み自分願が叶わぬとき、同人の身の振り方については江戸店で疎意なく考えるように傳右衛門にも申し含めた旨を付記している。

十二月秋山は杢兵衛の退役願の下書を見て、「山先名目相立候得者、仕當ニ合い難き銅山故不勝手にて、外ニ家業相立候條障ニ成」と書いては、不勝手の山を理兵衛一人で稼行しても不勝手

は同然であって不都合であるとし、李兵衛山先では別子鋪道を借り鉛石持ち運びは困難であるが、理兵衛は吉左衛門弟であるから他人と違い別子鋪道を借ることにすれば人数も減り入用も少なくなり、荷高も上り運上も増すことになり、また李兵衛は他に家業を立てると山先勤務は困難な事情もあると書いてはどうかと注意している。また秋山は傳右衛門に対しても李兵衛退役願と両山抜合御免の願を一紙に書くがよいと告げた。

宝暦二年正月付立川銅山山先美坂李兵衛・同請負人泉屋理兵衛の連名で、李兵衛は他に産業を求めたく山先を免ぜられてこれを理兵衛に申し付けられたく、また別子・立川両山間に通路をつけ立川の下財も別子鋪道を往返し稼ぐようにしたいという願書を、十七日理兵衛代儀右衛門・李兵衛が御勘定所へ持参した。二月四日右の願意について御勘定所から吟味があった。そこで儀右衛門から、別子鋪道を借る件については、吉左衛門は御勘定所の許可あれば貸すといっており、さすれば道法近くなり出鉛も一割ほど増し従って運上も多くなると説明し、また証人を立てよという件については運上・買請米代の引当に家質も入れおくことであり理兵衛一人に仰せ付けられたいとしている。

しかし李兵衛は二月十一日急病で死亡した。直ちに秋山から御勘定所へ、李兵衛は死亡したが、

同人山先は名目のみで銅山稼行には全く支障はないと届けている。

理兵衛の立川請負にはなお証人を立てることを要請されて、長堀の泉屋理右衛門を証人とし、また両銅山抜合により鋪道はどれほど短縮するかとの質問には八〇間ほどと答えている。質物としては寛延二年と同じく家屋敷七ヶ所計代銀高三一七貫を提供した。

御勘定所からは大坂町奉行にあて、別子・立川両山の鋪内抜合の件につき、住友が別子銅山鋪道往返を了得し理兵衛と連印の願書を差し出すかどうか、またその場合に立川鋪道の稼行が止んで関係渡世人の障りとならぬかを、住友について吟味して報告するよう通達した。二十八日吉左衛門は町奉行所へ出願して答申するところあり、六月二日に別子銅山鋪道抜合通路のことを承知する旨の請書を理兵衛と連印で提出した。また右の請書で、江戸表にて理兵衛と連印の立川銅山請負願書を差し出すことを述べ、そのとおり聞済のことを願っている。その江戸表の願書は、五月二十日付、理兵衛・吉左衛門連印のもので、傳右衛門・儀右衛門が御勘定所へ持参している。これは事実上は吉左衛門の立川・別子の一手稼行の願書といい得る。即ち吉左衛門・理兵衛一同に立川の稼方を請け負うことになり、古来の立川銅山付御林山をともに渡されること、立川山内の少数の商人を別子へ引越させ当方入用をもって居小屋を建置すること、立川の山師小屋・下財

小屋はこれも当方入用でみな別子へ移建修理することを述べ、鋪内抜合の上は立川山分出銅は一割増すであろうとしている。

しかし御勘定所から指示があって、六月十一日理兵衛名代儀右衛門は、買請米減石かその代銀増かを承諾せぬ以上は、抜合の儀は願い出ぬ旨の請書を提出させられた。八月十九日勘定奉行永井尚方(公事方)屋敷へ、同神尾春央・松浦信正(以上勝手方)・曲淵昭親(公事方)会合し、六月十一日御組頭小木藤助等が受領した儀右衛門の請書によって評議した結果は、立川銅山は杢兵衛死後は跡請負は証人理兵衛に引き渡されるはずのもので先づ山請負証文の件が済んで後で、抜合の件など願い出るべきものとし、杢兵衛請負のとおり理兵衛に申し付くべしということであった。九月七日儀右衛門は御勘定所へ出頭し、小木藤助等から評議どおり伝達され、十二日願書下書を交付され、中橋店で本紙を認めて十六日提出した。その文面は杢兵衛請負のときと同様であって、従って証人理右衛門の設定も省略され、両銅山鋪道の抜合通路のこともない。右の願書は大坂町奉行所へ送られ、二十九日理兵衛は月番東町奉行所へ出頭し、町奉行面前で願書に捺印した。

かようにして理兵衛一人の請負となってからも、採鉱から製錬まで別子と別箇の稼行形態をとっていて、基本的には前の時代と変りはなかった。寛延三年(一七五〇)から宝暦十一年(一七六一)

第11表　寛延3～宝暦11
立川銅山出銅高

| 年 | 次 | 出銅高（斤） |
|---|---|---|
| 寛延 | 3 | 201,240 |
| 宝暦 | 1 | 262,372 |
| | 2 | 245,115 |
| | 3 | 245,261.25 |
| | 4 | 257,107.5 |
| | 5 | 234,411.25 |
| | 6 | 257,195.25 |
| | 7 | 229,029.25 |
| | 8 | 221,568.75 |
| | 9 | 240,142.5 |
| | 10 | 220,311 |
| | 11 | 218,760.75 |

にいたる立川銅山の産銅高は表11のとおりである。②

また買請米は一ヶ年二、五〇〇石で、代銀・上納法は別子と同様であるが、寛延二年杢兵衛等請負の頃から、所相場の二割安となっている。

宝暦十二年二月理兵衛は御預所の銅山掛奉行山田四郎兵衛あてに、立川銅山稼行継続がいかに困難であるかを説明して、住友の別子との一手稼行の必要なことを述べ、それが聞き届けられるよう願書を差し出した。それによると、立川銅山は開発以来百余年、鋪道は深く遠くなり涌水いよいよ強く、鋪中普請は困難化し樋引入用は増大し、しかも鉑石の歩付は低下し、また炭木山は遠くなって失費多く、京都糸割符仲間・大坂屋久左衛門等の前稼行者みな身上不手廻りとなった。理兵衛請負後出鉑高が落ちぬように損銀を顧みず努めたが、これ以上の稼行継続は先づ不可能であり、別子銅山師泉屋吉左衛門は近親の間でこれまでも庇護を受けたが、従来の稼行法を改変することを許されるならば銅山の相続も出来ようという同人の意見であり、吉左衛門願書のとおり両山一手稼方を仰せ付けられたいと述べている。同時に

提出された吉左衛門願書には、理兵衛と同様に立川銅山単独の稼行は難事である事情を説明して

此上理兵衛ゟも御願奉申上候通、私ニ御請負御免被爲仰付被下置候ハヽ、兩山之鋪道程近キ別子歡喜間歩与申古鋪より掘通し、立川御銅山之鉑石共ニ別子山内ニ運出、兩山鉑石一所ニ焼吹仕候ハヽ、人手間格別減少可仕候、尤兩山鋪中双方銅水ニ差障無御座場所ゟ通路を付替、立川御銅山鉑所ゟ別子山内明リ方ニ通路仕候故、是迄之立川稼人往來仕候鋪道よりハ餘程近ク罷成、其外勘辨を以稼候ハヽ、既ニ衰微可仕御山再相榮候様可相成候、然共餘人ニ立川御銅山請負被爲仰付候而者、數千之下財晝夜之稼往來混雜諍論仕候儀ニ付、別子之鋪内通路借し遣候儀者難仕奉存候御事

と述べ、立川付の下財は別子へ引き取り別子下財同様に養育するとし、なお立川分買請米は従前どおり許されるよう願っている。

山田四郎兵衛は右の願書に付記して、理兵衛稼方は願書に述べるように覚束なく、吉左衛門願書どおり鋪中抜合の上一手稼方を仰せ付けられ、買請米も従前のごとく別子分とも八、三〇〇石を許されたく、米高相慮の家質は御預所へ取り付け置くと述べ、なお抜合場所即ち両山境には役人を遣って改め標の杭を建て将来混乱の起こらぬようにするとし、一手稼行となれば立川方在山

役人・手代一人・足軽二人、この給扶持一ヶ年三二石と三人扶持及び番所入用銀一〇〇匁余が年々節減されるといっている。

こうして同年閏四月四日付御勘定所から願書どおり聞済となり証文は松山屋敷へ渡された③。これは江戸店から直ちに本家へ伝達されたので、伊豫の別子・立川両山元に次のように指示した。

願書奥書（山田の添記）に立川番所を省略することを記し、御勘定所から付紙（願書に対する裁許は願書証文に付紙をもって行われる）をして下されたのであるから、立川番衆を引き取ることは当然であるが、俄かの退役は迷惑であろうから、別子支配人九右衛門下向のとき当方で相談したとおり相応の心付をして良きように取り計らうこと。両山抜合場所は一〇〇間ほど堅石を切ることになろうが、入用は拝借を願わず吉左衛門自力で普請する覚悟であって、幅二尺余竪四尺ほどの窮屈な通路となるから、将来若し両山を分ける事態となれば抜合場所に鉄格子を入れたらよい。立川の鋪口は北向で夏中南風のとき通風悪く稼方に支障があるが、抜合出来れば別子鋪口は南向ゆえその心配はなくなろう。

同月末に川之江陣屋代官岸本三太夫は別子・立川両山詰役人を呼び出し、別子詰御手附（上役に当たる）大村官右衛門から立川山附役人三人に暇を申し渡し、三人は五月はじめ退山した。買請米

の家質については、理兵衛から六月に御預所を通し宝暦二年差し出した家質証文の下渡を願ったに対し、誤って寛延二年九月の証文を戻されたので、内容は同じであるが宝暦の証文下渡を求めた。そして更めて吉左衛門から、前証文と同じく理兵衛所持家屋鋪六ヶ所、吉左衛門所持家屋敷一ヶ所、計代銀高三三〇貫(前証文は三一七貫)を提出した。

五月吉左衛門から山田あて立川銅山願書どおり請負仰せ付けられたにつき、請書の一札を差し出している。請書には運上銅の割合は従来の規定どおりであること、買請米も以前のごとく二、五〇〇石(別子分は当時五、八〇〇石)で代銀は所相場に二割安であること、吹炭・薪・鋪内矢木留木等も前々よりの御附山林の立川山・大永山・種子川山・上野山四ヶ山から採り、炭運上も割合は元のままで他領の炭購入のときは貫目改めを受けて運上銀赦免されることはこれまた前例とおりであること、大坂で家質沽券高銀三三〇貫を差し出すこと、その他宗門改め、御法度・山法の遵守などが述べられている。また、五月付で同じく五月三日銅山の引渡が済み、早速鋪内抜合普請に着手したことを届けたが、二十四日に御預所から御勘定所へ提出された。

七月付吉左衛門から山田あての届によると、鋪内抜合普請は五月四日着手し七月十日に成就し、境には役人の改めを受け、「北ハ立川銅山分、南ハ別子銅山分」と記す標杭を建て、また諸稼人

小屋もすべて別子へ移したとあり、この届も八月八日御勘定所へ差し出された。「別子立川銅炭御運上目録」も宝暦十二年五月分からはじめて「一冊となり泉屋吉左衛門より届出」という形式がとられた。

宝永元年以来五九年目にして、住友の別子・立山両銅山一手稼行の念願が達成された。これによって、ともかくも両銅山の統一的経営の途はようやく開けたというべきである。

註

① 銀座の加役として徳倉長右衛門・平野六郎兵衛が、元文五年に大坂高津新地に別段御用座(銭座)を仰せ付けられて、寛保元年より歳額二〇万貫の鋳銭に従った。

② 「立川銅山御運上控」

③ 「別子御銅山御公用帳」七番

④ 「寶暦六年丙子正月六日　豫州別子銅山御運上控」

## 八　結　語

別子銅山は立川銅山より数十年おくれて開坑したが、領主を異にし、別子は幕領、立川は西条藩領であり、また稼行主が別箇であった。しかし元来同一の鉱脈を、南面と北面から接近して掘り進んだから、別子開坑後数年ならずして鋪内で抜合う事態が起こり、以後もしばしば同様の事件が続発して、両銅山間に紛争が繰り返された。幕府は重要かつ有望な鉱山は往々にして上知さ

せるという方針を持しており、このような両銅山間の出入事件をいわば契機として、宝永元年立川銅山と銅山近辺の銅山と関係の深い村々をも含めた諸村を上知させ幕領とした。

立川銅山は宝永末年から正徳年間にかけ、一〇〇万斤内外の産銅があり、また元文・延享頃には別子に匹敵した産銅高を示していて、当時全国的にも屈指の銅山であった。しかし掘場が深くなり、涌水が多く、出鉑の歩付も低下するという、いずれの鉱山にも見られる傾向は免れず、しかもそれらの悪条件は別子に比較するも概してさらに強かったのである。稼行主の資力や運営能力からいっても、別子に劣ることは申すまでもなかった。立川の産銅高は諸国銅山の中にあって、終始さほど劣位というほどでなかったにかかわらず、その経営は極めて困難となったのである。

住友としては宝永の上知以来、別子・立川の両銅山一手稼行を希望していた。そして立川の単独稼行の経営難を打開する方途として、両銅山の一手稼行、即ち管理運営上はもとより採鉱・製錬より排水にいたるまで生産上の一元化・合理化のほかにないことを確信するようになっている。しかし幕府当局は別子・立川の別箇稼行が、収得を却って増すという思わくもあり、また勘定奉行等の中には私意を挟むものもあり、旧例を追う方針が強く、住友の希望は容易に実現されなかった。

延享四年大坂屋久左衛門の稼行はついに行き詰まり、曲折を経て寛延二年山先美坂本兵衛・証人入江理兵衛が請け負うこととなった。これは住友の別名請負として、実質的に資銀や人的組織は住友の管理運営であったが、別子と分離独立した生産仕法を採らざるを得なかった。そして宝暦十二年にいたって、ようやく両銅山の一手稼行の願望が達成されたのである。両銅山鋪内の疏通により立川方の鉑は歓喜間歩より運び出され、別子方にて製錬が行なわれ、また立川方の諸施設及び稼人はすべて別子方へ移されたのである。しかし一手稼行が以後どのように進められ、また実績がどのように現われてくるか、殊にすこぶる困難な問題を抱含し、またそれに直面しつつも、涌水をいかに処理していくかは、次に考究さるべき課題である。

――終――

# 付　錄

## 別子立川両銅山抜合並びに併合関係資料

# 解　題

## 元祿八年の別子立川銅山抜合訴訟関係

（一―二二頁）

「元祿八年亥四月　別子立川　銅山抜ヶ合出入之覺　泉屋平七扣」

元祿八年（一六九五）四月二十五日に別子銅山大和間歩と立川銅山大黒間歩の鋪内において双方から抜け合った。抜合は同一鉱脈を峯の南北から採掘して居り宿命的なものであった。元祿八年の抜合事件はその最初のもので、この記錄はその際の勘定奉行所へ訴訟の手続文書を収めたもので、この種訴訟手続を伺うことの出来る貴重な資料である。先ず同年八月付泉屋側の勘定奉行所宛の言上書には抜合発生時の模様・元祿七年の銅山大火の事情・鉱山領堺決定の慣例などを述べて分水線を領堺とすることが妥当と思うことを述べ裁決を願っている。その他この訴訟に伴う別子立川両銅山師并百姓誓詞案文と絵師誓詞案文、別子山村・立川村両百姓の領堺についての申立書、及び訴訟用の抜合絵図作製の絵師未定による裁許延期願を付している。

なお、この記錄の末尾には「子年跡請相叶候訴狀御末書之寫」として別子銅山請負継続許可に

関する文書の写が添えられている。

## 豫州立川御銅山御公用日記抜萃

（二二一―六〇頁）

この日記は乾・坤二冊より成り、乾は延享四年（一七四七）七月二十日より翌寛延元年十二月二日に至る記録を、坤は寛延二年正月より寶暦十二年（一七六二）九月十日に至るものを収めている。即ち大坂屋久左衛門が立川銅山譲渡の件を住友に申し込んでから、住友の同銅山一手稼行が成るに至る経緯を示す詳細な記録を主として輯録したものである（本文六、住友と立川銅山経営の註①参照）。こゝにはその中より六点を抜萃した。

先ず「伊豫國新居郡立川銅山見分書付」と「立川銅山稼方子細書付」とは「乾」に所収のもので、寛延元年十一月銀座戸棚勘定役長尾七郎左衛門他二人が銅座役人ということで立川銅山を見分したが、前者はその見分書付であり、後者はそれに関連のものである。次に「豫州立川銅山御請負證文之事」・「豫州銅山御請負證文之事」は「坤」に収められており、前者は寛延二年はじめて事実上の住友経営になった時の美坂杢兵衛・入江理兵衛連名のもの、後者は寶暦二年（一七五二）泉屋（入江）理兵衛單独請負となった時のものである。次に「延享二年の立川銅山仕格覺」・「乍恐

以書付奉願上候覺」はこれらも「坤」に収められているもので、前者は延享二年四月松山藩預所に大坂屋久左衛門より提出した立川銅山の概況報告である。因に寶暦十一年四月、幕府巡見役一行来山の際にも「立川御銅山仕覺明細書」として同様のものが巡見役・松山藩預所に提出された。後者は寶暦十二年の願書で、同じ趣旨のものが二通あり、一通は泉屋理兵衛名義、いま一通は泉屋吉左衛門名義で、共に泉屋吉左衛門による別子立川両銅山の一手稼ぎを願い出ている。この願書をもってついに永年の宿願が叶った。

なお、この寶暦十二年の一連の願書は「豫州別子御銅山御公用帳 七番」にも収められている。

右諸資料の印刷に当っては、底本の原形を存するに勉め、当字・略字・仮名遣等は成る可く旧に依った。

# 元祿八年の別子立川銅山抜合訴訟関係

表書「元祿八年亥四月
別子
立川　銅山抜ヶ合出入之覺
泉屋平七扣」

乍恐書付を以言上仕候

豫州別子村銅御山請負人
江戸上槇町　七右衞門
別子村銅御山ニ罷有候
平　七

訴訟人　平左衞門
勘　助

豫州新居郡立川銅山士
金子村
相手　彌一左衞門

一御代官平岡吉左衞門様御支配所豫州別子村足谷御銅山、去ル未ノ五月私共御請仕深山大難所人

之通ひ無御座所を、大分雑用金を以岩石を切ならし或者梯を渡し、未ノ八月ニ山入仕段々普請仕付結講(構)成御山ニ仕立御運上無恙差上ヶ來候、然ル處其後西條御領分立川銅山ゟ外之山士申請稼申候、此山士者山之訳能存候故、立川山ニ銅無之を見切大分之雑用金を捨山相止申候、其後金子村彌一左衞門御請仕立川銅山稼申候所、別子銅山ゟ槌音近ク聞へ候ニ付、別子銅山御役人ゟ立川山士へ被仰遣候得者、心得候と左申槌者一圓退不申掘候音仕候、然ル処當四月廿五日立川ゟ別子大和間符ゟ掘越抜ヶ合申候故、銅山御役人双方立合御見分之上、両方抜ヶ合候間符ゟ互ニ封を付ケ、得御下知を候迄稼止候様ニと被仰渡候得共、山師迷惑仕由申上ルニ付然らハ別子之方ハ抜ヶ合ニ封を付ケ、立川ハあかり境目ゟ九五拾間ゟ別子之方へ切越候様ニ見へ候間、五拾間斗引退キ封を付ケ、其外を稼候得と御銅山御役人ゟ被仰候得共、立川山士左様ニハ得仕ル間敷迚一圓承引不仕、京都ゟ罷登り御代官様ゟ我儘成訴状差上ヶ被申候

一別子御山ハ鉱筋顯れ、東を元ニ而西ゟ鉱筋懸ヶ通り居申候、昔立川と申銅山御座候ニ付それかと奉存候得者各別所違、只今稼申立川ハ別子山之鉱先キ大木之末之様成所少見へ候其鉱を見懸ヶ甲抜キと申事を仕候、縦ハ藏之壁を切明ヶ出入仕ル様成物ニ而不届成仕掛ヶニ而御座候、第

一　御公儀を憚之境を極メ掘可申義ヲ、境ハ不知と申なし御領之鏈五拾間餘上下幾通りゟ掘取

候事可有事とハ不奉存候、且又別子大和間符之儀工を以新引割仕別鋪之様ニ申なし、立川本鋪と拔ヶ合置かせきを止させ、別子本鋪ハ其儘稼可申方便前代未聞之由立川山士申上候得共、大和間符之儀者峯水流ゟ六拾間餘御公領之内へ引寄せ鉉筋ニ口を明ヶ別子之山士別子之鏈を掘候ニ何之不思儀可有御座哉、惣而大和間符ニ不限鉉筋を追ひ風廻し之ため又勝手能所ニハいくつ茂口を明ヶ申事ニ御座候、東山天滿間符・自在間符・歡喜間符・床屋間歩・西山間符・大和間符と申候、猶又拔ヶ合不申候別子本鋪ニ封を付、かせきを止可申旨立川山師ゟ於京都御代官様へ申上候、拔ヶ合不申鋪ニ封印付ヶ申義諸國銅山之儀終不及承候、然ル處ニ立川山士ゟ別子御公領之内に五拾間餘切越居なから　御公儀を不恐、剩立川銅山近邊所〻ニ新規ニ番人を差置、其上銅山御役人御下知を請不申、拔ヶ合申鋪ニ我儘成格子を入外之者一圓出入不爲致、到に今御領之内土中幾通り茂掘取居申候、此申訳一圓無御座候ニ付種〻族申候、猶又去年四月廿五日ニ別子御銅山出火山内不殘燒失、私身躰立不申程之損仕剩手代以下百三拾貳人燒死、元之荒山ニ罷成迷惑至極仕候、此時立川山小屋燒キ候ハ別子山之類火之由立川山士申上候、其節御代官様に私ゟ御斷申上候通、立川小屋近辺草木茂り火移り類火ニ相可申かと立川用心之ため向ひ火と申事を致し、小屋近邊之草木ニ自身火を付ヶ燒拂申處、風替り自身ニ立川小屋を燒申候、別

子山内ゟ立川方へ逃行候者双方之火ニ包れ右之人數過半燒死申候、此方ゟ可申事を却而うらはら成義申上候

一於京都ニ御代官様へ立川山師願候ハ、槌先抜ヶ合毎ニ境を立申欤、又抜ヶ合地獄傍所欤、又あかりニ而之境ニ仕欤、三ツ之内被仰付候様ニと願申ニ付、私共ニ而願候様ニと御代官様ゟ被仰付候ニ付、槌先又ハ抜ヶ合地獄傍所と申義ハ、同シ御領内之山を山師幾人も申請別々ニ稼候時ハ、互ニせり合鑿先を境ニ仕候法御座候、子細者何者せり勝候迚而御運上ハ同シ御守護ニ上納致候故御構無御座候、ヶ様ニ御領分違申候ハ御運上納り所違申ニ付、其領境ゟ壹寸而他領へ切入申法曽而無御座候ニ、立川山士ゟ新法を申上候是ハ御領違ニ候得者、あかりニ而之境を境ニ被仰付被下候様ニと申上候得ハ、御代官様ゟ立川山士ニ被仰聞、双方銅山御役人・山士・百性(ママ)立合見分之上互ニ心得申候ハヽ、御江戸へ窺其上ニ而可申付由被仰候、依之右之人數於銅山ニ互出合境目見分仕候、別子百性ハ峯水流を境之由申候、然處ニ外之峯ハ不殘水流を境ニ而候得共、此所斗中頃百性衆御斷なしニ立替候札場を境ニ候由立川山士被申候、此札場之義御用木猥ニ伐取申間敷との御札ニ而境目之札ニ而ハ無御座、御公領之内ハ何方ニても御用木有之処ニ御勝手次第ニ御建置被成候様ニ承候、然處ニ立川山士以後之工を以中頃御代官様ニ御斷なしニ、

此御禁札四拾四五間別子村之方へ引下ヶ立替させ候、其後御代官様此段被聞召後藤覺右衞門殿被建置候處斷なしニ建替候義別子百性共不届千万ニ候、然共建替申訳有之候ハヽ、申様ニと被仰候處建替申訳曽而無御座旨申上候ニ付、然ル上ハ先之御代官覺右衞門殿被建置候所へ元之ごとく建置候様ニと被仰付、則別子立川百性立合元之所へ立置候、其上去冬西条ゟ御使者上京被致、御林御禁札中頃と所替り候ニ付、御用木大切ニ思召立川百性ニ御申付可被遊御爲ニ所を承候様ニと御登せ被成候由、依之御代官様ゟ御料境ハ何方ニ而候哉と被仰候由承候、猶又其節御代官様別子村百性被召登御尋被成候得者、御料境ハ峯水流之由則口上書致差上ヶ置候、依之札場之儀先達而御代官様ゟ被仰上候、惣而別子御料内貳拾里餘御座候此間何れ之境も峯水流ニて御座候ニ、御用木之札場を境と立川山師申上候事横道成儀と奉存候、此所斗峯水流境ニ成不申と承候ハヽ、初ゟ山之仕懸ヶ様ゑ御座候得共、峯水流を境と山入之時分ゟ承末頼母敷御山と奉存候故、大分之雜用金を入結構成御山ニ仕立申所ニ、立川山師御公料之鏈幾筋ゑ掘取大分之御爲も抜ヶ、其上別子御料ニ能鏈所外ニ無御座、私身躰ひしと潰れ迷惑至極仕候

右御料境之儀私共可申上様ハ無御座候得共、山入之時ゟ承候通ニ峯水流を境ニ仕候得者、立川山師ゟ別子御料内をあかりニ而者五拾間餘之土中幾通ゑ大分之鏈掘取大分御爲も抜ヶ申候、立川山

師掘取候鏈元之ごとく埋メ可申筈ニ奉存候、備中豫州御銅山垣を結廻シ御番人被仰付候ハヽ、山師鏈を盗御運上なしニ吹取可申かと被思召上候故と乍憚奉存候、惣而年季ニ被仰付候御山ハ當分山士勝手能様ニ斗仕懸ケ稼候ニ付、或者百年相續可仕御山ゑ貳拾年三拾年ニ而絶果申様ニ罷成候故御爲拔ケ申候、私義ハ於所ゝニ御公料之御銅山御請仕相勉候故、末永ク御山繁昌仕御運上永ゝ上り私共ゑ子孫并抱置候數千人家業相續仕度念願ニ而、他之山士之様ニ早ク御山捨り申様ニハ不仕、山入ゟ末ゝを考大分之雜用金を入候所、此度別子御山若峯水流境ニ御構不被遊、中頃百性斷なしニ建替候札場又者拔ケ合を境ニ被仰付候而ハかせき所無御座御山末ゝ相續難仕、深山大難所ニ大分雜用金を入置私共身躰ひしと潰れ、抱置候數千人及餓可申と迷惑至極仕候、乍恐御慈非之上被爲聞召分、別子御料貳拾里餘之通り此所ゑ峯水流を境ニ被爲仰付被下候ハヽ、難有可奉存候、以上

元祿八年亥
八月

泉や　七右衛門
同　平　七
同　平左衛門

御奉行所様

同
勘　助

御裏書之寫

如斯目安差上候間、双方并別子村立川村百性致誓詞、論所之山無相違様ニ壹枚繪圖仕立返答書相認、来ル十月廿五日評詰所ニ罷出可對決、若於不參者可爲曲事、但双方銅山師・百性并繪師誓詞案文者別子銅山師平七・勘助ニ相渡遣之者也

亥八月十九日　志摩
下野
美濃
攝津
出雲
紀伊
能登

伊賀

豫州立川銅山師
金子村　彌一左衛門
立川村　名主
組頭
別子村　名主
組頭

双方銅山師并百性誓詞案文

起請文前書

一論所之山少茂無相違双方立合、一枚繪圖仕立可申事

一論地に双方立合之節非義申懸ヶ間敷候、勿論口論仕間敷事

一繪師ニ茂贔屓偏頗不仕候様誓詞爲致可申事

右之條〻少茂於違背仕者

罰文式目ニ如有之可書

年号月日

所〻鎭守之前ニおゐて双方銅山師并百性出合可致誓詞事

繪師誓詞案文

起請文前書

一論所之山少〻無相違如有來繪圖仕立可申事

一論所ニ付双方何角好有之候共、其所と相違仕候者繪圖ニ書付申間鋪哉

附　縦拙者親類縁者好身之者を以双方ゟ何角相頼候共、繪圖之面少〻贔屓偏頗仕間敷事

一繪圖手間代約束之上礼物等を貪り繪圖遅〻仕候様ニ不可致事

右之條〻雖爲一事於違背者

罰文　式目ニ如有之可書

年号月日

請取申目安之事

一立川山別子山銅山間符抜ヶ合之儀ニ付、貴殿ゟ此度於江戸御訴訟被成候由、則御裏書出御八人様御判有之、目安壹通當名任有之我ゝ共慥請取申所實正也、右目安裏表共紙之痛ゑ無之勿論墨ふりゑ無之候、爲後日請取手形如件

元祿八年亥九月十三日

立川銅山師　彌一左衞門
立川村庄屋　藤兵衞
同村組頭　太郎右衞門
同斷　與左衞門
別子村庄屋　傳吉
同村組頭　仁兵衞
同斷　權三郎

別子御銅山師
平七殿

別子山村百性口書

一別子山惣而御林山境御尋被成候、惣廻り貳拾里餘御座候、東者八日市領南ハ土佐領西北ハ西条領ニ而、皆〻先規ゟ水流山境ニ而御座候事

一御林御制度之札建候場所ハ山境ニ相立候哉、何年以前ゟ立來り候哉と御尋被成候、拾九年以前三田次郎右衛門様御代官所之節、初而御札被遣木盗ニ參候道筋ニ相立堅制度可仕旨被仰付候ニ付、右御札西条領大永村・立川村・種川村・上野村ゟ御林へ參候道筋五ヶ所ニ相立申候、御札立候場所水流山境致吟味相立候事無御座候事

一西条役人中口上書ニ小嶋孫右衛門様御藏所御引渡之時分も古來ゟ之御札場ニ而御引渡有之、彌御札場御境目と申來候義ハ私共存候哉と御尋被成候、左京太夫様御知行所ニ成候ハ貳拾六年以前ニ而御座候、此方御林札立候者十九年以來之義御座候處、貳拾六年跡ニ御札場ニ而御引渡と有之儀ハ難心得存候事

一別子山と西条領山境ハ古來ゟ御札場境と被申候由ニ候へ共、貳拾六年以前上野村西条へ御渡地ニ罷成候時分、別子山と上野山境双方御奉行衆様御立合被成、先規之通水流山境目無相違之段上野村取替シ之證文所持仕候、上野村ゟ御林へ參候道筋ニも拾九年以來ハ御札場相立申候、尤拾九年ゟ以前ハ何れ之道筋ニも御札立不申候事

一立川ゟ舟窪境と申之由御座候、此段難心得存候、何れ之所を舟窪と申候哉私共不存候、別子ニてハ足谷峯と斗申候事

右之通少も僞り不申上候、後日ニ相違之義申上間敷候以上

元祿八年亥六月

別子村庄や　傳吉
同組頭　權三郎
同　仁兵衞
同　左次兵衞
同　七左衞門

一札

一与州宇摩郡上野村今度左京太夫様御渡地ニ罷成候ニ付而、山之境双方御奉行衆様御立合被成并大庄や・小庄や・組頭・百性共ニ出合、先規之通東ハ十郎カ淵ゟ熊鷹・とや・大森之頭・權現岩、西者かけさこの尾限峯續水流、北ハ上野村山分水流、南東ハ別子村山分浦山分、互ニ境目無相違之段神文ニ而相極申候上ハ、以來山境之儀少茂申分無御座候、爲後日如此一札取替シ申

所如件

寛文十年戌四月六日

宇摩郡大庄や天満村　九兵衛
同土居村　仁右衛門
同中曽根村　小左衛門
同川ノ江村　彦右衛門
上野村庄や　孫兵衛
同村組頭　傳右衛門
同　善三郎
同　孫左衛門
同　茂兵衛
別子山村庄や　善左衛門
同村組頭　次右衛門
同　仁兵衛
同　九右衛門

付録　別子立川両銅山抜合並びに併合関係資料

畑野村庄や　太郎兵衛
入野村庄や　善左衛門

別子御役人衆ゟ立川御役人衆へ被遣候口上書之寫

一筆致啓上候、然者昨日御立合申得御意候通、立川銅山別子山銅山との峯境之儀、水流境を見分之上相極メ候積りニ而双方百性出合候へ共、水流境ニ而ハ無之札場を境と思召候、立川村之者共も其通りニ申候旨被仰聞候、別子山之者共之儀ハ先規ゟ水流山境と申候旨得御意候處、然ルおゐてハ今日御立合申候詮も無之候、水流境之儀百性共ニ相尋候ニも不及候由御申候、彌昨日被仰聞候通水流境ニてハ無之札場を境との義ニ御座候哉、且亦札場近所之儀水流境ニてハ無之候、其外ハ水流境之由御申候、彌右之通御座候哉、爲念如此ニ御座候、御報被仰聞可被下候、恐惶謹言

六月廿五日　　赤木直右衛門
　　澤田新助

矢野十郎左衛門様

嶋崎八左衛門様
姫田彦太郎様

右返事

一貴札忝致拝見候、如仰最前方御立會申得御意候別子御山立川山峯境之儀、水流境を見分之上極メ候積りニ而双方百性罷出候得共、水流境ニ而ハ無之御札場を境と此方立川村之者共ハ申上候旨申達、別子山之御百性中ハ水流山境と申旨被仰聞、夫故今度御立會候詮も無御座由、水流境之儀別子御百性中へ相尋候ニも不及候由申達し候旨、然ハ水流境ニ而ハ無之、彌頃日申達候通御札場を境との義候哉、且亦御札場近所之儀ハ水流境ニ而ハ無之、其外ハ水流境之由此方之者共申候、彌右之通ニ候哉、爲御意御聞届被成度由委細御紙面之通致承知、別紙ニ御返答申達候、左様御心得可被下候

六月廿七日

姫田彦太郎
矢野十郎左衛門
嶋崎八左衛門

澤田新助様
赤木直右衛門様

なほ〳〵堤佐左衛門旧冬京都へ參候節、水流を境と申候由先頃被仰聞候ニ付、相尋申候へハ左様ニ而無之候、何とそ間違ニて可有之由、佐左衛門京都ニ而黒澤與次兵衛殿へ申候趣書付いたし越申候ニ付、爲御一覧進申候
以上

覺

一別子山之御百性中ハ先規ゟ水流境と申之旨被仰聞候、此方立川山之者共ハ古來ゟ之御札場を境と申儀、兼ゝ存知之通惣而何方之山境ニ而も御札場無之處ニ而ハ水流を見合せ境と相守申儀ニ而御座候、右別子山と立川山之山境ニハ先規ゟ御札場有之、別子山衆も立川山之百性も古來ゟ此札場を境と相守、兩方共御札場を越シ木柴壹本ニ而も切取不申大事ニ相心得罷有候、夫ニ付小嶋孫右衛門御藏所御引渡シ時分も古來ゟ之御札場ニ而御引渡シ有之候故、彌御札場を境目と相守有之候、然處ニ申ノ年右古來御札場替り新規之所へ建申ニ付、右申候通御札場を立川之者共大切心得罷有候所御札場替り申候故、立川村ゟ別子山庄屋方へ致付届ヶ候處、其後別子山ゟ

御札場古來ゟ之所へ引取申候間、立川之者ともゟ出合申様ニと申來、立川之者共御札元之所へ建直り申候、其後吉左衛門様ゟ御下知之由ニ而新規之所へ御札建直し申候間、立川之者共出合申様ニと又斷有之出合申候、就夫其以後吉左衛門様へ御札場替り申候子細此方ゟ被相尋、最前各ゟ様御申候者御山御制道之御札ニ而有之由被仰聞候、御境目之御札ニ而無之候ハヽ、御札右之通建替り候迚も、別子山ゟ立川之百性ともへ致付届ヶ双方立合可申様無之候、別子山御百性中ゟ御境目之札と存候故、右之通立川山ゟ付届ヶニ相候而一度ハ御札を古來之場へ引取、度ゟニ立川山百性へ付届ヶ致申候、然ル處ニ只今別子山御百性中札場ハ御境目ニ而無之水流境と被申候事難心得奉存候、御境目ハ古來ゟ御札場を境と兩所共ニ相守り居申候處、唯今御札場を御捨ニ被成、水流御吟味ニ而新法ニ御境を御建被成との義、何共迷惑ニ奉存候由立川山之百性共申候、御札場御境ニ有之事此所ニ不限大永山・種川山・上野山・天滿山所ゟニ御札場御座候、何ゟ御札場を御境目と相守罷有候、兎角先規筋目之通ニ御札場を御境目ニ御建直シ候様ニと百性共願申候

一御札場近所之儀者水流境ニ而無之、其外ハ水流境之由申達し候旨被仰聞候、惣而御札場無之所ハ何方ニ而も水流境を致吟味、其所ゟ境目相立申事ニ候、右立川山境ハ御札場有之候故右ニ

委細ニ申候通古來ゟ御札場を御境目と相守居申事ニ御座候得ハ、唯今水流致吟味御境相改可申儀と不存候、但御札場之左右近所之儀ハ右御札場舟窪之見通りを以境を立可申事ニ御座候故、右立川之御札場近所之御境目ハ東者赤太郎尾をわけ、西ハ三森尾をわけ、中ニ而ハ古來ゟ之御札場舟窪境之由立川山百性共申候

一水流境之儀別子御百性中ニ相尋候ニも不及候由、先以申達候由被仰聞候、此方立川山百性共も召連參候ニ付立川之百性共も一應御聞可被成哉と申候處ニ、御札場を境との義ニ而候へハ御聞被成候ニも不及候由御申候故、左候ハヽ、別子山御百性中水流境と申由何ゟ被仰聞候へハ、此方ゟ別子山百性中之口承申候而も了簡合仕様無御座候故、双方百性中へハ承不申候

一最前御境目之儀者只今窪りかたく候間、先立合鋿頭見分いたし様ニ仕可然由吉左衛門様ゟ西条へ被仰越候ゟ、水流境相極り候ハヽ、明日傍所ニいたし鋿頭見分仕候様ニと被仰越候旨被仰聞候、然共縦水流を境ニ御立明り傍所ニ被成西ハ鋿頭を御定候而も東之御境目御究不被成候得者、東分之鋿頭御究難被成可有御座候、子細ハ西ハ新引割ニ而拔ヶ合申候ニ付鋿頭知申候、何れを致目當ニ鋿頭を究可申様難成御座候由申談候ニ付、此段何ゟ尤之義思召、左候ハヽ、兎角立川之御札場を境目と申、別子之者ハ水流を境目と申ニ付、其譯立不申候得ハ何ゟ御了簡難被成旨被仰（者脱カ）

聞候、拙者共ニ其通りニ而了簡難仕儀ニ存候

一御札場之儀者勿論御境目何方ニ御究被成候共、御公領之儀ニ御座候得者兎角を可申上様無御座候得共、御主護者御替り之内ニ御座候已來何方が給所ニ成何方が御公領ニ成可申も乍恐不奉存候、左様ニ御座候得ハ山者末代之儀ニ御座候間、御境目ハ兎角先規之通ニ幾重ニゟ奉願候由立川山村百性共申候、左様ニ御心得可被下候、以上

六月廿七日

嶋崎八左衛門
矢野十郎左衛門
姫田彦太郎

赤木直右衛門様
澤田新助様

乍恐書付を以御斷申上候

一平岡吉左衛門様御支配所豫州別子銅御山と立川銅山と間符抜合、御領境目之儀ニ付別子銅御山請負人江戸上槇町七右衛門、銅山ニ罷有候平七・平左衛門・勘助於御江戸當八月九日御内寄合

へ御訴訟申上候ニ付、相手立川山師彌一左衞門并別子村名主組頭立川村名主組頭立合致誓詞論所之山壹枚繪圖仕立、十月廿五日御評詗所へ可罷出御裏判八月十九日頂戴仕候、右御裏判於豫州立川山師彌一左衞門并兩百性へ九月十三日ニ相渡申候、依之繪師双方ゟ才覺仕候へとも近國ニ無御座候故、九月廿日ニ攝州大坂へ雇ニ遣シ申候處今月迄罷歸り不申候、然者御裏書之通今月廿五日御評詗所へ罷出申儀延引仕候ニ付、双方立合乍恐書付を以御斷申上候、今月廿五日御裁許之義御延被爲成被下候者難有可奉存候、以上

元祿八年亥十月三日

豫州別子銅山御山師　平　七
同　平左衞門
同　勘　介
別子村庄屋　傳　吉
同組頭　權三郎
同　仁兵衞
豫州立川銅山師　彌一左衞門
立川村庄や　藤兵衞

同組頭　與左衞門
同　茂左衞門

御奉行所様

態飛脚を以致啓上候、然ハ當九月十三日拙者共出合相談之上、備後福山へ繪師雇ニ遣し候へとも無之罷歸申候故、又九月廿五日ニ讃州丸龜・高松へ雇遣し候へとも是ニても相調不申候故大坂へ直ニ上せ候、今月迄罷歸り不申候、然者當月廿五日御評詰所へ罷出申義延引仕候ニ付、此度双方出合口上書相認態飛脚ニ而指下し候間、其元ニおゐて右之段首尾能御申上被成、廿五日之御裁許御延被爲成被下候様ニ御願可被下候、大形四五日中ニハ雇來可申候間、隨分急繪圖出來次第罷下可申候、恐惶謹言

十月三日

立川銅山師　彌一左衞門
立川村庄や　藤兵衞
別子村庄や　傳吉
泉や　平七

泉屋七右衞門様

付錄　別子立川両銅山抜合並びに併合関係資料

# 豫州立川御銅山御公用日記抜萃

伊豫國新居郡立川銅山見分書付

立川銅山見分方
西村理兵衛　畑野勘左衛門
三木喜三兵衛　田邊與三治
服部源兵衛

伊豫国立川銅山鋪明見分仕候處、鋪筋東西ニ駈通り鋪立山組丈夫ニ相見へ申候、鋪ハ一本鋪ニ而外ニ前鋪分し鋪等無御座候、立川之方者鋪頭別子之方ハ鋪末ニ而山勢別子ニ突おろし、格別別子之鋪勢宜相見ニ申候、此外ニ惣手鋪と申鋪筋有之候得共、本鋪とハ訳違イうはきほひものニ而用立不申候、間歩口者五ヶ所御座候得共、都間歩一ヶ所ならてハ鉛所無御座候、則様子左ニ申上候

一都間歩　四ツ留ゟ大根戸迄行地下り共四百八拾五間半
樋數百拾九挺

右都間歩當時之本鋪ニ而、東ニ突込根戸ニ下り、七拾番と申鉛所ゟ九拾番と申鉛所迄様子よ

ろしく大根戸ニ而者喰メニ相成様子不宜候、別子立川共一躰横鏁同前ニ而竪テ被ゆがみ有之、別而かづきはだ山勢宜、七拾番ゟ大根戸迄鉑所ハ引渡し有之候得共、宜鉑筋ハ四五寸面ならてハ無御座候、其餘ハ千枚地だんだら鉑ニ而ちらけ申候而吹物ニ者難相成候、此分ゑ相加へ候得者壹尺四五寸幅ゑ御座候得共宜所者四五寸面ならてハ無御座候、鉑つらハ細候得共引渡し長ク候ニ付當時三拾挺前之鉑鎚相立有之候、然レ共根戸ニ思入無之中通り之儀ニ付永久之稼存寄無御座候、水ハさのみ強ク相見ニ不申候得共時分柄水かれ之節ニ付草はへ之時分ハ如何可有御座候哉、夫共格別之儀者有御座間敷候、則見石掛御目申候

附札

横鏁と申ハ竪被筋違ニ相成かづきかへの方ニおゝひ、たてハ下タの方ニ通り候を横鏁と申候

たんだら鉑・ちらけ物　此二品共素石之内少しツヽ鉑交り候物ニ御座候

一大黒間歩　行地百壹間三尺餘

是者元錄八年亥四月別子立川抜合論所と相成、従　公儀御見分之御役人秋山伊右衛門様・曲淵市郎右衛門様御下向被成、御吟味之上御分杭被仰付双方分杭之間鉄格子御結被成候、其以來稼相止山留込候付、此節ハ漸往來之道有之迄ニ相成候、尤鉄格子ゟ壹間斗跡向ニ古穴有之候得共、

潰レ込様子相知不申候、其餘ハ鉑所ゟ無之、尤存入之場所無御座候

但右鉄格子之儀近來者別子立川詰之山奉行衆立會封印、兩山師ゟ封印付之候、右鉄格子立川之方ハ角格子別子之方ハ菱格子、封印之上油紙包外ハ竹之皮包御座候、毎年六月封印改有之由

右論所之儀向後者不拘抜合別子立川山頂水流を境ニ相立、鋪(あか)明り間數相改明りニ而分杭四拾五本有之由　此分杭當時者、ジョンくち捨り申候　爾今共明り之分杭を以鋪内之分杭相立候筈ニ而、則當時敷内之分杭六本相立有之候

一大平間歩　行地貳百六拾六間餘

是者當時都間歩之水門ニ相成、都間歩之水悉ク此敷ゟ引捨申候、先年者鉑所も有之由ニ候得共、當時ハ水抜ニ相成鉑所無御座候、明りゟ六拾八間餘切入候場所ニ而寛永間歩共取合セ申候

一寛永間歩　行地貳百五拾間餘

是者糸割符相稼候時分切掛り候由、大水抜ニ御座候、當時敷内埋レ往來相成不申候得共水ハ流出申候、尤鉑所無之存寄も無御座候

一天王寺間歩　當時潰レ込行地相知不申、尤見分も相成不申候

〆五ヶ所

右鋪内悉ク見分仕、行地下り間數相改古穴込替等不殘吟味仕候処、當時相稼候都間歩之外鉑所ニ存入も無御座候、都間歩鉑所とても右申上候通、存之外鉑面細ク且又根戸ニ而存入薄ク御座候付、永久仕當ニ合候儀無覺束奉存候、鉑之性ゑ鏑頭ニ御座候故ニ候哉、別子ゟハ甚相劣り歩附ゑ少ク御座候、全躰大山之儀外ニ存入ゑ可有御座哉と隨分穿鑿仕候所ニ、壹本鏑ニ而外鏑無御座候ニ付一通り引渡候鉑所之外存寄之処無御座候、泉屋ゟ一手ニ相稼候訳者委不存候得共、大概見分之上相考候趣者次之ヶ條ニ申上候、立川斗相稼候而者仕當ニ合候儀無覺束奉存候

一別子立川一手ニ相稼候儀泉屋ニ而者仕當ニ合、外山師立川斗相稼候而者仕當ニ相兼候旨、右兩家ゟ申出候儀虚實之所能ゝ吟味仕候様先達而被　仰付候

此儀前條申上候通、立川當時之稼所出鉑歩付之様子并諸式直段ニ而者中ゝ仕當ニ合候筋ハ見ニ不申候、尤焼吹之場所立川之分ゑ別子ニ取寄候而相仕立候ニ付、諸役場兼帯ニ相成且林山ニ之道筋立川ニ者峯通りを越候ニ付炭木高直ニ相當り、別子ニ者峯通無御座候ニ付夫だけハ下直ニ相當り候得共、中ゝ左様程之儀ニ而格別勝手ニ相成候筋無御座候、若込山等鋪内ニ仕候哉、左候得者追而者一山者潰候筋ニ付此段吟味仕候處、一躰釣盤ニ而鏑性ゆかみ申候故、鉑石掘取候跡直ニ普請仕候間も山潰レ込申候、尤矢木・留木ニ而隨分留候得共夫ニ而者事足り不申候ニ付、掘出し候から山之分土龍頭と申普請ニ仕、板と石と兩様ニ而留申候ニ付、右普請入用今少ゝから山不足之方ニ而、中ゝ込替ニ仕鋪内潰レ候筋ニハ無御座候、且又別子立川抜合之所吟味仕

候處左之通

一立川鋪内抜合之ヶ所六ヶ所

但先年之論所かな格子之外

此訳

貳拾九番 別子立川抜合ニ付敷内ニ分杭有之候

貳拾九番之間貳ヶ所 抜合有之候處分杭腐捨り見へ不申候

三拾五番 此所別子之通路

但此所別子ニ而岡右衛門坪と申處ニ當り申候

此訳繪面ニ委相記候

三拾六番 分杭有之候

但此所立川太平鋪水門通引捨順ゟ卯辰ニ當、當時銀切之場所ニ御座候訳奥ニ記

三拾九番 分杭有之候

〆 六ヶ所

附札

入替込山と申ハから山を敷口迄持出し不申、古穴ゟ詰込候儀ニ御座候

釣盤と申ハ横鏈之至極ねたる物にて竪ハ地ニ成被ハ天ラに成申候、是を釣盤と申候
から山と申ハ鉛筋之脇を掘くつろげ鉛石を取申候、此掘取候素石之分をから山と申候
土龍頭と申ハ横鏈釣盤に御座候へ者、自然と上之方ゟ山すり込候ニ付、敷内往來道潰レ込、或は下財とも怪我等御座候ニ付、丈夫成留木を以留込候得共、大木之留木中より折申候、依之から山を石垣之ことく積重ね、其上を矢木留木ニ而留込申候
引捨と申ハ鏈數何程御座候而も、水流水門通水引流シ候一番之鏈の口之所を引捨と申候

右六ヶ所之内、三拾五番者當時立川之鉛石を別子に取寄候下財共之通路ニ付、竪横之剪方大概ニ御座候、其餘者前ゝ抜合候迚ニ而其後普請不仕竪横之剪方甚せまく通路相成不申候、三拾六番當時銀切之場所ゟ段ゝ剪繕キ成就仕候ハヽ、別子引捨水順ゟ餘程下に抜合候ニ付、此所ゟ立川に水流し掛候ハヽ、別子本鋪ニ而樋數四拾挺斗ゑ助り可申奉存候、尤此三拾六番之処に水流し掛候得者直ニ立川大平鋪水門通り引捨順に水通り候ニ付、少も立川鋪内之障ニ相成候儀無御座候、若右三拾六番ゟ根戸ニ而抜合候得者品ニより立川水坪ニ相成甚不相好儀ニ御座候、此段次之ヶ條ニ奉申上候

右之通ニ付別子立川一手ニ相稼候ハヽ、炭木下直ニ相當り并諸役場之取〆且右四拾挺も樋數相減候旁ニ而、成程勝手宜可有御座様奉存候、立川斗相稼候而ハ前條奉申上候通格別勝手ニ相成

候儀者無御座奉存候

一山林之儀於立川承合候処、當時燒釜ニ焚込候燒木之分者下地御請所之内上野山・西山其外一二里近山より切出候小木を相用候ニ付、燒木之分者差支候儀ゟ無御座旨申聞候、用木と申者矢木・留木之儀ニ而御座候、是迄ハ土刕十郎関山・小関山と申所より炭木共切出シ候由、尤立川ゟ之中宿者菅平と申処ニ一ヶ所おり付と申所ニ一ヶ所、都合貳ヶ所御座候、大中宿ニ而炭燒木買入木切之者ニ米味噌共貸渡し、炭木ハ買入ニ相立テ差引致候由承申候、尤十郎関山迄凡道法五里半程御座候、是ゟ銅山迄炭拾貫目ニ付六匁三分余、木は檜木柵之内六角ニ削り、長サ貳間壹尺ニ差渡シ六七寸位之材木壹本ニ付凡三四匁位仕候由、當時十郎関山・小関山兩山共切荒シ候ニ付、此上請所ニ相願可申山林ハ、右十郎関山・小関山之山續貳里餘程山奥ニ岩竹山と申宜林山御座候由、自是外ニハ土佐御領分之内ニゟ向寄之山林無御座、餘者格別道隔り申候由、當時深雪殊ニ大難所中ゝ道筋通路難成往來相止り申候、尤年ゝ炭木入用來三月頃迄之分者前年九月中迄ニ買入置、勿論中宿之手代ゟ皆ゝ銅山へ罷歸被申候由御座候、依之右炭山ハ得見分不仕候右者伊豫国立川銅山鋪明り共見分仕候様子并吟味被　仰付候趣共、前書之通有躰書上候處相違無御座候、則鋪明り繪圖貳枚入御覧申候以上

辰十二月

立川銅山見分方
西村理兵衛印
畑野勘左衛門印
三木喜三兵衛印
田邊与三治印
服部源兵衛印

右立川見分之様子遂吟味候處前書之通相違無御座候以上

辰十二月

長尾七郎左衛門印

尾本吉左衛門殿

立川銅山分別子山ニおゐて此節稼方子細ニ相認可差遣旨御申渡に付、如左ニ相認差出候

但右之趣大坂屋新六に御申渡被成候、立川分稼方別子ニ而致候様子細ニ新六ゟ相尋書出候様ニと被申渡候故、此書付新六に相渡候

覺

一諸稼人惣人數七百七拾七人

内訳

| | |
|---|---|
| 一百四拾人 | 横番 |
| 一三人 | 山留 |
| 一貳人 | 鍛冶 |
| 一六拾八人 | 水引 |
| 一三拾四人 | 手子 |
| 一七人 | 吹大工 |
| 一貳拾六人 | 同手子 |
| 一貳人 | 小炭燒 |
| 一九人 | 鏈持 |
| 一九人 | 日雇 |
| 一拾人 | 炭燒 |
| 一五拾人 | （同手子中持共 |
| 一六拾人 | 立川中持 |

一四人　　諸方番人

一凡三百五拾三人　諸稼人老人
妻子共

一鉛石上り方貳萬七千貫目

右者一ヶ月分出高凡積

一日ニ八九百貫目ゟ千貫目迄、尤鉛所掘場并日〻出方不同有之候得共、凡平均ニ〆如此

一右鉛焚込竈數拾壹枚餘

但壹ヶ月焚込竈數竈壹枚ニ鉛貳千四百貫目宛

一焼木五千四百貫目

但鉛石貳万七千貫目焚込候一ヶ月焼木、鉛千貫目ニ付焼木貳百貫目程、尤鉛性ニ依り不同有之候

一焼竈炭貳拾貳貫目餘

但壹ヶ月入用高竈壹枚ニ付炭貳貫目宛

一ス吹焚込焼鉛貳万貳千五百貫目

但壹ヶ月分

此吹數床四拾五軒、尤一日ニ五百貫目五吹ニメ壹仕廻

一ス吹炭高七千六百五拾貫目

但壹ヶ月分ス吹四拾五軒前入用炭高

尤壹軒前百六七八拾貫目位

但炭善悪ニゟ炭遣方不同有之候

一鈹三千百五拾貫目

但ス吹壹軒前ニ鈹六七八拾貫目

此銅千百貳拾貫目

但壹ヶ月分ル出銅高也、尤間吹一軒前ニ而銅三十四五貫目ゟ三拾六貫目迄

一間吹床數三拾壹軒半

但壹ヶ月分床數一軒前鈹百貫目

一仕廻

一間吹炭千五百拾貳貫目

但間吹床數三拾壹間半(ママ)、一月分吹炭高

一軒前四拾六七貫目ゟ五拾貫目迄

右者當時別子銅山ニ而相稼申候積を以書記申候

附紙

留木此所ゟ奥ハ立川山大坂屋ニ仕成候内之直段其外入用積ニ而、新六半藏ゟ積合書出シ申候控

一留木百貳拾本
　但壹ヶ月分凡入用高
一垂木七百本
　但右同斷
一矢木九百本
　但右同斷
一板拾五坪
　但右同斷
一小炭七百九拾俵
　但右同斷
一鋪風呂燒木三千貫目

付錄　別子立川両銅山抜合並びに併合関係資料

一ヶ月入用高尤風呂燒賃銀一日ニ
但　壹匁七分

一銅駄賃船賃

但　中宿ゟ新居濱迄一固ニ付三分五リ、
新居濱ゟ大坂迄一固ニ付壹匁貳分、
大坂川口上ハ荷舟賃共

一立川中宿ヨリ新居濱迄

一上ヶ荷壹駄ニ付八分貳厘
一下ヶ荷壹駄ニ付六分五厘

〆

一銅御運上出銅千貫目ニ付銅百三拾貫目宛、尤外壹割三歩之御運上ニ而御座候
但御運上銅百貫目ニ付代銀五百目之御定

一右御運上銅之内銅拾貳貫目ニ付銅貳百目宛　御口銅ニ相成候事

一御料炭御運上出來銅千貫目ニ付銀五拾貳匁貳分七厘六毛宛

一銅御運上之外山御運上金壹ヶ年ニ金五拾兩宛上納仕候事

一新居濱浦濱手金壹ヶ年ニ銀五拾枚宛西條御役所江相納候事

一諸役所手代中間子供山廻番人

惣人數六拾八人

内譯

一新居濱口屋　手代五人　中間貳人　子供壹人

一立川中宿　手代貳人　中間貳人　才領壹人　子供壹人

一銅山勘場　支配人壹人　元〆役壹人　手代六人　渡し方貳人　中間三人　子供三人

一出店　手代壹人　売子壹人

一床屋　手代四人　中間壹人　火番壹人

一作事方　手代貳人
家大工貳人
桶屋壹人

一鋪方　手代五人
中間壹人
子供壹人

一菅平炭中宿　手代四人
中間四人
子供壹人

一諸方山廻番人　九人
内　勘場門番山廻共貳人
所〻山廻番人　七人
〆

一燒木出方之儀者銅山ヨリ東西壹里ヨリ壹里半之内ニ而伐申候、尤小木斗ニ而御座候得共當時指
問候儀も無御座候事

右之分ハ大坂屋相稼候節諸入用物其節之凡積を以新六ヨリ認申候

右之通相違無御座候以上

辰
十一月廿八日

大坂屋久左衛門代
新　六　印

西村理兵衛殿

豫州立川銅山御請負證文之事

松平隱岐守様御預所伊豫國新居郡立川御銅山之儀、此度私共ニ請負被　仰付難有奉存候、依之先請負人大坂屋久左衛門去辰年分御上納金三千五百兩不納仕候分私共引受、右金高之内當九月中千兩御上納仕、殘而貳千五百兩之儀者當十月ゟ來二月迄月割を以急度御上納皆濟可仕候

一右御銅山御受負仕候上者御法度并前ゝ御山法之儀者不及申上、此以後被　仰付候趣下代等迄大切ニ相守少茂違背不仕、御銅山掘方諸仕入丈夫ニ仕、水抜普請等念入人數等も相増、出銅段ゝ多ク相成御運上茂相増候様ニ常ゝ勘弁仕、益御銅山繁栄仕候様ニ出精可仕候

一右銅山御運上之儀、前ゝ御定之通一割三歩之割合を以、出銅千貫目ニ付運上銅百三拾貫目、此代銀六百五拾匁宛之割合を以、出銅高ニ應シ急度御上納可仕候、且又山御運上之儀ハ先規之通壹ヶ年ニ金五拾兩宛御銅山出方善悪ニ無構急度上納可仕候支

一右銅山御請負之内買請米之儀、前ゝハ壹ヶ年ニ米四千石宛買請被爲　仰付候得共、向後千五百石相減可申候間、年々貳千五百石宛買請米被仰付可被下候、右御米代之儀者先規之通年ゝ御定

直段を以、御米請取候月ゟ拾ヶ月延ニ急度御上納可仕候

一右出銅吹方入用炭薪鋪内矢木留木等之義ハ、立川御銅山向寄之御林之内ニ而、雑木又ハ立枯風折朽木之類ニ而御用不立分伐取、先規御定之通年〻御運上金急度御上納可仕候

但右御林伐取候御場所之義ハ立川ニ罷越御銅山遠近之訳見分之上、いつれの御林ゟ伐取候義者可申上候

一右御銅山御請負之儀万一稼方難取續御請負御免願仕候共、跡請負人ニ伺之上譲り渡候迄者前條之通急度相守私譲り仕候儀者決而不仕、期月之通御上納皆濟仕候而も跡受負無之内者、何ヶ年成り共水抜普請等其外鋪内痛ミ不申様ニ手當仕取計可申候、實々跡受負無之候ハヽ、仕入金等損金ニ仕御請負御免可奉願候、但水抜普請等も相止候義ゑ御届相濟候迄ハ御請負同様ニ心掛、少も麁抹無之様可仕候事

一右御銅山請負被　仰付候ニ付於大坂家質沽券三百貫目之分差上置申候、若不埒之儀共候欤又者御運上金買請米代等相滞候ハヽ、請負被　召放家質被召上候共違背仕間鋪候事

右之條〻御受負仕候上者、御法度御山御作法等之儀者不及申上、此以後被　仰付候趣急度相守出銅并御運上之儀御定法之通相守、永〻御銅山繁昌仕候様ニ常〻出精可仕候、將又御銅山附御役人中ニ對し不作法無之、其外猥成ル儀無之様ニ下代等迄急度爲相守可申候、爲後日御受負證

文仍如件

寛延貳己巳年八月十三日

豫州立川御銅山請負人
美坂杢兵衛　印
大阪豊後町
入江理兵衛　印

御奉行所様

但於　御勘定所御組頭小木藤助様ゟ指上候、此證文ニ者於大坂家質沽券三百貫目之分指上置申候と有之候得共、此證文御下書ハ於江戸御勘定所御下書被　下置御書認指上候後、於大坂家質御改町役判御取揃被遊候故、實之銀高相違仕候、且此證文と家質證文ハ別段之事故、御下書御改被下度段奉伺候儀大造之事故、家質沽券三百拾七貫目之積ニ仕置候

右之通書記所持仕候間指出申候以上

寛暦九己卯年八月廿日

泉屋傳右衛門殿

往　阿

豫州銅山御請負證文之事

一松平隱岐守様御預り所伊豫國新居郡立川御銅山之儀、只今迄美坂杢兵衛御請負申上私儀證人ニ罷立相稼罷在候処、右杢兵衛儀當春病死仕候ニ付、跡稼之儀私へ被　仰付被下候様奉願候処、

願之通請負被　仰付難有奉存候、諸支随分念入大切ニ相稼可申候

一右御銅山御請負仕候上者、御法度并前々御山法之儀者不及申上、此以後被　仰付候趣下代等迄大切ニ相守少茂違背不仕、御銅掘方諸仕入丈夫ニ仕、水抜普請等念入人數等も相増、出銅段々多相成御運上相増候様常々勘辨仕、益御銅山繁昌仕候様出情(ママ)可仕候事

一右御銅山御運上之儀前々御定之通壹割三歩之割合を以、出銅千貫目ニ付運上銅百三拾貫目、此代銀六百五拾目宛之割合を以出銅高ニ應し急度御上納可仕候、且又山御運上之儀ハ先規之通壹ヶ年ニ金五拾兩宛、御銅　出方善悪ニ無構急度上納可仕候事

一右御銅山御請負之内買請米之儀、前々者壹ヶ年米四千石宛買請被　仰付候得共、向後千五百石相減可申候間、年々貳千五百石宛買請米被　仰付可被下候、右米代之儀者先規之通年々御定直段を以、御米請取候月ゟ十ヶ月延ニ急度御上納可仕候事

一右出銅吹方入用之炭薪鋪内矢來(木)留木等之儀ハ、右立川御銅山最寄之御林之内ニ而、雑木又者立枯風折朽木之類ニ而御用不立分伐取、先規御定之通年々御運上金急度御上納可仕候事

但右御林伐取候御場所之儀者立川ニ罷越御銅山遠近之訳見分之上、何れ之御林ゟ伐取候儀者可申上候

一右御銅山御請負之儀万一稼方難取續御請負御免願仕候共、跡請負人へ伺之上譲渡候迄ハ前条之

通急度相守私ニ譲渡仕候儀ハ決而不仕、期月之通御上納皆濟仕候而も跡請負人無之内者、何ヶ年成共水拔普請等其外鋪内痛不申様手當仕取計可申候、實〻跡請負無之候ハヽ、仕入金等損金ニ仕御請負御免可奉願候、但水拔普請等相止候儀も御届相濟候迄ハ御請負之内同様ニ心懸ケ、少も麁末無之様ニ可仕候事

一右御銅山請負被　仰付候ニ付於大坂家質沽券三百貫目之分差上置申候、若不埒之儀共候欤又ハ御運上金買請米代等相滞候ハヽ、請負被　召放家質被　召上候共違背仕間敷候事

右之條〻御請負仕候上者、御法度御山御作法等之義ハ不及申上、此已後　被仰付候趣急度相守出銅并御運上之儀御定法之通相守、永〻御銅山繁昌仕候様常々出精可仕候、將又御銅山附御役人中へ對シ不作法無之、其外猥成義無之様下代等迄急度爲相守可申候、爲後日御請證文仍如件

寶暦貳年申九月

豫州立川御銅山師
泉屋理兵衛　印

御奉行所様

右御下書從　御勘定所同十二日御渡被遊候、本紙相認同十六日ニ御勘定所ニ差上、夫より大坂御奉行所小濱周防守様中山遠江守様ニ被　仰遣、於大坂理兵衛直印御取被遊候筈江戸中橋店ヨリ申來候、右本紙江戸中橋店儀兵衛相認候

申九月廿九日於大坂東御番所小濱周防守様御前理兵衛印形御直ニ御取被成候、御与力金井塚與市右衛門殿羽津元右衛門殿御掛り也、御白洲(洲)椽側疊之上へ御召出周防守様御直被　仰付候、格式別子御銅山師同格之積被仰渡候

中扉
「延享貳丑年
立川銅山仕格覺
大坂屋久左衛門」

立川銅山仕格覺

一享保十二年未十月ゟ京都糸割符山師ゟ譲請、當丑年迄拾九年ニ相成申候事
但銅山最初草創ゟ九百貳拾年餘ニ罷成候由、古來之儀ハ委細承知不仕候

一御制札高六枚

内

一四枚　銅山
一壹枚　新居濱
一壹枚　立川中宿

一鋪内御封印鉄格子之事

但別子銅山大和間符、立川銅山大黒間符、元祿八年亥四月廿五日拔合論所罷成、翌子年御檢使秋山伊左衛門様曲淵市郎右衛門様御登山、翌丑年於御評定所落着被爲　仰付別子山利分ニ罷成候事、尤右拔合場所鐵ニ而格子を打立、毎年兩山御役人立會御封印御改之上御仕替被成候事

一間符五ヶ所

大黒間符　壹ヶ所
太平間符　壹ヶ所
寛永間符　壹　所
天王寺間符　壹ヶ所
都　間　符　壹ヶ所

但當時相稼候間符ニ而御座候、間符口ゟ大根戸迄九百八拾間程御座候

一鋪内樋數百六拾挺

但右樋尺壹丈ゟ壹丈貳尺迄之樋ニ而御座候、大根戸當時相稼候所之溜り水引捨させ申候、樋壹挺貳人

掛り

一鎚數七拾挺

但鎚壹挺前と申ハ四人掛り

内

一四拾挺　鉛切鎚

一貳拾挺　銀切鎚

但銀切と申ハ鉛石無御座所之石を高サ三尺五寸横貳尺五寸ニ切立、尤鉛鉉さがし水通シ風廻シに切セ申候

一拾挺　普請仕替鎚

但鉛石之間ニ有之候素石を切捨させ申候

一掘子昼夜番替之事

但昼夜十二時を八ツニ割、掘子壹人ノ昼壹番一時半、夜壹番一時半ツヽ、相稼申候、此外普請銀切鎚と申ハ拾六伐ゟ貳拾四伐迄相稼申儀ニ御座候

一鋪内板材木遣所之事

但鉛石切候場所又通り路其外古間符等押木関板ニ仕候而下財共怪我不仕様通路仕候、尤押木板とも長

サ三尺位ゟ壹尺迠切遣申候

一鉑出方一昼夜貳千七百貫目程宛出申候、尤時〻不同御座候

一床吹方之事

一素吹壹軒前

一燒鉑正味四百四拾貫目

一拾イ物百貫目

〆

五百四拾貫目　五吹ニ仕候

此出來鈹九七拾五六貫目程此尻銅九壹貫貳三百目程、但時〻鈹出来鉑性ニゟ不同御座候、尤尻銅も右同斷ニ而御座候、又右拾イ物と申ハ素吹ニ而素からみの内銅氣有之ものを女子供ニ拾イ取らせ、右燒鉑之内に交セ吹申候

一間吹壹軒前

此掛ケ鈹九拾貫目

出来銅九三拾貫目程

但時〻不同御座候

一銅歩附之事

但歩附壹束と申時ハ銅拾六貫目唐目百斤ニ而御座候、或者當時之歩附壹束八九歩貳束位迄、ス吹壹軒前一日吹出來鈹七拾五六貫目、是を銅ニ吹立候時銅三拾貫目有之時ニ者、貳束と申歩ニ而御座候

一鉛燒竈五拾枚

但此上家拾六軒、尤壹軒ニ竈三枚程宛有之候、竈一枚ニ付鉛千五六百〆目程宛焚込申候、此燒木鉛千貫目ニ付木貳百五六拾貫目、炭拾貳三〆目程、尤鉛性ニ而炭木増減御座候

一炭竈七拾枚

但炭山ハ土州御領貳ヶ山、銅山迄道法八里餘御座候、尤銅山迄一宿ニ仕取越申候、炭竈壹枚ニ付壹ヶ月ニ炭千貳三百貫目程宛遣來仕候

一下財小家貳百拾軒

内

一七拾軒　鋪方下財

但小家持下財と申ハ七拾人ニ而御座候得共、小家壹軒ニ掛リ下財三四拾人宛居申候故、人數ニ而小家數無數御座候

一三拾軒　床屋下財

一貳拾軒　　作事下財
一三拾五軒　　炭中持
一五拾五軒　　炭燒
〆但炭燒一人竈壹枚或ハ貳枚も燒申候故小家無數御座候

一立川銅山建物七拾貳ヶ所
内
一御番所　　三ヶ所
一床吹家　　拾四軒
但當時吹床八九軒
一山師居小家　　壹ヶ所
一床役所　　壹ヶ所
一鋪役所　　壹ヶ所
一炭中宿　　貳ヶ所
一炭藏　　九ヶ所

但内三ヶ所ハ炭中宿ニテ御座候

一材木藏　五ヶ所

但貳ヶ所ハ炭中宿ニテ御座候

一米藏　貳ヶ所
一荒物藏　貳ヶ所
一銅藏　壹ヶ所
一鈹藏　壹ヶ所
一門番小家　壹ヶ所
一諸方番人小家　七ヶ所
一鉑請取場　壹ヶ所
一風呂家　壹ヶ所
一鍛冶小家　五ヶ所
一醫師小家　壹ヶ所
一寺社　六ヶ所

但山神宮・愛岩(宕)宮・金毘羅宮・稲荷宮・觀音堂・庚申堂

一新居濱役所　壹ヶ所
一米藏　貳ヶ所
一荒物藏　壹ヶ所
一立川中宿　壹ヶ所
一米藏　貳ヶ所
一荒物藏　壹ヶ所

〆

一惣人數千七百五拾九人

内

一貳百八拾人　掘子
一三百貳拾人　樋引
一六拾六人　手子

但普請遣ひ

| | |
|---|---|
| 一貳拾人 | 鉑撰<br>手傳とも |
| 一五人 | 山留 |
| 一七人 | 山留<br>手傳 |
| 一四人 | 火番 |
| 一貳拾人 | 鍛治手子共 |
| 一三拾人 | 鉑碎女 |
| 一六拾人 | 吹大工 |
| 一三拾五人 | 拾物師 |
| 一貳百八拾七人 | 炭焼手子共 |
| 一百三拾人 | 炭中持 |
| 一百三拾五人 | 同當銀持 |
| 一七拾人 | 立川中持 |
| 一貳拾五人 | 馬士 |
| 一百八拾四人 | 木伐日雇 |

一八拾壹人　山師内人

内

一三拾五人　手代

一六人　子供

一貳拾五人　中間

一拾壹人　山廻番人

一壹人　醫師

一壹人　山伏

一壹人　觀音堂守

〆

一御請所山道法之事

但銅山御制札庭ゟ東浦山境迄九四里程御座候、同所ゟ西芳井峯迄九三里程御座候、尤右芳井峯境と申ハ西条御領土佐御領御料分三方之境目ニテ御座候、南北壹里半尤所ニゟ壹里位之所も御座候

一御請所山之内ハ先山師ゟ諸木伐荒候ニ付用木類ハ無御座候、御銅山譲請已來番人大勢付置候

故所ニ〆餘程小苗生立申候

右之通御座候以上

延享貳丑年四月

右之通相認松山御手附中御出之節差出申候寫也

乍恐以書付奉願上候覺

一豫州立川御銅山之儀、前〻請負人京都糸割賦之者共より大坂屋久左衞門方ニ相譲度旨奉願上、久左衞門ニ請負被爲　仰付貳拾貳ヶ年之間種〻勘辨仕、鋪中仕替等手を盡シ相稼候得共相續仕兼、身上不勝手ニ罷成上納金三千五百兩程滞難儀仕候、右滞金奉上納跡請負仕度段奉願上候者無御座候由ニ而、所〻請負人御聞合被爲　仰出候節私奉請負度旨寛延二巳年奉願上候処、願之通被爲　仰付難有奉存候御事

一立川御銅山者開發より百餘年ニ及候付、鋪道遙遠ク罷成其上涌水強百三拾餘挺之繰樋を立夥人夫ニ而昼夜出水引捨、鋪中普請六ヶ敷失墜彌増追年鉛石歩附者相劣り、炭木山遠山ニ罷成何角ニ付稼場不勝手故、無益之入用多御座候付、前〻銅山師京都糸割賦之者共其後大坂屋久左衞門

ゟ稼方相續不仕、身上不手廻ニ罷成候儀無拠訳と奉存候、私奉請負當年迄拾四ヶ年之間種々手を盡し、鋪中風廻シ仕替等夥入用銀を懸ヶ永々奉請負度勘辨仕候得共、次第ニ損銀嵩ミ難儀仕候、然共跡請負人無之内ハ何ヶ年成共鋪内痛不申様手當可仕旨證文奉指上候御儀、殊ニ出銅減少仕間敷旨毎度嚴敷被爲　仰渡候御事故、去巳年中迄ハ不顧損失出銅高出劣不申御運上金銀御米代銀無滞奉上納候御事ニ御座候、此上調義才覺仕稼方取續候内ニ者彌困窮仕、おのづから鋪内外之普請懈怠仕、水引人夫一日怠候而ゟ鋪中痛ニ罷成候御事ニ御座候、萬一上納金銀手支候様困窮仕候而者重々奉恐入候御事

一隣山別子御銅山師泉屋吉左衞門義者近キ親類ニ而御座候間、種々世話仕呉候得共是迄之稼方ニ而者所詮相續難仕趣ニ御座候、依之何卒立川御銅山も一手ニ奉請負相稼候存入有之候者、乍恐其趣双方ゟ奉願上度段内談仕候処、何分是迄之稼口ニ而者鋪道遠明り方焼吹不勝手多、誰奉請負候而ゟ相續仕兼申候付、稼之仕方改替候積をゟ不奉願上候而者相續相成間敷奉存候付、此後稼方改替之儀　御免被成下候ハヽ、是迄之通銅出劣り不申永々相續仕候様存寄有之旨吉左衞門申聞候、依之別紙吉左衞門願之通兩山一手稼方被爲　仰付被下置候様奉願上候御事

右之趣ニ御座候間　御憐愍を以　御聽濟被成下、立川御銅山吉左衞門江請負被爲　仰付被下置

候者、是迄之通出銅御運上減少不仕御山永久繁昌仕、百餘年地付候稼人等産業無難ニ相續仕、御慈悲重〻難有可奉存候　以上

寛暦十二午年二月

豫州立川御銅山師
泉屋理兵衛　印

山田四郎兵衛殿

乍恐以書付奉願上候覺

一豫州立川御銅山者開發より及百餘年、鋪道遠涌水強樋引人夫夥相懸り、明り方燒吹仕候炭木持運不勝手成場所ニ而無益之失墜相懸り、前〻御銅山師京都糸割賦之者共引續大坂屋久左衛門困窮仕候、當時請負人泉屋理兵衛義拾四ヶ年奉請負追年損銀多難儀仕候次第、理兵衛以書付奉申上候通御座候、依之跡御山奉請負呉申間敷哉之段申聞候付、稼方如左奉窺候通　御免さへ被成下候ハヽ可奉請負段申答候、右ニ付双方ゟ奉願上度乍恐存寄之趣奉申上候御事

一立川御銅山と別子御銅山とハ同根性之御山ニ而御座候得共、古来ゟ立川山村と別子山村と南北兩請負人ニ而稼來候付、別子立川と兩山之名目ニ有之候、然共土底ニ而ハ双方より稼寄候ニ付鋪中ニ而境目相立候場所御座候、立川御銅山者及百餘年候古鋪故、格別鋪道遠涌水多水引人夫

夥相懸、其上屈曲難儀之石窟遙ゝ往來仕候付、稼方甚六ヶ敷無益之人夫相嵩ミ申候、且又炭木持運不勝手成難所故燒吹等手支、萬端失墜多相懸り候場所ニ付、誰奉請負候共相續仕兼候儀と奉存候、此上理兵衛ゟも御願奉申上候通私ニ御請負　御免被爲　仰付被下置候ハヽ、兩山之鋪道程近キ別子歡喜間府と申古鋪より掘通し、立川御銅山之鉑石共ニ別子山内ニ運出兩山鉑石一所ニ燒吹仕候ハヽ、人手間格別減少可仕候、尤兩山鋪中双方銅水ニ差障無御座場所ゟ通路を付替、立川御銅山鉑所ゟ別子山内明り方ニ通路仕候故、是迄之立川稼人往來仕候鋪道よりハ餘程近ク罷成、其外勘辨を以稼候ハヽ、既ニ衰微可仕御山再相榮候様可相成候、然共餘人ニ立川御銅山請負被爲　仰付候而者、數千之下財昼夜之稼往來混雜評論仕候儀ニ付、別子之鋪内通路借シ遣候儀者難仕奉存候御事

一立川御銅山之稼口替候儀　御聽濟被成下、立川買請御米是迄之通ニ被爲　仰付被下置候ハヽ、難有奉請負、立川附之下財別子山内ニ引取別子下財同様ニ養育仕、出銅劣り不申様相稼　御用銅無滞奉賣上御運上金銀少も減少不仕奉指上、諸事是迄仕來之通可奉請負候、尤立川御銅山斗ニ而御座候ハヽ、稼方自力ニ不及候得共、私儀ハ隣山奉請負罷在候付兩御山一所ニ相稼、勿論鋪内普請等不怠取立永久相榮候様出精仕、追ゝ出銅相増候様ニ隨分勘辨可仕候、右奉願候通被爲

仰付被下置候ハヽ、乍恐御請可奉申上候　以上

寶暦十二午年二月

豫州別子御銅山師
泉屋吉左衛門

山田四郎兵衛殿

右者隱岐守御預所豫州立川銅山師泉屋理兵衛儀、先銅山師大坂屋久左衛門及困窮銅山仕込難相成、其上辰巳兩年上納高金ニ〆三千五百兩程之分相納候調儀無之及難澁候節、跡銅山譲請右金高無滞上納可仕者承合候様被　仰付所ゝ聞合候得共、立川銅山之儀者鉛性堅ク歩付不宜其上炭木山最寄悪敷、京都糸割賦之者共ゟ久左衛門迄終ニ相續仕兼候ニ付、何分承合候而ゟ相望候者無御座、依之漸右理兵衛江譲渡之相談仕候上、寛延二巳年双方願書差上之、御吟味之上願之通御聽濟被成遣右金高無滞上納仕、今年迄拾四年身上抛相稼候得共、百餘年ニ及候老山鋪内道遠ク剩涌水強風廻悪敷、莫太之失墜有之累年損銀相嵩候ニ付始終相續之所無覺束、尤去巳年迄諸上納金銀無滞相納候得共、此上不時之損失も御座候時ハ上納等可相滞哉と恐入、隣山別子銅山師泉屋吉左衛門者近キ親類ニ付、立川銅山も一手ニ譲請相稼呉候様ニ相談仕候處、是迄之通別子立川と兩山境を立相稼候時者、立川者稼方至而六ヶ敷既迫ゝ身上不勝手ニ罷成及困窮候程之難山、諸事無益之失却多相掛候ニ付難引請候得共、別子銅山之方江土中道法近ク候得ハ、當時

迄之稼口改替別子歡喜間府と申古鋪之内、程能所ゟ切抜鉛石等取越一所ニ燒吹仕、鋪内普請入用之板材木ゑ別子ゟ取入候工面ニ仕候ハヽ、萬端都合能可相成候条、立川買請米一所ニ被　仰付候ハヽ、讓請、隨分後ゝ迄御山衰微不仕諸事當時迄之通上納可仕旨申合、理兵衛吉左衛門ゟ願書差出候ニ付委吟味仕候處、兩人願之趣相違無御座候、右之趣ニ而理兵衛稼方無覺束奉存候間、吉左衛門願之通鋪中抜合一手稼　御免被成遣、且買請米是迄之通八千三百石被　仰付候ハヽ、石高相當之家賃御預所ニ取付置可申候、吉左衛門儀數年來稼方功者身上向も丈夫之者ニ御座候得者、追ゝ銅山相榮出銅も相増可申候、願之通被　仰付候ハヽ、右抜合候場所兩山境爲改役人差遣印杭建置、後年紛敷儀無之様仕置可申候、將又立川方在山役人手代壹人足輕貳人此御給扶持、壹ヶ年三拾壹石ニ三人扶持并番所入用銀百目餘、年ゝ相減候之間旁　御益之筋ニ御座候得者、願之通被　仰付可然哉と奉存候ニ付此段奉伺候以上

午三月

松平隱岐守内
山田四郎兵衛　印

御勘定所

右　御聽濟御證文之寫如左

書面之豫州立川銅山之儀、寛延二
巳年泉屋理兵衛先請負之者ゟ譲請
當午年迄拾四ヶ年之間相稼候處、
年々損銀相嵩ミ請負相續難相成趣
及難儀候ニ付、隣山別子銅山師泉
屋吉左衛門江對談之上譲渡度旨双
方相願候ニ付被遊吟味候處、吉左
衛門譲請兩山一手ニ而相稼候ハヽ、
勘辨を以相稼、追々出銅も相増御
益筋茂可有之旨、且又兩銅山買請
米一所ニ買請可申旨相願候ニ付被
相伺候趣令承知、右之段松右近將
監殿江相伺候處、願之通理兵衛ゟ
爲譲渡別子立川兩銅山吉左衛門一

長　印
○　安　藝
○　備　後
○　左　大　夫
御用ニ付無印形　與　七　郎
御用ニ付無印形　源　太　郎
○　三郎右衛門
○　郷　右　衛　門

手ニ而相稼、買請米之儀も兩山石
高八千三百石買請可申付旨被　仰
渡候、於然者立川分之石高相應之
家質取之、兩山一手ニ爲買請代銀
并運上等上納方諸事是迄之通可被
取斗候所者本文ニ有之候　以上

午閏四月

押切
三郎右衞門

御連印御名前

御月番
一御勘定御奉行御勝手方　一色安藝守様
一御同役　石谷備後守様
一御吟味　小野左大夫様
一御同役　古坂與七郎様

一御同役　上遠野源太郎様
一御組頭（御月番）御勝手方御取箇　吉川三郎右衛門様
一御同役　佐久間郷右衛門様

右御連印如此御座候以上

寛暦十二年壬午四月四日

御聽濟

# 後記

別子銅山といえば新居浜市南端とそれに続く別子山村に跨る銅山を思い浮べる。しかし最初からこのような形の銅山として開坑出来たのではなかった。本文にも述べられた如く領主を異にし稼行主が別箇であった。同一鉱脈を南北両面から接近して掘進したから数年ならずして抜合紛争が起こり、以後もしばしば同様の事が繰返された。両銅山共に重要且つ有望な鉱山であったから、先ず立川銅山と関係地域の村々の上知が行なわれ、別子と同様幕領となった。そして幾多の曲折を経て、宝永元年の上知以来、住友が希望しつゞけて来た別子・立川両銅山一手稼行は実に五九年目にして念願が達成された。宝暦十二年のことである。これによって両銅山の管理運営面と生産面に於ける一元化・合理化がようやくにして実現出来ることになった。しかし幕府当局は従来の慣例にこだわったため、形式的に名称の上では明治維新に至るまで別子立川両銅山と称したのである。因に両銅山を併せて別子鉱山と正式に呼ぶようになったのは明治六年である。しかして維新後の別子銅山近代化が圓滑に行なわれた背景にはこの併合の果した大きな役割を見逃すことは出来ない。このことは延いては明治以後の住友の発展にも係わっていると言えよう。

本輯は京都大学名誉教授小葉田淳博士の御執筆に成る。なお、折込の「別子銅山坑口位置関係図」は別子銅山記念館の調製によるものであり、この坑口位置については伊藤玉男氏のご協力を得ている。

昭和五十二年三月

住友修史室

昭和五十二年三月三十一日発行　〔非売品〕

編纂発行　京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町二五
住友修史室

印刷　京都市南区唐橋門脇町二八
河北印刷株式会社